

# 剣淵町一般廃棄物処理基本計画書 ごみ処理基本計画

平成 31 年度 ～ 平成 45 年度 15 年間  
(2019 年度 ～ 2033 年度)

平成 31 年 3 月  
北海道剣淵町



## 目 次

---

第1編	総論	1- 1
第1章	一般廃棄物処理基本計画の基本的事項	1- 2
第1節	計画の目的と背景	1- 2
1.1	目的	1- 2
1.2	背景	1- 3
第2節	計画の対象地域	1- 4
第3節	計画の対象廃棄物	1- 4
第4節	計画の期間	1- 5
第5節	計画の性格と位置付け	1- 6
第6節	ごみ処理関連法と上位計画	1- 8
6.1	環境基本法による体系	1- 8
6.2	廃棄物処理法	1- 9
6.3	ダイオキシン類の規制	1-13
6.4	最終処分場施設の維持管理基準	1-15
6.5	その他の関連法	1-16
6.6	国、北海道の減量化目標	1-20
第2章	剣淵町の特性	1-23
第1節	町の誕生と歴史	1-23
1.1	誕生	1-23
1.2	歴史	1-24
第2節	位置と地勢	1-25
2.1	位置	1-25
2.2	地勢	1-26
第3節	気候的特性	1-27
第4節	社会的環境	1-30
4.1	人口・世帯の状況	1-30
4.2	年齢階層別人口	1-32
4.3	人口動態の推移	1-34
4.4	就業人口の推移	1-35
第5節	産業の状況	1-38
5.1	産業構造における売上(収入)	1-38
5.2	産業別の就業者数	1-41
5.3	観光の状況	1-47
5.4	産業指標	1-48

第6節	土地利用と道路交通の状況	1-49
6.1	土地利用	1-49
6.2	道路交通	1-51
第7節	将来計画の策定状況	1-52
7.1	総合計画	1-52
7.2	人口ビジョン	1-57
7.3	一般廃棄物処理基本計画	1-62
第8節	水環境・水質保全の状況	1-64
8.1	河川の状況	1-64
8.2	現況水質	1-66
第2編	ごみ処理基本計画	2- 1
第1章	ごみ処理の現状と課題	2- 2
第1節	ごみ処理の概況	2- 2
1.1	ごみ処理の経緯	2- 2
1.2	ごみ処理の流れ	2- 3
1.3	ごみ処理施設の諸元	2- 6
1.4	本町によるごみ処理等の状況	2-11
第2節	ごみ排出の実績	2-22
2.1	ごみ総排出量	2-22
2.2	家庭系と事業系のごみ排出量	2-26
2.3	一般ごみ排出量	2-29
2.4	生ごみ排出量	2-31
2.5	資源ごみ等排出量	2-33
2.6	粗大ごみ排出量	2-40
2.7	リサイクル率	2-44
2.8	最終処分量	2-48
2.9	上川北部ブロックとの比較	2-49
第3節	ごみ処理の経費	2-54
第4節	ごみ処理の評価	2-58
第5節	ごみ処理の課題	2-62
5.1	ごみ減量化に関する課題	2-62
5.2	分別・収集に関する課題	2-64
5.3	中間処理に関する課題	2-66
5.4	最終処分に関する課題	2-67
5.5	その他の課題	2-68

---

第2章	ごみ処理基本計画	2-69
第1節	ごみ処理の基本方針	2-69
第2節	ごみの発生量及び処理量の見込み	2-70
2.1	ごみ処理計画の目標	2-70
2.2	人口の将来予測	2-71
2.3	ごみ発生量の将来予測	2-76
第3節	取組方向と施策	2-87
3.1	ごみ減量化計画	2-87
3.2	分別・収集計画	2-91
3.3	中間処理計画	2-94
3.4	最終処分計画	2-95
3.5	その他関連計画	2-96

# 第 1 編 総 論

## 第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

### 第1節 計画の目的と背景

#### 1.1 目的

家庭生活の営み及び事業活動に伴って発生する一般廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として適正に処理する必要がある。

本町では、平成22年2月に『**剣淵町一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画書**』を策定し、各種法令の改正や廃棄物に係る諸課題に対応した廃棄物の抑制並びに循環型社会の形成に向けて、廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理に努めている。

前回計画から9年以上を経過する中で、ごみの収集・処分においては、ごみの適正な分別が困難な高齢者の一人暮らしが増加していること、また、空き家の解体時に発生したと思われる廃材が一般廃棄物の粗大ごみとして大量に排出されている等、新たな課題が指摘されている。

そして将来的に満杯となる一般廃棄物最終処分場の残余容量の逼迫に対し、ごみの減量化とリサイクルの推進とともに、不燃物と一緒に直接埋め立て処分をしている可燃ごみの分別及び破碎や焼却など中間処理による減容化の必要性など、協議すべき課題が多々ある。

本計画では本町におけるごみ処理に係る問題・課題を整理し、ごみ行政を取り巻く情勢に合わせた新たな目標を設定するとともに、更なる循環型社会形成の推進に寄与すべく計画の見直しを図るものである。

## 1.2 背景

計画策定にあたり、ごみ処理に係る法改正の他、北海道、剣淵町を巡る状況・背景を整理する。

### (1) ごみ処理に係る法改正など

ごみ処理に係る大きな法改正としては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃棄物処理法。昭和 45 年法律第 137 号、平成 3 年全面改正)」や、「循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)」及び各種リサイクル法等の改正が行われている。

### (2) 北海道の動き

北海道では「北海道廃棄物処理計画(平成 27 年 3 月)第 4 次」や「北海道循環型社会形成推進基本計画(平成 27 年 3 月)」の改訂が行われるなど、一層の 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進が求められている。

また、平成 9 年 12 月に北海道の「ごみ処理の広域化計画(平成 10 年から平成 29 年)」に基づく広域ブロックで、本町は『上川北部』に属すると設定されている。

### (3) 剣淵町を取り巻く状況

本町では、ごみ処理の広域化として、生ごみについては和寒町との消滅型の処理、また資源ごみについては周辺自治体との広域連携による再資源化を進めているとともに、木質系を除く粗大ごみと、事業系の紙おむつについては、愛別町外 3 町塵芥処理組合に運搬し、破碎・焼却処理を委託している。

ただし、本町においては地域状況などから、ごみ焼却施設の広域化には参画しておらず、現状において可燃ごみは一般ごみとして埋め立て処分されている。

その他、『剣淵町地球温暖化対策実行計画(第 2 期)(平成 30 年 10 月)]を策定するなど、循環型社会形成に寄与する方策を実施している。

## **第2節 計画の対象地域**

本計画は、剣淵町全域を対象地域とする。

## **第3節 計画の対象廃棄物**

対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とする。

#### 第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成45年度（2033年度）までの15年間とし、策定から5年ごとの平成35年度（2023年度）、平成40年度（2028年度）に中間目標年度を設定する。

なお、この中間目標年度においては、社会環境等の状況変化に応じて柔軟に計画の見直しを行うものとする。

表 1.1.4.1 計画期間と目標年度

年度	西暦	2018	2019～2022	2023	2024～2027	2028	2029～2032	2033		
	平成	30	31～34	35	36～39	40	41～44	45		
内容	計画策定	→		中間目標	→		中間目標	→		計画目標

## 第5節 計画の性格と位置付け

廃棄物処理法では、第6条第1項の規定により、『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。』とされている。

一般廃棄物処理計画は、

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）
- ・当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）

から構成されている。また、それぞれにごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と、生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）で構成されている。

本計画は、このうち「ごみ処理」に係る『一般廃棄物処理基本計画』を策定するもので、本町における一般廃棄物処理事業の最上位計画となる。

次に、各計画の位置付けについて示す。

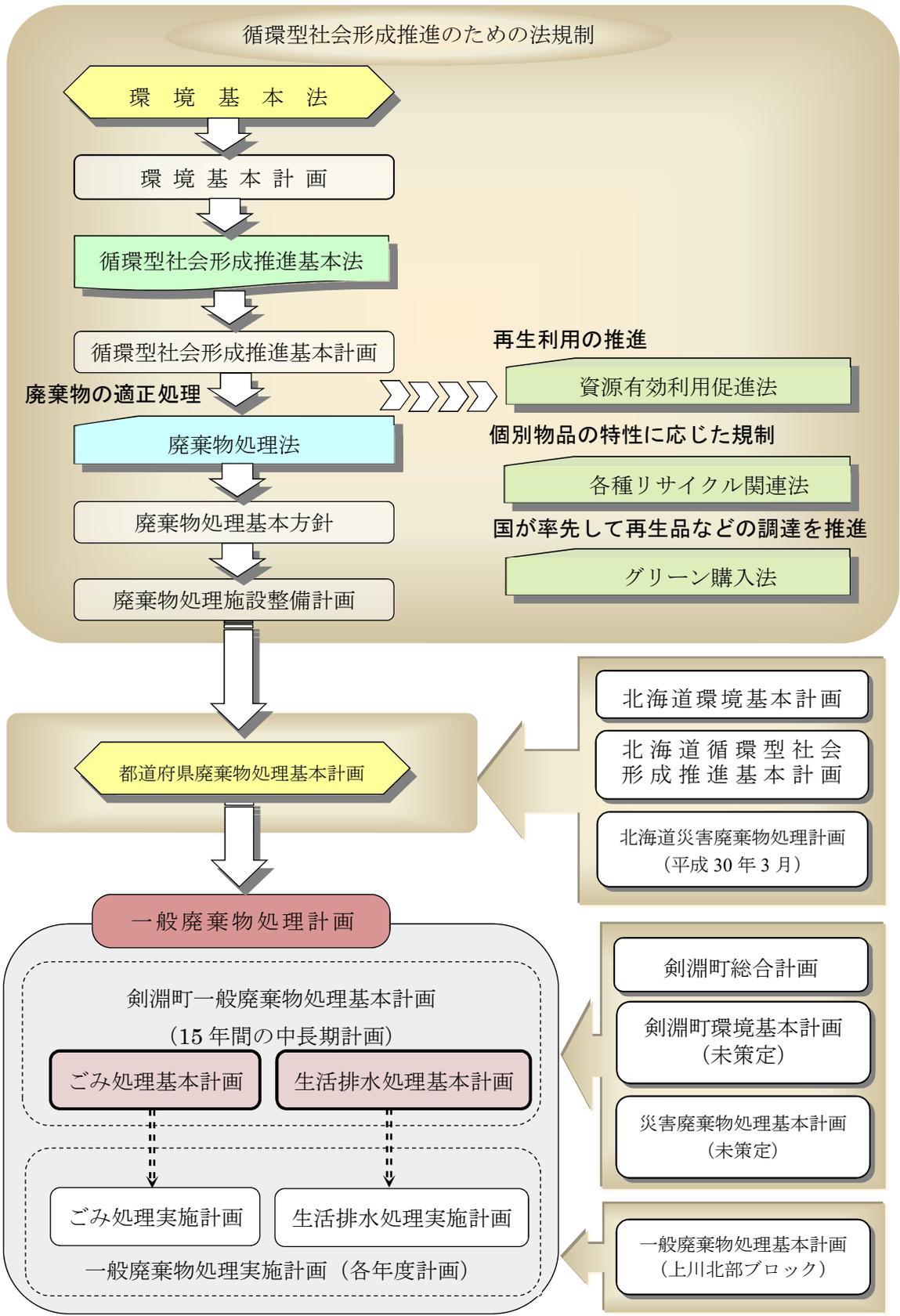


図 1.1.5.1 一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画の位置付け

## 第6節 ごみ処理関連法と上位計画

### 6.1 環境基本法による体系

ごみ処理に関連する法律は、環境基本法を基に下図に示す体系となっている。

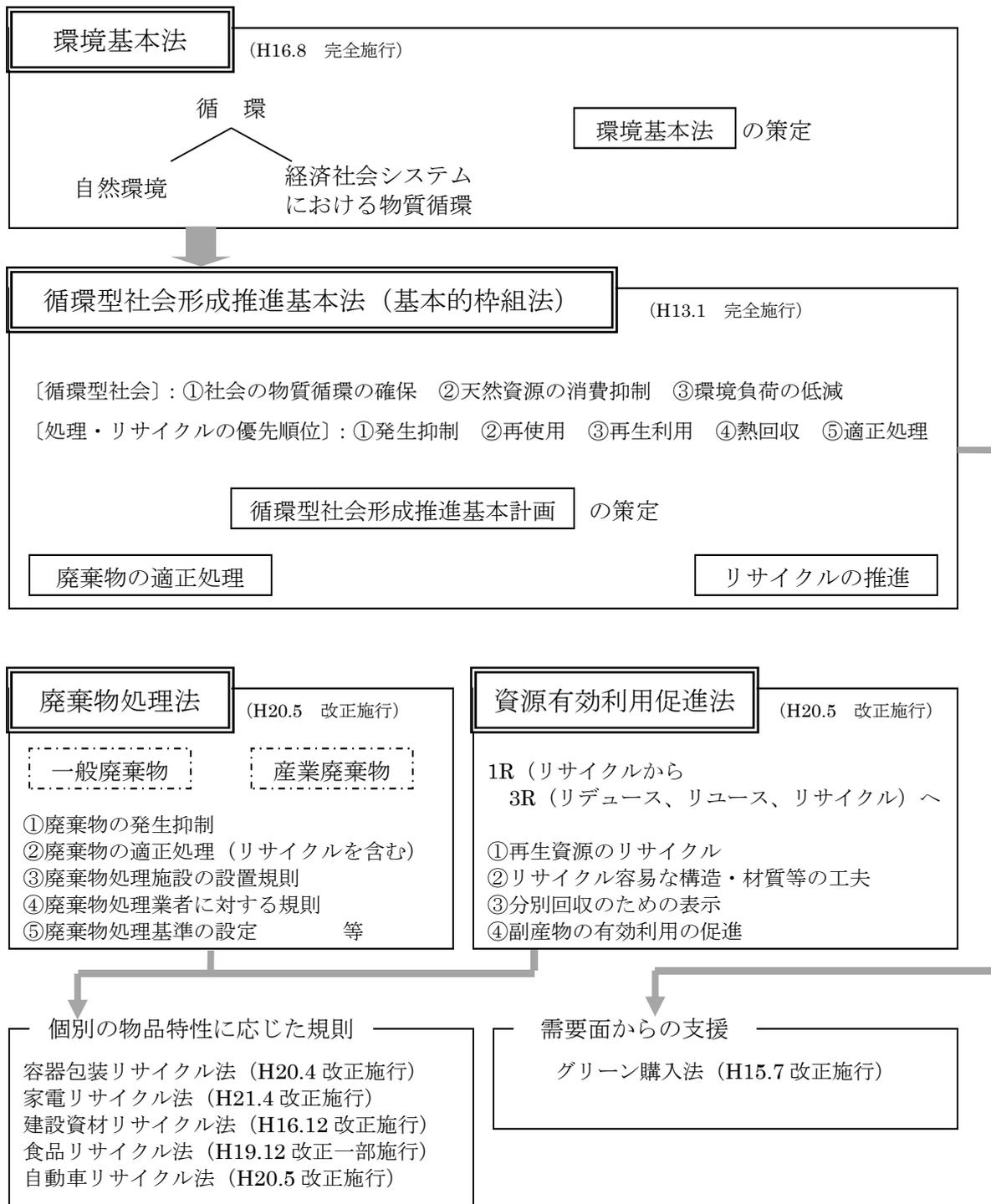


図 1.1.6.1 ごみ関連法の体系図

## 6.2 廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、昭和 45 年の制定（施行は昭和 46 年 9 月）以来、廃棄物の種類や発生において常に新しい問題などが出現する状況にあるため、頻繁に改正（施行令や施行規則を含む）が行われてきている。

### (1) 廃棄物政策の変遷（廃棄物処理法改正の経緯など）

廃棄物政策の変遷の状況は、以下に示す背景に基づき法改正が行われてきた。

- ・ 廃棄物処理政策は、公衆衛生の向上・生活環境の保全の目的に加え、1990 年代以降循環型社会を形成するため 3R の推進をも含めた政策にかじ取りしている。
- ・ また、不法投棄や産業廃棄物問題が社会問題化し、適正処理の徹底や廃棄物由来の環境被害の防止が急務となってきた。
- ・ さらに、温暖化対策・災害廃棄物対策に対する要請が高まっている。
- ・ このため、各種リサイクル法等の制定と相まって、平成 9 年、平成 12 年、平成 15 年から平成 18 年、平成 22 年、平成 27 年に廃棄物処理法が改正されている。

#### ※参考資料

「廃棄物政策の変遷及びこれまでの取組等について」平成 28 年 5 月 19 日

第 1 回廃棄物処理制度専門委員会

次頁以降に廃棄物政策の変遷と、平成 22 年以降における廃棄物処理法改正の概要を整理する。

表 1.1.6.1 我が国における廃棄物政策の変遷

年代	内容	法律の制定
戦後 ～1950年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境衛生対策としての廃棄物処理</li> <li>衛生的で、快適な生活環境の保持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃法(1954)</li> </ul>
1960年代 ～1970年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化</li> <li>環境保全対策としての廃棄物処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境施設整備緊急措置法(1963)</li> <li>廃棄物処理法(1970)</li> <li>廃棄物処理法改正(1976)</li> </ul>
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理施設整備の推進</li> <li>廃棄物処理に伴う環境保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域臨海環境整備センター法(1981)</li> <li>浄化槽法(1983)</li> </ul>
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の排出抑制、再生利用</li> <li>各種リサイクル制度の構築</li> <li>有害物質(ダイオキシン類含む)対策</li> <li>廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法改正(1991)</li> <li>産業廃棄物処理特定施設整備法(1992)</li> <li>環境基本法(1993)</li> <li>容器包装リサイクル法(1995)</li> <li>廃棄物処理法改正(1997)</li> <li>家電リサイクル法(1998)</li> <li>家電リサイクル法特別措置法(1999)</li> </ul>
2000年～	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会形成を目指した3Rの推進</li> <li>産業廃棄物処理対策の強化</li> <li>不法投棄対策の強化</li> <li>災害廃棄物対策の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会形成推進基本法(2000)</li> <li>建設リサイクル法</li> <li>食品リサイクル法(2000)</li> <li>廃棄物処理法改正(2000)</li> <li>PCB特別措置法(2001)</li> <li>自動車リサイクル法(2002)</li> <li>産業廃棄物支障除去特別措置法(2003)</li> <li>廃棄物処理法改正(2003～06、10)</li> <li>小型家電リサイクル法(2012)</li> <li>廃棄物処理法及び災害対策基本法改正(2015)</li> </ul>



## (2) 平成 22 年 廃棄物処理法改正の概要

〈廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化〉

- ・ 産業廃棄物の事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設
- ・ 建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請け業者に処理責任を一元化
- ・ 不適正に処理された廃棄物を発見した時の土地所有者等の通報努力義務を規定

〈廃棄物処理施設の維持管理対策の強化〉

- ・ 廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を受けることを義務付け
- ・ 設置許可が取り消された管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる

〈廃棄物処理業の優良化の推進等〉

- ・ 優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設
- ・ 廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取り消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながるよう措置

〈排出抑制の徹底〉

- ・ 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、違反した場合の罰則規定を創設

〈適正な循環的利用の確保〉

- ・ 廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処理業者等に委託して行う者を追加

〈焼却時の熱利用の促進〉

- ・ 廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設

### (3) 平成 27 年 廃棄物処理法改正の概要

〈非常災害により生じた廃棄物の処理の原則等（廃棄物処理法）〉

- ・ 非常災害により生じた廃棄物の処理の原則を新たに規定
- ・ 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、適切に役割分担するとともに、相互に連携を図りながら協力する責務を新設
- ・ 環境大臣が定める基本方針及び都道府県知事が定める廃棄物処理計画に、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策等に関する事項を追加

〈手続きの簡素化（廃棄物処理法）〉

- ・ 災害時における廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用のための手続きを簡素化

〈災害廃棄物処理に関する指針の策定（災害対策基本法）〉

- ・ 特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置が適用された地域から要請があり、かつ一定の要件を勘案して必要と認められる場合、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行することができる規定を新設

### 6.3 ダイオキシン類の規制

#### (1) ダイオキシン類の規制値

一般廃棄物関連の主な改正内容は、「廃棄物の減量化・リサイクルの促進」、「最終処分場の廃止」、「焼却に伴うダイオキシン類規制」等に係る基準強化が上げられ、特に焼却施設については、下表のとおり維持管理の技術上の基準が設定されており、維持管理におけるダイオキシン類の規制値を遵守する必要がある。

表 1.1.6.2 ダイオキシン類の規制値

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

区 分	施設規模 (焼却能力)	新設施設基準	既設施設基準
焼却施設 1時間あたりの処理能力 が 200kg 以上又は火格 子面積 2m <sup>2</sup> 以上	4t/hr 以上	0.1	1
	2t/hr～4t/hr	1	5
	2t/hr 未満	5	10

廃棄物の処理に伴い発生するダイオキシン類を削減するために廃棄物処理法が改正され、さらに総合的かつ計画的にダイオキシン類対策を進めるため、ダイオキシン類対策特別措置法及び、同施行令が平成 12 年 1 月 15 日から施行されている。

ダイオキシン類の排出抑制施策の基本となる基準では、継続的に摂取しても健康に影響を及ぼすおそれがない耐容 1 日摂取量 (TDI) を、人の体重 1kg あたり 4pg-TEQ/日としている。

また、焼却施設については、排出ガス・排出水に関する規制の他、ばいじん・焼却灰の処理基準や最終処分場についての維持管理基準が強化されている。

なお、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準は、次表のとおり定められている。

表 1.1.6.3 ダイオキシン類の環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水 質	1.0 pg-TEQ/L 以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

## (2) 大気及び水質の規制値

廃棄物焼却炉(\*)については、大気及び水質に係るダイオキシン類の排出基準が定められている。大気の排出基準は、廃棄物処理法で規制する規模要件「火格子面積が 2m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が毎時 200kg の焼却施設」より拡大され、「火床面積が 0.5m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が 1 時間あたり 50kg 以上」が対象となり、次表に示す大気排出基準が適用される。

(\*)同法では、“焼却施設”を“廃棄物焼却炉”と記している。

表 1.1.6.4 廃棄物焼却炉に係る大気排出基準

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

区 分	施設規模 (焼却能力)	新設施設基準	既設施設基準
廃棄物焼却炉 (火床面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上 又は焼却能力が 50kg/hr 以上)	4t/hr 以上	0.1	1
	2t/hr～4t/hr	1	5
	2t/hr 未満	5	10

\*. 既に大気汚染防止法において、新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積が 2m<sup>2</sup>以上、又は焼却能力 200kg/hr 以上）及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用されている。

また、水質排出基準は、廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、排ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設が対象となり、次表に示す水質排出基準が適用される。

表 1.1.6.5 廃棄物焼却炉に係る水質排出基準

(単位：ng-TEQ/L)

既 設 施 設 基 準	新設施設基準	既設施設基準
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設 等	10	10

\*. 廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により 10pg-TEQ/L

### (3) ばいじん等の規制

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん・焼却灰・その他燃え殻（以下「ばいじん等」という。）は、それらに含まれるダイオキシン類の含有量を **3ng-TEQ/g** 以下となるよう処理することが定められているとともに、これを超える場合は廃棄物処理法上の特別管理廃棄物として取り扱うこととなる。

なお、ばいじん等は重金属が溶出しないようセメント固化や、キレート剤などの薬剤処理で化学的に溶出を防止する処理を行う限り基準は適用されない。

## 6.4 最終処分場施設の維持管理基準

一般廃棄物最終処分場施設及び産業廃棄物管理型最終処分場施設については、周辺地下水のダイオキシン類の測定と地下水汚染時の措置を義務づけると共に、放流水のダイオキシン類濃度の排出基準を **10pg-TEQ/L** 以下とするよう定められている。

## 6.5 その他の関連法

### (1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

平成 7 年 6 月に制定された容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）は、家庭から出るごみの 6 割（容積比）を占める容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築し、一般廃棄物の減量と資源の有効活用を図ることを目的としている。

容器包装リサイクル法は、平成 9 年 4 月から段階的に施行され、平成 12 年 4 月には完全施行された。

また、法施行後約 10 年が経過した容器包装リサイクル制度の課題を解決するため、平成 18 年に改正容器包装リサイクル法が成立し、平成 19 年 4 月から施行されている。

表 1.1.6.6 容器包装リサイクル法の沿革

年 度	概 要
平成 7 年 6 月	容器包装リサイクル法 制定
平成 9 年 4 月	容器包装リサイクル法 一部施行（びん、缶、ペットボトルなど）
平成 12 年 4 月	完全施行（紙製容器包装、プラスチック製包装）
平成 18 年 6 月	改正容器包装リサイクル法 成立
平成 18 年 12 月	改正容器包装リサイクル法 一部施行（罰則強化、基本方針改正等）
平成 19 年 4 月	改正容器包装リサイクル法 本施行「容器包装廃棄物の排出抑制（リデュース）等」
平成 20 年 4 月	改正容器包装リサイクル法 完全施行（事業者から市町村に資金を拠出する仕組み等）

## (2) 特定家庭用機器再商品化法

特定家庭用機器再商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）は、平成 10 年 6 月に制定され、平成 13 年 4 月から施行された。

一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品は、破碎処理後に鉄などの一部の金属のみ回収が行われている場合があるものの、約半数はそのまま埋め立てされている状況であった。このような状況を踏まえ、廃棄物の減量と再生資源の利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、製造業者等及び小売業者に対して新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた法律である。

表 1.1.6.7 家電品目一覧表

家 電 製 品
家庭用エアコン
テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）
電気冷蔵庫・電気冷凍庫
電気洗濯機・衣類乾燥機

### (3) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下、「食品リサイクル法」という。）は、大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換が急がれる状況の中で、食品廃棄物等の排出の抑制と資源としての有効利用を推進するために平成 12 年に制定され、平成 13 年 5 月から施行された。

食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階で、食品廃棄物等に係わるものが一体となって、まず食品廃棄物等の発生抑制に優先的に取り組み、次いで食品循環資源の再生利用及び熱回収、並びに食品廃棄物等の減量（これらを食品リサイクル法では食品循環資源の再生利用等という）に取り組むことで、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものである。

食品循環資源の再生利用等実施率は、食品製造業や食品卸売業では比較的高い一方、食品小売業や外食産業等、食品流通の川下に至るほど低い。環境省では、食品ロス削減に向けた全国的な機運を醸成するよう、平成 29 年度より『食品ロス削減全国大会』を実施している。また北海道では住民レベルでの食べ残し対策の普及に向けて、食べ残しチェックシートの配付や道内の取り組み事例を紹介するといった『どさんこ愛食食べきり運動』を展開している。

この法律では、業種別（食品製造業、食品小売業、食品卸売業、外食産業）に目標値（事業所毎ではなく、その業種全体で）を定めている。国はその達成のために、取組円滑化措置となる制度の策定や、食品関連事業者への指導・助言、勧告・命令等を行う。

平成 27 年 7 月には新たな基本方針が公表され、平成 31 年度までに業種全体で下表の目標値を達成することを、食品関連事業者に求めている。

表 1.1.6.8 再生利用等実施率の目標

業 種	これまでの目標	新たな目標 (平成 31 年度目標)
食品製造業	85%	95%
食品卸売業	70%	70%
食品小売業	45%	55%
外食産業	40%	50%

#### (4) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下、「小型家電リサイクル法」という。）は、使用済小型電子機器等に利用されている鉄、アルミ、金、銀、レアメタルといった有用なものの大部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、再資源化の促進と、有害な物質として含まれる鉛などの適正な処理に向けて、平成 24 年に制定され、平成 25 年 4 月から施行された。

小型家電リサイクル法の対象は、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能で再資源化が特に必要なものとして同法施行令による 28 種類の品目が指定されている。

消費者である住民は、使用済小型電子機器等を分別して排出すること、また適正なリサイクルを推進する者として認定を受けた認定事業者や、もしくは認定事業者から委託を受けた小売業者等へ引き渡すよう努めなければならない。

小型家電の回収方法は、ステーション回収や、公共施設等に専用の回収ボックスを設置する方法の他、他のごみ等と一緒に回収して、ごみ処理施設で職員がピックアップする方法等があり、各自治体においては、当該地域性を踏まえた方法を採用している。

#### (5) プラスチックごみ削減戦略

環境省によるプラスチックごみ削減戦略（素案）では、ペットボトルやレジ袋、食品容器など使い捨てプラスチックの排出量を 25%削減することが、2030 年度までの数値目標として示されている。

プラスチックはその機能の高度化を通じて食品ロスの削減やエネルギー効率の改善等に寄与する。一方、不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計され、このままでは 2050 年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されている。

環境省素案では排出量を比較する基準年の明示はないが、25%削減の他、リサイクルとリユースを合わせた数値を 2030 年までに家庭系・事業系ごみの全体で 60%とすること。また目標達成に向け、小売店などにレジ袋の有料化を義務付ける他、微粒子状のマイクロプラスチック削減の徹底、及び不法投棄の監視を強化し、将来的に海洋へのプラスチック排出をゼロにする方針が示されている。

## 6.6 国、北海道の減量化目標

### (1) 国の減量化目標

国では、「循環型社会（廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会）」を実現するための循環型社会形成推進基本法に基づき『循環型社会形成推進基本計画』を策定している。

近年では、平成 25 年 5 月 30 日に第 3 次計画が閣議決定され、続く平成 30 年 6 月 19 日には第 4 次計画が閣議決定されている。これらの計画では、取組指標として一般廃棄物の減量化に関する目標を、以下のように設定している。

さらに、平成 28 年 1 月 21 日の環境省告示第 7 号では、第 3 次計画を踏まえて一般廃棄物の排出量を、現状の平成 24 年度に対して目標の平成 32 年度（2020 年度）で約 12%削減、排出量に対する再生利用量の割合を平成 24 年度の約 21%から平成 32 年度（2020 年度）で 27%に増加させるとともに、最終処分量を約 14%削減する目標を掲げている。

表 1.1.6.9 国の減量化目標

区 分	第 3 次循環型社会 形成推進基本計画	第 4 次循環型社会 形成推進基本計画
基 準 年 度	平成 12 年度	—
目 標 年 度	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
一般廃棄物総排出量の 1 人 1 日あたりのごみ排出量	25% (*1)	約 850g/(人・日) (*1)
1 人 1 日あたりの 家庭ごみ排出量	25% (*2)	約 440g/(人・日) (*2)
1 日あたりに事業所から 排出するごみ量	35% (*3)	約 1,100 万トン (*3)
再 生 利 用 量	—	約 28% (*4)
最 終 処 分 量	おおむね 7 割減	約 320 万トン (*5)

(\*1) 計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む排出量

(\*2) 集団回収、資源ごみ等を除く

(\*3) 事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることなどから、1 事業所あたりではなく、事業系ごみの「総量」についての指標とする。

(\*4) 一般廃棄物の出口側の循環利用率

(\*5) 一般廃棄物の最終処分量

表 1.1.6.10 1日あたり家庭系及び事業系から排出するごみ原単位（参考値）

区 分	数値目標	目標年次	備考
1人1日あたりのごみ排出量	約 850g/人・日	2025 年度	
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量・資源ごみ等を除く)	約 440g/人・日	2025 年度	廃棄物処理基本方針 (*1)
事業系ごみ排出量	約 1,100 万トン	2025 年度	

(\*1) 廃棄物処理基本方針：廃棄物処理法第 5 条の 2 に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において同様の指標が定められている。今後、廃棄物処理基本方針を改定する際に、第四次循環基本計画の目標と整合するよう廃棄物処理基本方針の目標を検討する予定。

出典；「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月）p36 より

## (2) 北海道の減量化目標

北海道では、国の基本方針（\*1）に即して、北海道の区域内における廃棄物の減量その他、その適正な処理に関する計画として「北海道廃棄物処理計画（第4次）平成27年3月」（北海道）を策定している。

この計画において、廃棄物排出量に係る減量目標を設定している。

### （\*1）国の基本方針

廃棄物処理法第5条の2に規定される「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」

表 1.1.6.11 廃棄物の処理に関する目標値

区 分	目標値（平成31年度）	現 状 （平成24年度）
	現状との比較	
一般廃棄物の排出量	1,800千t以下	2,013千t
	約11%削減	
一般廃棄物の排出量		
一人一日あたりの排出量	940g/人・日以下	1,004g/人・日
	約6.4%削減	
一人一日あたりの家庭から排出するごみの量	590g/人・日 (450g/人・日)	622g/人・日 (478g/人・日)(*1)
	約5.1%削減 (約5.9%削減)	
産業廃棄物の排出量 (動物のふん尿除く)	39,000千t以下 (18,000千t以下)	38,752千t (17,666千t)
	現状(H24)と同程度とする	
一般廃棄物のリサイクル率	30.0%以上	23.6%
産業廃棄物の再生利用率 (動物のふん尿除く)	57.0%以上 (36.0%以上)	55.9% (34.0%)
一般廃棄物の最終処分量	290千t以下	402千t
	約28%削減	
産業廃棄物の最終処分量	570千t以下	721千t
	約21%削減	
廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	88.0%以上	86.0%

(\*1)括弧内の数値は、国に合わせて資源ごみを除いて算出した値。

## 第2章 剣淵町の特性

### 第1節 町の誕生と歴史

#### 1.1 誕生

明治30年、天塩国上川郡に剣淵村、士別村、多寄村、上名寄村が設置され、明治32年には屯田兵337戸が入地し、戸長役場が剣淵村に置かれた。

大正4年4月に現在の和寒町、昭和2年10月に現在の士別市温根別町がそれぞれ分村し、昭和37年1月の町制施行を経て、現在に至る。

出典；第5期剣淵町総合計画より

## 1.2 歴史

本町の歴史は、明治 30 年、天塩国上川郡に剣淵村が設置されたことから始まる。

明治 32 年には屯田兵 337 戸が入地し、剣淵村ほか 3 か村の戸長役場が剣淵村に置かれ、剣淵尋常高等小学校（児童数 237 人）も創立した。

翌 33 年には剣淵駅が開設され、水稻の試作も始まり、翌々 34 年の団体入植の開始とともに、剣淵村の開拓が本格化していった。

明治 36 年には屯田兵村給水溝掘削工事が完工するも、通水に失敗（同 42 年に改修工事完成）し、翌 37 年には大水害と早霜のため収穫が皆無となるなど、幾多の困難を乗り越えつつも、明治 39 年には 2 級町村制が施行され、剣淵は自治体として歩み始めた。

大正 4 年 4 月に和寒を分村し、同 9 年には第 1 回の国勢調査実施で、人口が 10,693 人、平均 6 人家族という結果となった。

昭和 2 年 10 月に温根別を分村し、翌 3 年には開基 30 年記念式典が挙行されたが、同 7 年には再び大水害の被害に遭う。同 14 年に第二次世界大戦が開始となるが、同 20 年の終戦によって戦災者の緊急入植が始まり、復員者も増え、村は活気づくこととなる。

昭和 23 年には開基 50 年記念式典が挙行されるが、同年、市街地の大火で 173 戸を焼失する。

昭和 33 年に開基 60 年記念式典が挙行され、同 36 年には簡易水道工事の完成で飲料水の供給が開始される。同 37 年 1 月 1 日に町制を施行して「剣淵町」が誕生した。

昭和 40 年には第 10 回国勢調査で人口 8,013 人の町となり、同 43 年には開基 70 年記念式典が挙行されるも、同 45 年には過疎地域の指定を受ける。翌 46 年に第 1 期剣淵町総合開発計画が策定された。

昭和 50 年には台風 6 号により再び大水害が発生し、また同 56 年にも集中豪雨による水害が発生するなど、剣淵町は常に水害に悩まされ続けていた。これに対し、町では水防組合を結成し、剣淵川の河川改修が始まるなど、水害対策を講じてきた。

平成に入ると、屋内ゲートボール場や武道館、絵本収蔵館、絵本の館などが相次いで完成し、また平成 3 年には町で待望の温泉が湧き、同 5 年にはレークサイド桜岡がオープンするなど、観光面の振興が図られることとなった。

平成 9 年には浄化センターが完成し、同 11 年には一般廃棄物最終処分場が完成、同 14 年には三町広域生ごみ処理場が完成する等、公衆衛生の向上も図られている。

平成 15 年には士別剣淵インターチェンジが開通し、翌 16 年には新絵本の館が完成する等、観光交流のまちとして更なる一步を踏み出す。

平成 20 年には開基 110 年記念式典が挙行され、現在に至る。

出典；第 5 期剣淵町総合計画より整理

## 第2節 位置と地勢

### 2.1 位置

本町は、北海道の中央部上川総合振興局管内の中央よりやや北に位置し、南はパンケペオッペ川、及び6線川で和寒町と、東西は南北に縦走する小山脈、北は犬牛別川で士別市と境をなしている。

経緯度では、東経 142 度 16 分 20 秒から 142 度 27 分 10 秒、北緯 44 度 2 分 10 秒から 44 度 11 分に位置する。

町域は東西に 10.8 km、南北に 12.6 km で、総面積は約 131 km<sup>2</sup> を有す。

北海道第二の都市・旭川市からは、北に向かって約 45 km の距離にあり、また士別市に隣接することから、経済圏としては、旭川・士別両市の圏域に属している。

表 1.2.2.1 剣淵町の位置

方位	経緯度	距離
極東	東経 142° 27' 10"	東西 ; 10.8km 南北 ; 12.6km
極西	東経 142° 16' 20"	
極南	北緯 44° 02' 10"	
極北	北緯 44° 11' 00"	

出典 ; 剣淵町 Web (けんぶち町の紹介)  
第 5 期剣淵町総合計画より



図 1.2.2.1 剣淵町の位置

## 2.2 地勢

本町は、北海道北部の名寄盆地の南部に属し、中央部を天塩川の支流剣淵川が流れ、その流域は農業に適した平地であり、東と西の両側は丘陵地帯となっている。また、町内北部の犬牛別付近からは、しじみやはまぐりの化石が発見され、古代には湖であったことが推測されている。

地形は、東部の丘陵地帯、西部の丘陵地帯、中央部の平坦地帯の 3 つに大別することができ、標高は最高で 440m、最低が 129m と比較的緩やかな地勢である。

### 第3節 気候的特性

本町における気温、降水量、降雪、積雪など、気候的特性を図表に示す。

本町は内陸性気候に属しており、夏期は比較的高温多照で、30℃以上の猛暑に見舞われることもあるが、晩夏から秋期にかけては曇の日が多い。

冬期は寒さが厳しく、降雪量も平年で120cmに達することもある。

雨量は春に少なく秋に多いといった特徴があり、秋の天候不順が農作物の収穫に影響することもある。

なお、町内のアメダス剣淵観測所では降雨量に関する記録を主としており、気温や降雪、日照時間などを含めた総合的な検証ができるよう、本町市街地の最も近くに位置する和寒観測所データを使用する。

表 1.2.3.1 年別気象概況（アメダスと和寒観測所）

年次	気温(℃)			降水量(mm)		降雪(cm)		積雪(cm)
	平均	最高(極)	最低(極)	総量	日最大	総量	日最大	最深
平成20年	6.7	33.3	-31.2	846.5	37.0	658	29	86
平成21年	6.4	32.1	-23.6	1,003.5	58.0	553	35	91
平成22年	7.2	32.6	-24.3	958.50	52.0	663	28	94
平成23年	6.4	31.6	-25.9	1,252.5	138.5	408	30	66
平成24年	6.0	32.5	-29.0	1,074.0	97.5	643	42	115
平成25年	6.3	32.6	-27.9	1,006.0	49.5	630	31	110
平成26年	6.2	36.6	-30.4	1,014.0	75.0	579	24	114
平成27年	7.1	30.8	-27.0	865.5	57.5	451	42	88
平成28年	6.4	32.5	-28.7	1,221.0	117.0	593	26	113
平成29年	6.3	32.7	-27.7	872.0	31.0	549	32	73
平均値	6.5	36.6	-31.2	1,011.4	71.3	573	32	95

出典；気象庁Web 過去の気象データ（アメダスと和寒観測所）より

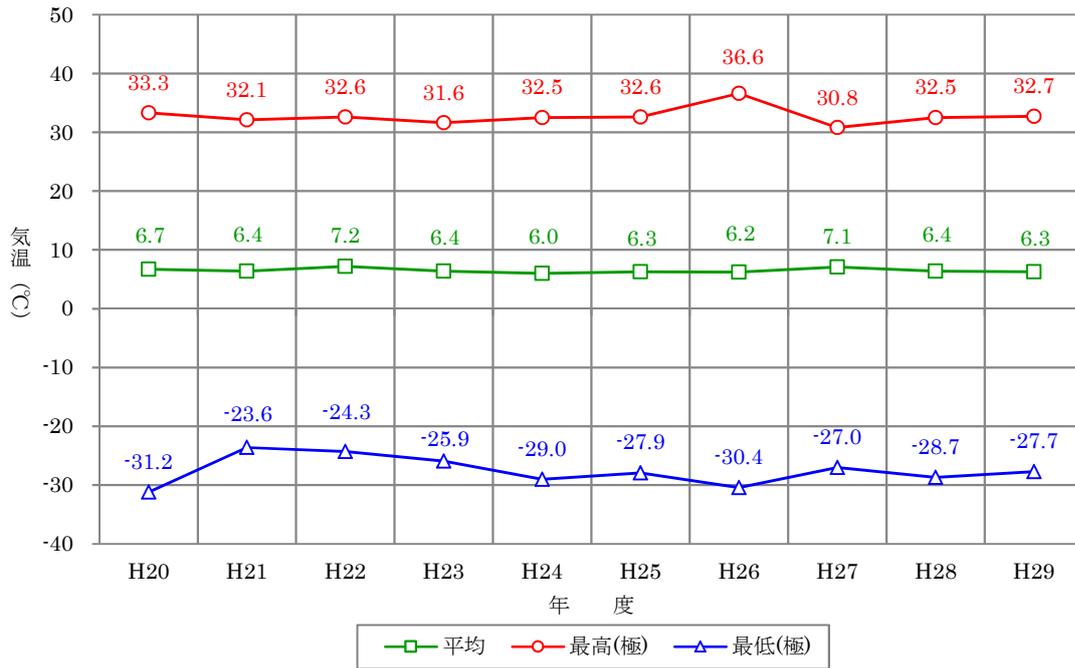


図 1.2.3.1 年別気温の概況 (アメダス和寒観測所)

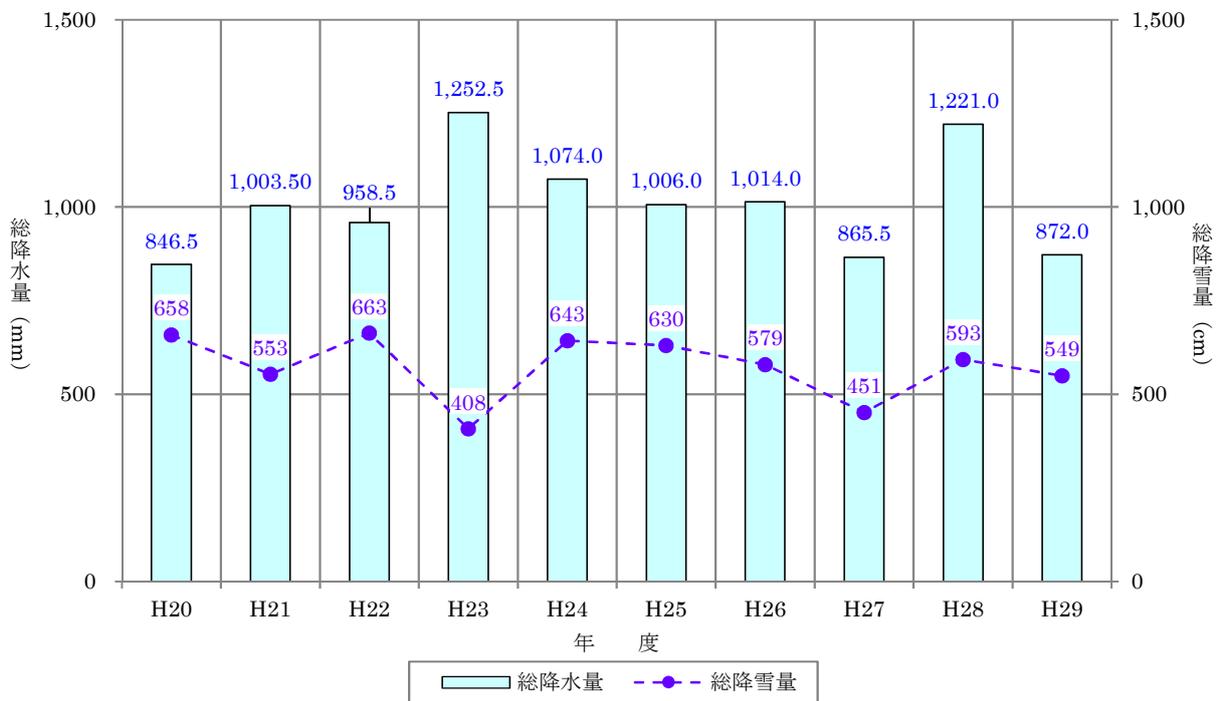


図 1.2.3.2 年別降水・降雪量の概況 (アメダス and 寒観測所)

表 1.2.3.2 平成 29 年度の気象概況（アメダス和寒観測所）

月	降水量(mm)		気 温(°C)					風向・風速(m/s)			日照	雪(cm)	最深積雪
	合計	最大日	平 均			最高	最低	平均風速	最大風速		時間 (h)	降雪 合計	
			日平均	日最高	日最低				風速	風向			
1	39.5	12.0	-9.0	-4.3	-15.6	3.0	-27.7	1.8	10.1	南	86.7	95	72
2	18.5	4.0	-6.0	-1.9	-12.1	4.5	-26.0	2.0	8.2	北西	59.9	61	73
3	13.0	2.5	-2.7	2.4	-8.7	8.2	-16.8	1.6	10.2	北西	169.0	51	66
4	46.0	12.5	5.4	10.6	0.1	20.5	-10.0	2.7	11.5	西北西	179.2	0	33
5	38.0	8.0	12.8	19.5	7.0	26.4	1.8	2.4	9.7	南南西	193.5	0	0
6	86.0	29.5	14.5	20.3	9.2	29.2	1.6	2.5	8.3	南南東	141.9	0	0
7	67.5	24.0	21.7	27.3	16.7	32.7	12.1	2.0	6.2	南南東	179.2	0	0
8	107.0	23.0	19.4	24.6	15.5	29.0	9.5	1.8	8.0	南	152.8	0	0
9	144.5	31.0	14.8	20.6	9.5	26.2	4.5	2.0	9.8	南南西	159.5	0	0
10	92.5	22.5	7.9	13.2	3.0	20.4	-3.5	2.1	9.6	北西	128.5	3	3
11	143.0	27.5	1.5	4.8	-1.7	15.7	-9.9	2.8	11.3	南南西	45.1	103	38
12	76.5	14.0	-5.3	-2.4	-9.4	6.2	-17.8	2.1	10.2	南	19.7	177	64

出典；気象庁 Web 過去の気象データ（アメダスと寒観測所）より

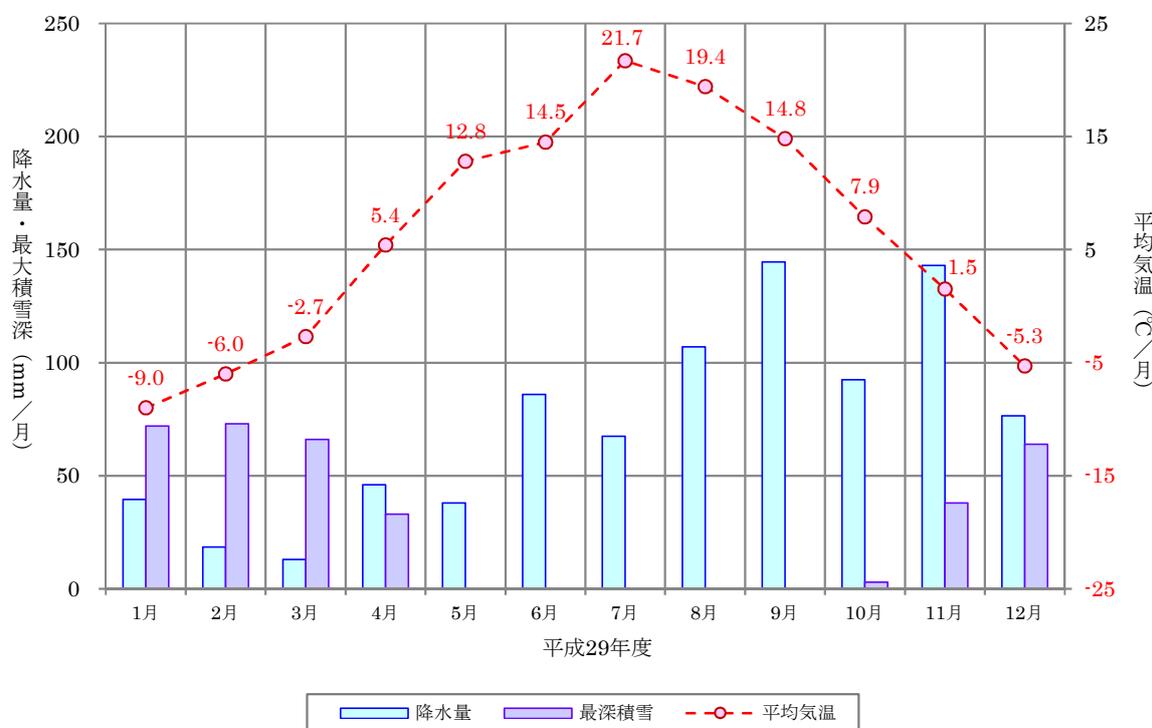


図 1.2.3.3 平成 29 年度の気象概況（降水量・最大積雪深・平均気温）

## 第4節 社会的環境

### 4.1 人口・世帯の状況

本町の総人口は、1940年（昭和15年）の国勢調査人口である9,495人をピークに減少に転じ、2015年（平成27年）の国勢調査時には3,228人とピーク時の約34%となった。

現在も人口の減少が進行している状態であるが、一方で世帯数は長らく1,400世帯程度を推移しており、一世帯あたりの平均人員が減るといった核家族化の傾向が見受けられる。

表 1.2.4.1 人口及び世帯数の推移（剣淵町）

（単位 世帯数：世帯、人口：人、世帯人員：人/世帯）

年次	世帯数 (世帯)	人口			一世帯当り 平均人員	備考
		総数	男	女		
昭和15年	1,412	9,495	4,849	4,646	6.7	第5回国勢調査
昭和22年	1,431	9,375	4,681	4,694	6.6	第6回国勢調査
昭和25年	1,461	9,283	4,562	4,721	6.4	第7回国勢調査
昭和30年	1,542	9,334	4,574	4,760	6.1	第8回国勢調査
昭和35年	1,619	9,047	4,460	4,587	5.6	第9回国勢調査
昭和40年	1,633	8,013	3,891	4,122	4.9	第10回国勢調査
昭和45年	1,606	7,056	3,394	3,662	4.4	第11回国勢調査
昭和50年	1,496	5,911	2,837	3,074	4.0	第12回国勢調査
昭和55年	1,519	5,481	2,649	2,832	3.6	第13回国勢調査
昭和60年	1,414	5,111	2,422	2,689	3.6	第14回国勢調査
平成2年	1,385	4,703	2,220	2,483	3.4	第15回国勢調査
平成7年	1,403	4,466	2,090	2,376	3.2	第16回国勢調査
平成12年	1,414	4,158	1,982	2,176	2.9	第17回国勢調査
平成17年	1,422	3,952	1,920	2,032	2.8	第18回国勢調査
平成22年	1,329	3,565	1,705	1,860	2.7	第19回国勢調査
平成27年	1,330	3,228	1,567	1,661	2.4	第20回国勢調査

出典；国勢調査より

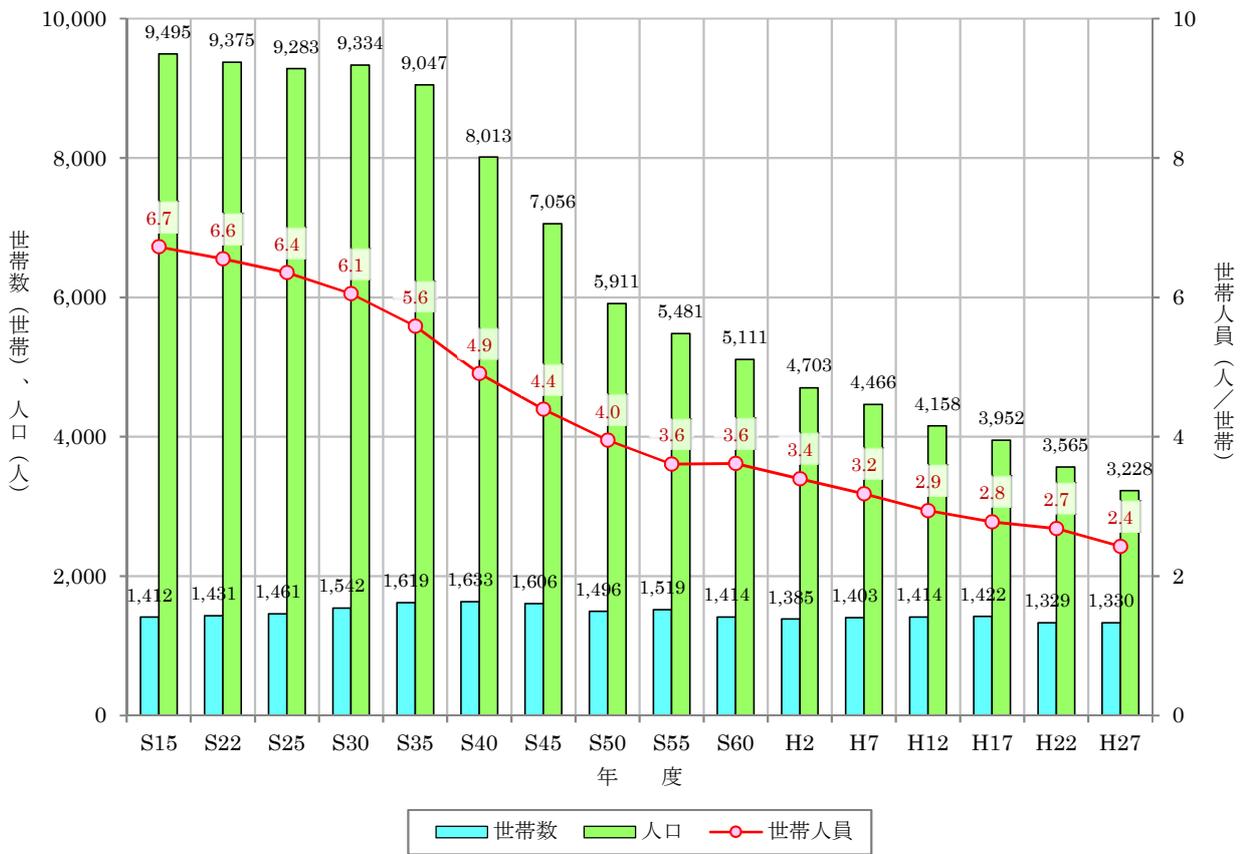


図 1.2.4.1 人口及び世帯数、世帯人員の推移

## 4.2 年齢階層別人口

本町の年齢階層別人口をみると、65歳以上の高齢率が平成17年の30.4%に対し、平成27年では約1.2倍の36.8%に達する一方、15歳未満の若年者率は11.0%から9.5%に減少している。また、人口ピラミッドは典型的なつぼ型であり、少子高齢化を顕著に示している。とりわけ10代後半から20代にかけての減少が目立ち、若年層が進学・就職を理由に町を離れていく状況が見て取れる。

表 1.2.4.2 年齢階層別人口（平成17年／平成27年）

（人口：人、構成比：％）

項目	平成17年		平成27年			
	人口	構成比	総数		男女別	
			人口	構成比	男	女
総数	3,952	100.0	3,228	100.0	1,567	1,661
15歳未満	434	11.0	307	9.5	164	143
0～4	129	3.3	74	2.3	36	38
5～9	149	3.8	102	3.2	59	43
10～14	156	3.9	131	4.1	69	62
15～64歳	2,316	58.6	1,733	53.7	885	848
15～19	204	5.2	147	4.6	87	60
20～24	155	3.9	74	2.3	43	31
25～29	175	4.4	95	2.9	48	47
30～34	214	5.4	139	4.3	65	74
35～39	166	4.2	175	5.4	100	75
40～44	215	5.4	191	5.9	98	93
45～49	266	6.7	159	4.9	73	86
50～54	339	8.6	206	6.4	100	106
55～59	314	7.9	246	7.6	121	125
60～64	268	6.8	301	9.3	150	151
65歳以上	1,202	30.4	1,188	36.8	518	670
65～69	274	6.9	276	8.6	140	136
70～74	310	7.8	237	7.3	101	136
75～79	261	6.6	217	6.7	88	129
80～84	198	5.0	220	6.8	98	122
85～89	103	2.6	152	4.7	60	92
90～94	43	1.1	63	2.0	23	40
95～99	12	0.3	20	0.6	8	12
100歳以上	1	0.0	3	0.1	—	3
不詳	—	—	—	—	—	—

出典；国勢調査より

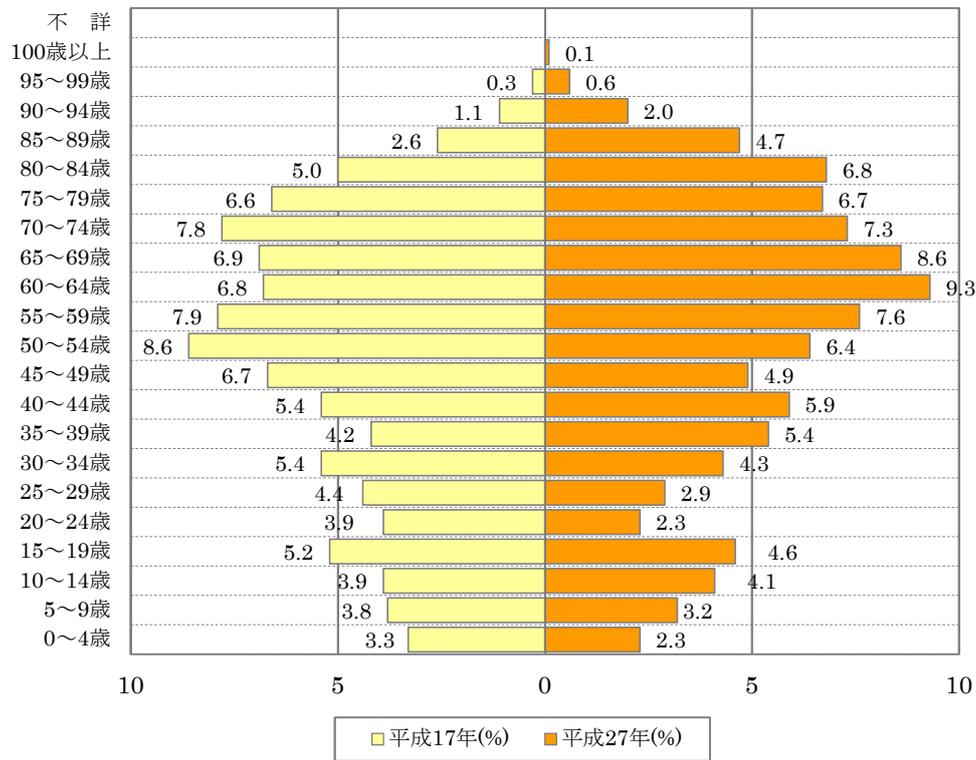


図 1.2.4.2 年齢階層別人口の割合 (平成 17 年/平成 27 年)

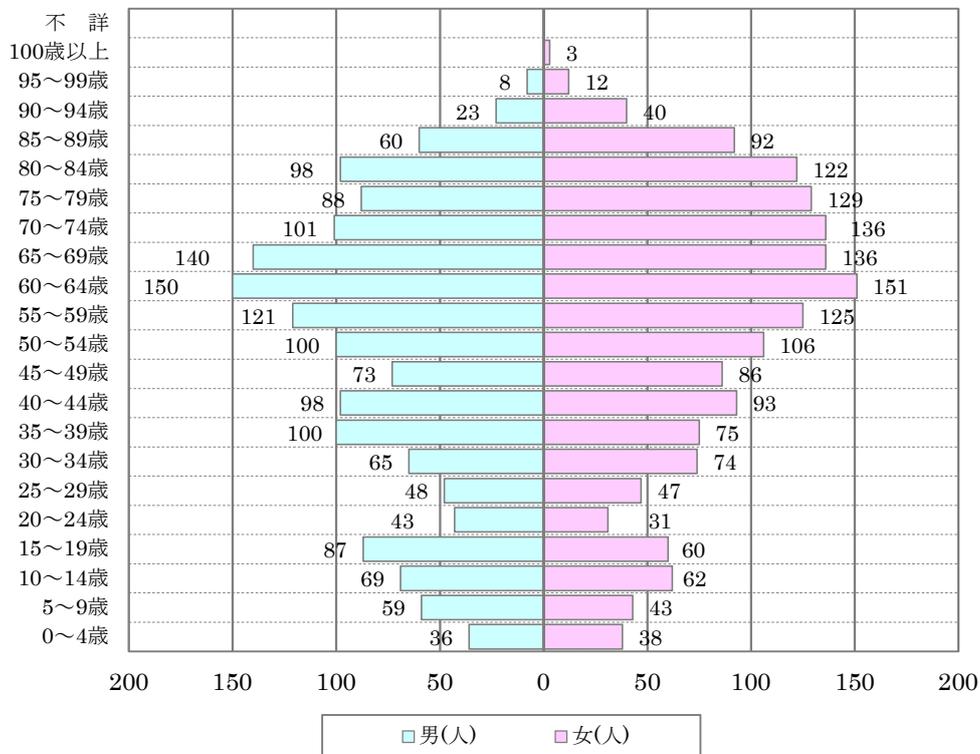


図 1.2.4.3 年齢階層別の男女人口 (平成 27 年)

### 4.3 人口動態の推移

本町における人口動態の傾向は、自然動態で死亡が出生を上回る状況が続き、社会動態でも転出が転入を上回る推移となっている。職権その他では平成 25 年度より外国人を含む統計となっているが、大きな変化は見られない。

表 1.2.4.3 人口動態の推移

(単位：人)

年次	自然動態			社会動態			職 権		
	出生	死亡	差	転入	転出	差	その他増	その他減	差
H19	22	39	▲17	97	124	▲27	0	0	0
H20	19	43	▲24	114	146	▲32	1	0	1
H21	17	37	▲20	101	146	▲45	0	0	0
H22	19	46	▲27	131	150	▲19	2	0	2
H23	17	49	▲32	95	117	▲22	0	0	0
H24	14	54	▲40	102	134	▲32	3	0	3
H25	12	63	▲51	92	135	▲43	2	0	2
H26	12	55	▲43	100	149	▲49	0	0	0
H27	11	57	▲46	134	130	4	0	0	0
H28	21	41	▲20	96	121	▲25	1	0	1

\*. H19～24 は、年度末（4～3 月）統計人口である。

\*. H25 以降は、外国人を含む年末（1～12 月）統計人口である。

出典；北海道 Web 総合政策部情報統計局統計課より

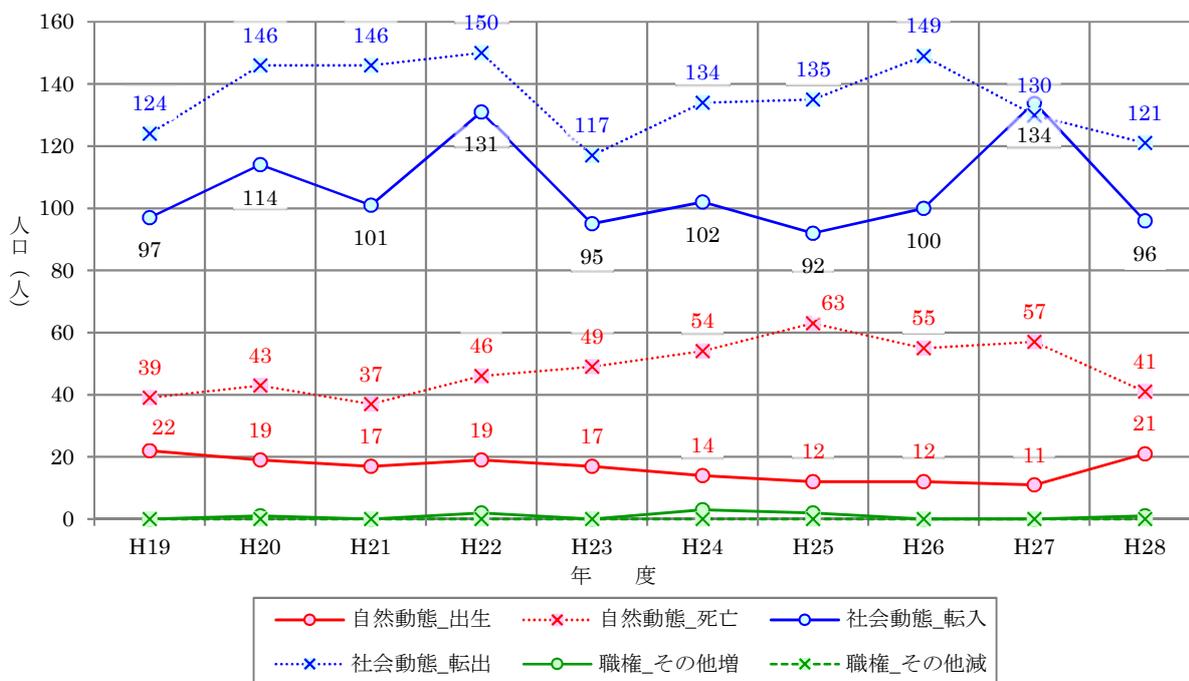


図 1.2.4.4 人口動態の推移

#### 4.4 就業人口の推移

就業者人口の推移をみると、平成 22 年に対し平成 27 年では、第一次産業、第二次産業、第三次産業と全ての産業が減少しており、減少率は一律 5%程度と突出して減少した産業はない。平成 27 年の産業別就業者数をみると、「農業」が 745 人と全就業者数に対し 41.2%の割合を占め、「医療・福祉」が 208 人で 11.5%の割合である。

表 1.2.4.4 産業別 15 歳以上就業者数の推移

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	人	%	人	%	人	%
第一次産業	951	43.8	780	41.5	750	41.5
農業	950	43.7	780	41.5	745	41.2
林業	1	0.0			5	0.3
漁業	—	—			—	—
第二次産業	325	15.0	210	11.2	199	11.0
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設業	214	9.8	125	6.6	113	6.3
製造業	111	5.1	85	4.5	86	4.8
第三次産業	896	41.2	890	47.3	859	47.5
卸売・小売業、飲食店	190	8.7	198	10.5	177	9.8
金融・保険業	15	0.7	17	0.9	16	0.9
不動産業	1	0.0	3	0.2	6	0.3
運輸・通信(郵便)業	43	2.0	57	3.0	41	2.3
情報通信業	2	0.1	4	0.2	2	0.1
電気・ガス・水道	7	0.3	4	0.2	3	0.2
サービス業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス	—	—	6	0.3	7	0.4
宿泊業、飲食サービス業	70	3.2	87	4.6	82	4.5
生活関連サービス業・娯楽業	—	—	33	1.8	30	1.7
教育・学習支援業	64	2.9	55	2.9	52	2.9
医療・福祉	163	7.5	183	9.7	208	11.5
複合サービス業	103	4.7	55	2.9	55	3.0
サービス業(その他)	138	6.4	86	4.6	75	4.1
公務(他に分類されないもの)	100	4.6	102	5.4	105	5.8
分類不可能の産業	1	0.0	1	0.1	—	—
総 数	2,173	100.0	1,881	100.0	1,808	100.0

出典；国勢調査より

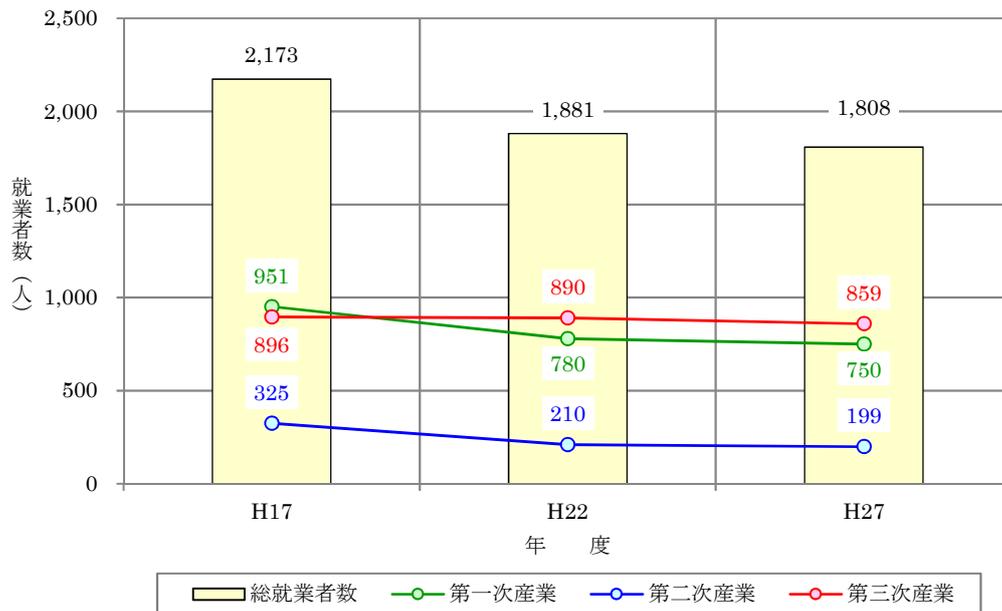
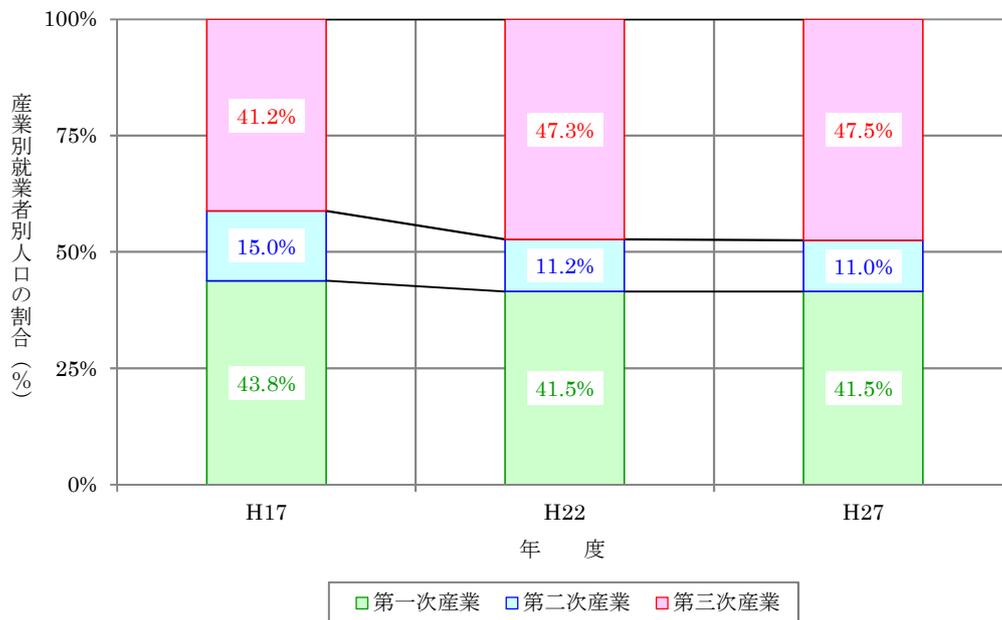


図 1.2.4.5 産業別 15 歳以上就業者数の推移



\*. 上図では、「分類不可能の産業」の就業者数は、第三次産業に含めている。

図 1.2.4.6 産業別構成の推移

表 1.2.4.5 産業分類の推移

(単位：事業所，人)

区分	H21.7.1		H24.2.1		H26.7.1	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
第一次産業	1	12	1	2	3	24
農林・漁業	1	12	1	2	3	24
第二次産業	28	161	29	165	26	162
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設業	19	91	17	99	16	100
製造業	9	70	12	66	10	62
第三次産業	144	912	126	685	143	813
電気・ガス・熱供給・水道業	3	13	1	4	4	11
情報通信業	1	2	1	2	1	2
運輸・郵便業	8	47	6	40	6	32
卸売・小売業	58	300	51	217	51	243
金融・保険業	1	7	2	39	2	7
不動産業・物品賃貸業	1	1	2	3	4	5
学術研究、専門・技術サービス業	3	5	2	3	2	5
宿泊業、飲食サービス業	16	103	14	96	20	103
生活関連サービス業、娯楽業	9	32	10	38	12	29
教育、学習支援業	8	73	6	8	9	72
医療、福祉	18	194	13	140	16	200
複合サービス業	3	76	4	27	3	40
サービス業(*1)	15	59	14	68	13	64
総数	173	1,085	156	852	172	999
公務	6	80	—	—	6	84

\*. サービス業 (\*1) : 他に分類されないもの  
出典；経済センサスより

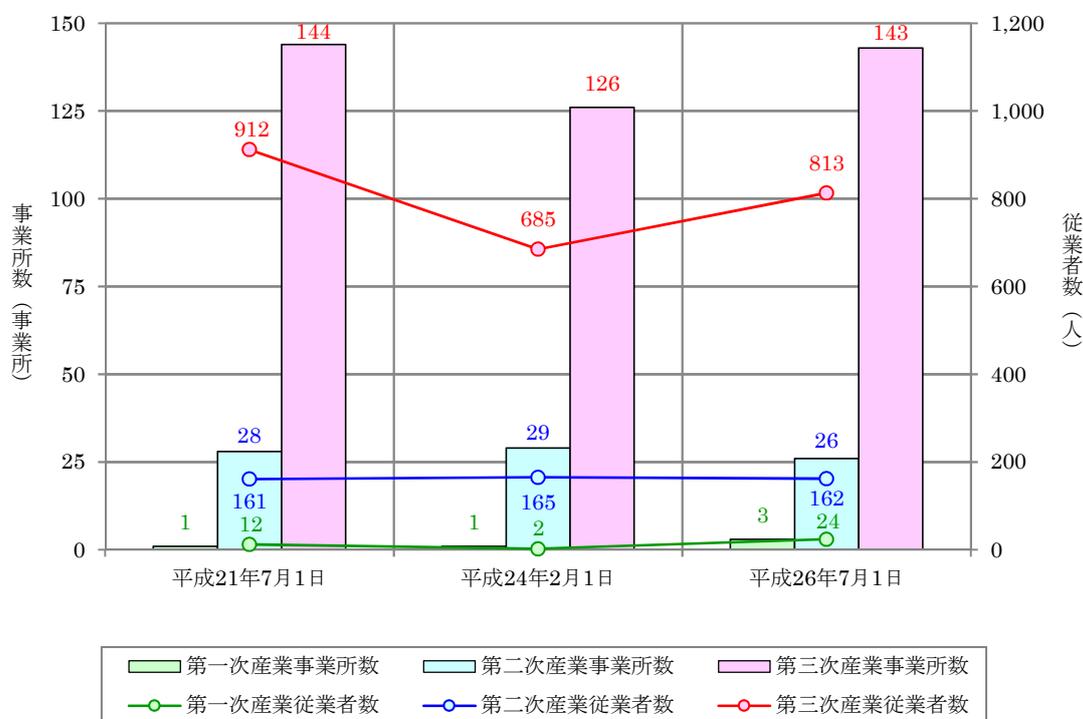


図 1.2.4.7 産業分類の推移

## 第5節 産業の状況

### 5.1 産業構造における売上（収入）

本町の産業構造における売上（収入）額をみると、卸売・小売業を中心とした第三次産業が 6,295 百万円と全体売上の 72.65%を占める。次に第二次産業が 2,025 百万円で 23.37%と続き、第一次産業については、151 百万円で全体の 1.74%となっている。

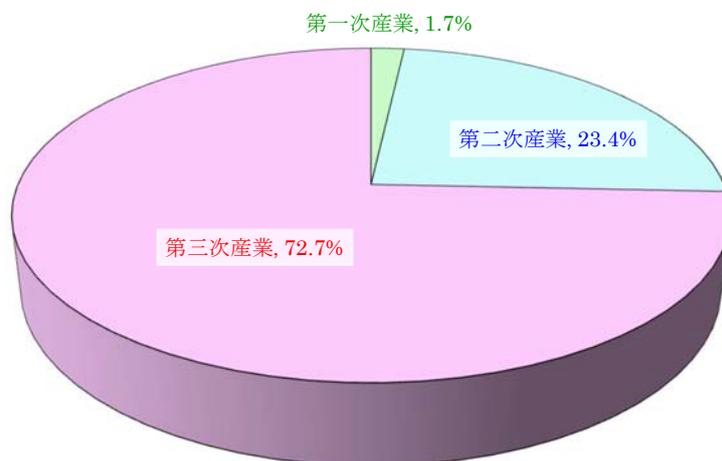
細分類別の売上（収入）では、卸売・小売業が 37.22%、建設業が 15.26%と、高い割合を示す。

表 1.2.5.1 産業別の売上（収入）額

業種別	売上(収入)額* (百万円)	比率 (%)
総数	8,665	100.00
第一次産業	151	1.74
第二次産業	2,025	23.37
第三次産業	6,295	72.65

※出典資料の一部金額にX表記（→プライバシー保護のため非公表）があるため、各業種の積み上げと全体の売上額は一致しない。

出典；平成 26 年経済センサスより



■ 第一次産業 □ 第二次産業 ■ 第三次産業

図 1.2.5.1 産業別売上（収入）額の割合

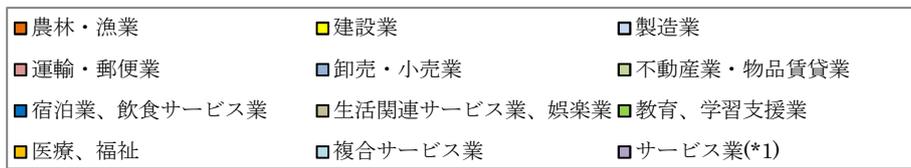
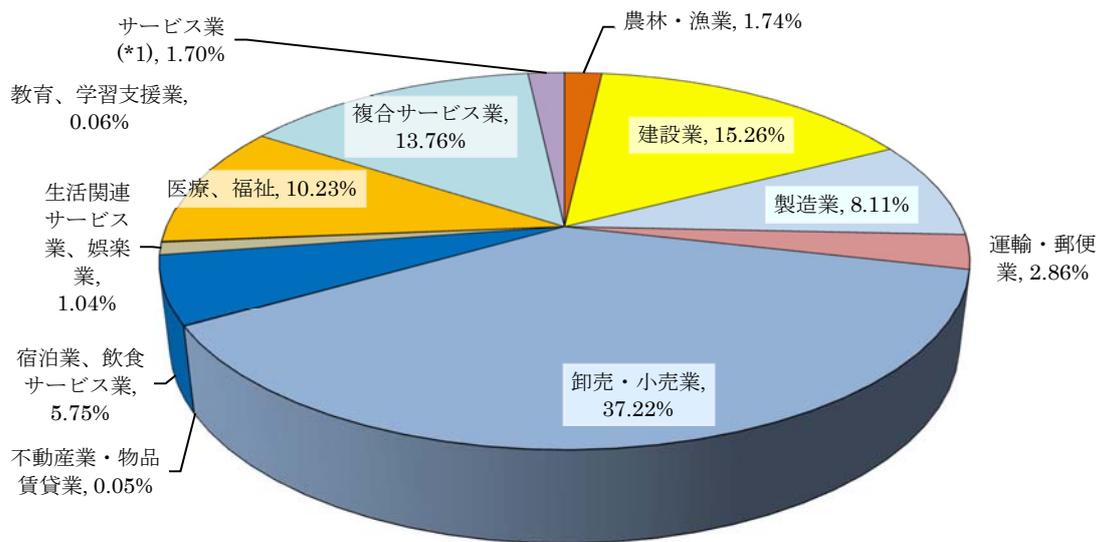
表 1.2.5.2 産業細分類別の売上（収入）額

区分	売上（収入）額 （百万円）	比率 （%）
第一次産業	151	1.74
農林・漁業	151	1.74
第二次産業	2,025	23.37
鉱業	—	—
建設業	1,322	15.26
製造業	703	8.11
第三次産業	6,295	72.65
電気・ガス・熱供給・水道業	X	X
情報通信業	X	X
運輸・郵便業	248	2.86
卸売・小売業	3,225	37.22
金融・保険業	X	X
不動産業・物品賃貸業	4	0.05
学術研究、専門・技術サービス業	X	X
宿泊業、飲食サービス業	498	5.75
生活関連サービス業、娯楽業	90	1.04
教育、学習支援業	5	0.06
医療、福祉	886	10.23
複合サービス業	1,192	13.76
サービス業(*1)	147	1.70
全産業	8,665	100

\*. サービス業 (\*1) : 他に分類されないもの

Xは、プライバシー保護のため非公表である。

出典；平成 26 年経済センサスより



\*. サービス業 (\*1) : 他に分類されないもの

図 1.2.5.2 産業細分類別の売上（収入）額

## 5.2 産業別の就業者数

### (1) 第一次産業

本町の第一次産業における就業者数をみると、農業が全体の約 99.3%を占め、次いで林業が約 0.7%と続き、漁業就業者はいない。

表 1.2.5.3 分類別就業者数（第一次産業）

第一次産業	就業者数（人）			割合（%）
	総数	男	女	
農業	745	410	335	99.3
林業	5	5	—	0.7
漁業	—	—	—	—
計	750	415	335	100.0

資料；平成 27 年国勢調査より

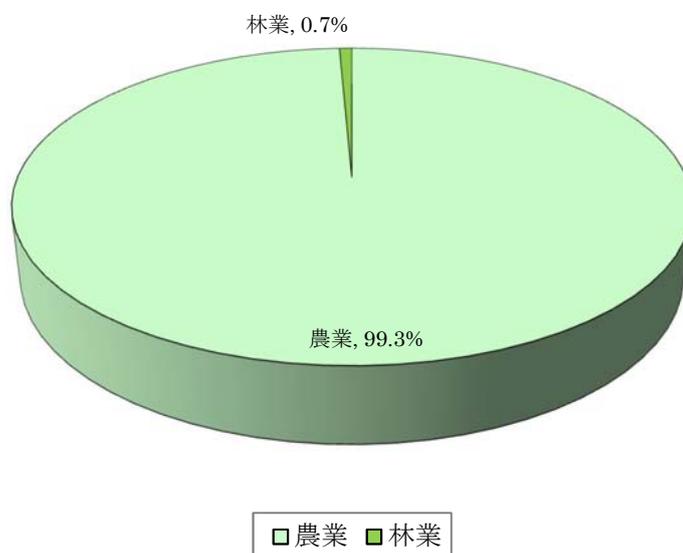


図 1.2.5.3 第一次産業における就業者数の割合

本町における経営耕地をみると、畑面積は平成 27 年度で 2,410ha と平成 7 年度以降は減少傾向を示す。

田面積は昭和 60 年度から平成 7 年度までは約 3,500ha 前後の推移であったが、その後減少し、平成 27 年度は 3,099ha である。

表 1.2.5.4 経営耕地面積の推移

(単位 : ha)

	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
畑面積	2,931	2,593	2,655	2,409	2,559	2,724	2,461	2,498	2,446	2,410
田面積	2,848	3,063	3,132	3,557	3,497	3,502	3,342	3,265	3,212	3,099

出典 ; 剣淵町農業振興計画より

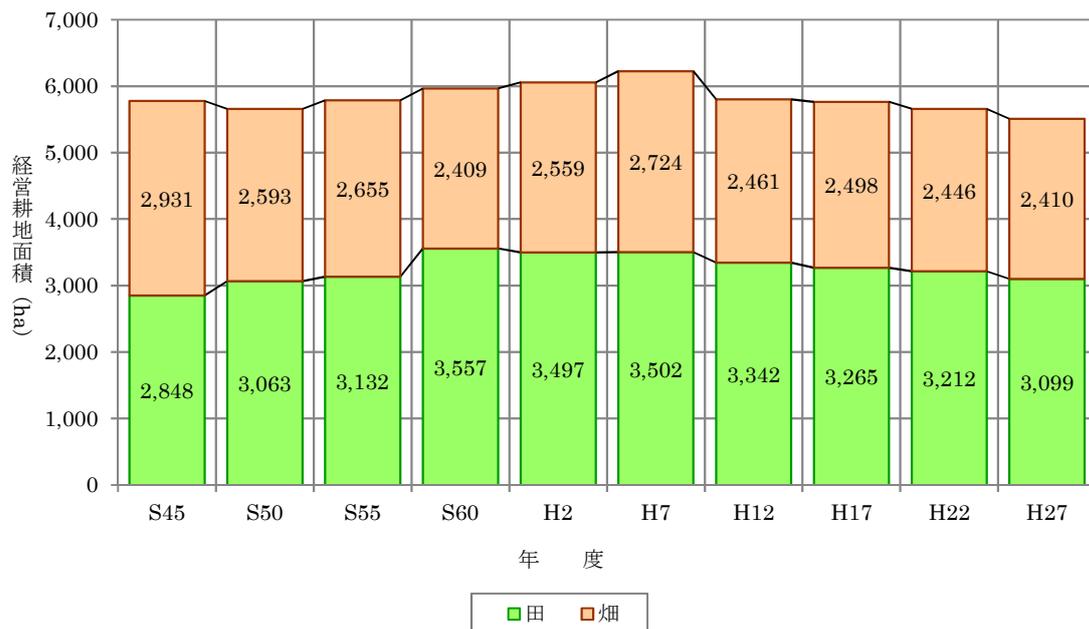


図 1.2.5.4 経営耕地面積の推移

本町における森林面積・蓄積量をみると、合計 3,790ha の約 88%を私有林等が占め、残りは町有林で国有林、道有林は該当しない。

表 1.2.5.5 森林面積・蓄積量の状況

区 分	森林面積 (ha)					蓄積量 (千 m <sup>3</sup> )		
	計	天然林	人工林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
その他国有林	—	—	—	—	—	—	—	—
道有林	—	—	—	—	—	—	—	—
町有林	466	240	226	0	—	111	65	46
私有林等	3,324	1,942	1,365	17	—	415	260	155
合 計	3,790	2,182	1,591	17	—	526	325	201

出典；平成 28 年度 北海道林業統計より

## (2) 第二次産業

本町の第二次産業における就業者数をみると、建設業が 113 人で 56.8%、製造業が 86 人で 43.2%の割合を示す。

男性と女性の人数では、建設業における女性の割合が約 12%程度である一方、製造業では約 30%程度と、比較的多い。

表 1.2.5.6 分類別就業者数（第二次産業）

	就業者数（人）			割合（%）
	総数	男	女	
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—
建設業	113	100	13	56.8
製造業	86	61	25	43.2
計	199	161	38	100.0

出典；平成 27 年国勢調査より

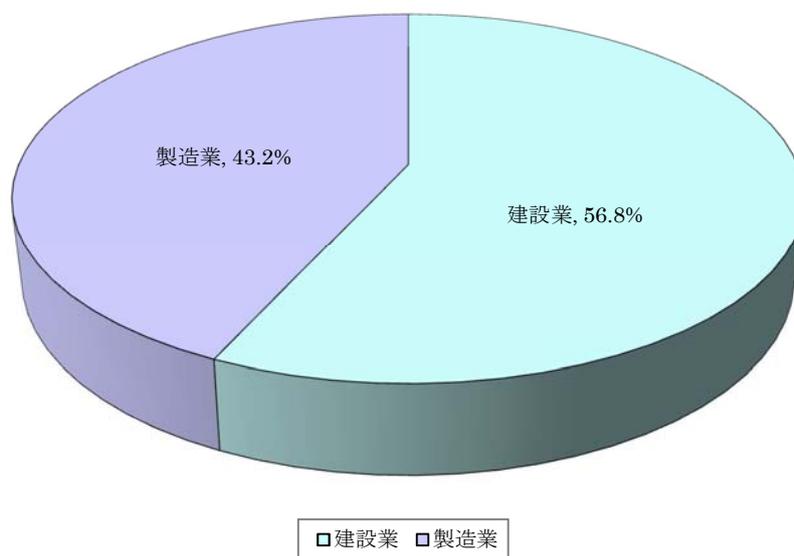


図 1.2.5.5 第二次産業における就業者数の割合

### (3) 第三次産業

本町の第三次産業における就業者数をみると、「医療・福祉」が 208 人と最も多く、就業者数全体に対し、24.2%を占めている。次いで「卸売業、小売業」が 20.6%、「公務」が 12.2%、「宿泊業、飲食サービス業」が 9.5%と続いている。

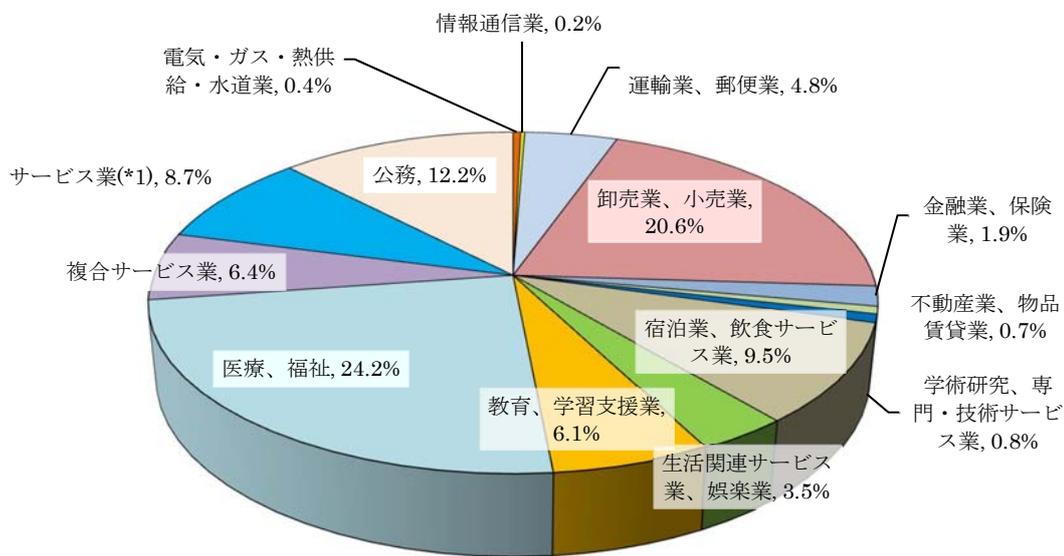
男性と女性の人数をみると、「医療・福祉」では男性に対し女性が約 2.9 倍（155／53）であり、「卸売業、小売業」についても約 1.3 倍（99／78）と女性の人数が多い。

表 1.2.5.7 分類別就業者数（第三次産業）

	就業者数（人）			割合（%）
	総数	男	女	
電気・ガス・熱供給・水道業	3	2	1	0.4
情報通信業	2	2	－	0.2
運輸業、郵便業	41	36	5	4.8
卸売業、小売業	177	78	99	20.6
金融業、保険業	16	7	9	1.9
不動産業、 物品賃貸業	6	3	3	0.7
学術研究、専門・ 技術サービス業	7	6	1	0.8
宿泊業、 飲食サービス業	82	19	63	9.5
生活関連サービス業 娯楽業	30	17	13	3.5
教育、学習支援業	52	32	20	6.1
医療、福祉	208	53	155	24.2
複合サービス業	55	36	19	6.4
サービス業(*1)	75	45	30	8.7
公務	105	70	35	12.2
計	859	406	453	100.0

\*. サービス業 (\*1) : 他に分類されないもの

出典 ; 平成 27 年国勢調査より



■電気・ガス・熱供給・水道業	■情報通信業
□運輸業、郵便業	■卸売業、小売業
■金融業、保険業	■不動産業、物品賃貸業
■学術研究、専門・技術サービス業	■宿泊業、飲食サービス業
■生活関連サービス業、娯楽業	■教育、学習支援業
□医療、福祉	■複合サービス業
■サービス業(*1)	□公務

\*. サービス業 (\*1) : 他に分類されないもの

図 1.2.5.6 第三次産業における就業者数の割合

### 5.3 観光の状況

本町における直近6カ年の観光入込客数をみると、平成27年度を境に増加から減少に転じ、平成29年度は約60万人となり前年比96%に減少した。宿泊・温泉施設である「レークサイド桜岡」の大規模改修工事により休館日が増えたこと等から、入込客数が減少したと思われる。

道外客の推移をみると、平成27年度までは約1千人から2千人程度であったが、平成28年度で約5千人、また平成29年度で約8千人と増加傾向を示す。

本町では、地域再生計画の一環として、「桜岡宿泊研修施設多機能型整備計画」の策定の他、「絵本の里けんぶち観光地域づくり推進プロジェクト」に取り組んでおり、観光プロモーションの効果により、道外客や外国人宿泊客数が着実に増加している。

表 1.2.5.8 観光入込客数の推移

(単位：千人)

年 度	入込客数合計	道外客	道内客
平成 24 年度	610.5	1.7	608.8
平成 25 年度	639.9	2.3	637.6
平成 26 年度	653.7	1.7	652.0
平成 27 年度	659.5	1.1	658.4
平成 28 年度	628.6	4.8	623.8
平成 29 年度	601.0	8.2	592.8

資料；上川管内市町村 観光入込客数調査結果

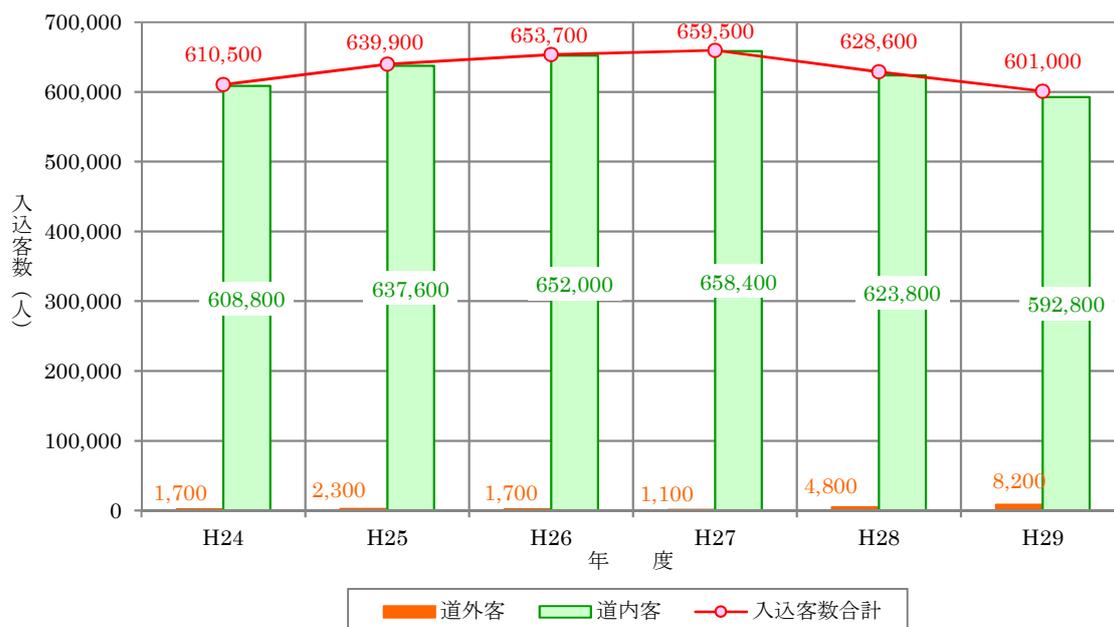


図 1.2.5.7 観光入込客数の推移

## 5.4 産業指標

前項まででは、本町における人口や産業構造の他、観光の状況などを整理した。

本項では、北海道の「ごみ処理の広域化計画（平成10年から平成29年）」に基づく広域ブロックにおいて同じ『上川北部』に属する市町村（士別市・名寄市・和寒町・剣淵町・下川町・美深町・音威子府村）との比較により、本町の産業構造等の特性を把握する。

上川北部ブロック内における4町の人口をみると、美深町が4,482人と最も多く、和寒町が3,476人、下川町が3,339人と続き、本町は3,176人と最も少ない。

本町の総面積は131km<sup>2</sup>と最も小さく、財政力指数は0.15と和寒町、美深町と同じだが、製造品出荷額等は355百万円でブロック全体の約1.0%程度と少ない（ $355 \div 34,992 = 1.01\%$ ）。

一方で、観光入込客数が多いのが本町の特性であり、601千人と士別市、名寄市を上回り、ブロック全体の約29%と高い割合を占める（ $601 \div 2,042 = 29.43\%$ ）。

表 1.2.5.9 上川北部ブロックにおける産業指標

	総面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)		財政力 指数	製造品 出荷額等 (百万円)	小売業年間 商品販売額 (百万円)	観光入込客 数(入込総数) (千人)	
		15歳 未満	65歳 以上					
	H29年	H30年1月1日現在		H28年度	H29年度	H28年度	H29年度	
士別市	1,119	19,348	9.7%	38.3%	0.26	12,247	27,125	361
名寄市	535	27,909	11.8%	31.5%	0.27	17,502	42,069	446
和寒町	225	3,476	9.6%	43.0%	0.15	1,552	X	47
剣淵町	131	3,176	9.5%	38.7%	0.15	355	2,906	601
下川町	644	3,339	10.0%	39.3%	0.14	2,705	2,796	123
美深町	672	4,482	9.2%	39.4%	0.15	631	5,245	414
音威子府村	276	771	6.1%	28.7%	0.10	X	868	50
合計	3,602	62,501	—	—	—	34,992	81,009	2,042

\*. 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられる指数であり、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値である。

\*. 製造品出荷額等は、従業員4人以上の事業所が対象。「X」は数字を秘匿したもの。

出典；北海道ハンドブック 平成31年版（株式会社 日本政策投資銀行北海道支店）より

## 第6節 土地利用と道路交通の状況

### 6.1 土地利用

本町の地目別の土地面積は下表の通りである。

平成28年度の総面積は130.99km<sup>2</sup>であり、山林が37.87km<sup>2</sup>と最も多く全体の28.9%を占め、次いで田が26.9%、畑が24.9%、その他が10.7%、原野が5.1%と続く。

平成24年度からの増減では、山林や原野などが増加し、畑やその他などが減少している。

表 1.2.6.1 土地利用の状況

項目	面積（単位：km <sup>2</sup> ）			構成比（単位：%）		
	平成24年	平成28年	増減(H28-H24)	平成24年	平成28年	増減(H28-H24)
田	35.23	35.25	0.02	26.9	26.9	0.1
畑	32.93	32.61	-0.32	25.1	24.9	-0.2
宅地	2.34	2.36	0.02	1.8	1.8	0.0
鉱泉地	—	—	—	—	—	—
池沼	0.23	0.23	0.00	0.2	0.2	0.0
山林	37.59	37.87	0.28	28.7	28.9	0.3
牧場	0.21	0.21	0.00	0.2	0.2	0.0
原野	6.44	6.69	0.25	4.9	5.1	0.2
雑種地	1.80	1.78	-0.02	1.4	1.4	0.0
その他	14.41	13.99	-0.42	11.0	10.7	-0.3
合計	131.20	130.99	-0.21	100.0	100.0	0.0

出典；北海道統計書より

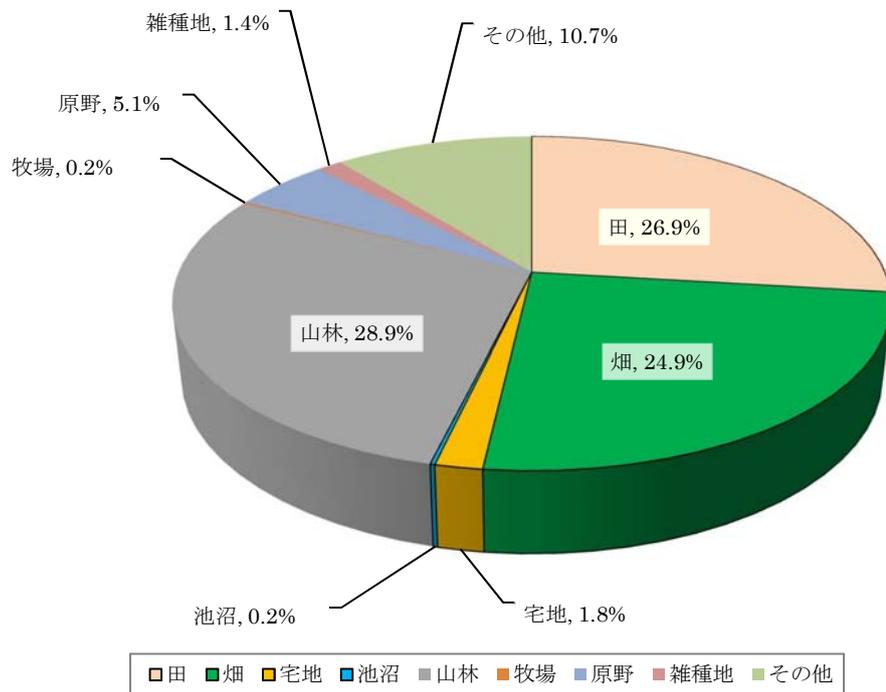


図 1.2.6.1 土地利用の状況（平成 28 年度）

## 6.2 道路交通

交通条件は、JR宗谷本線と国道40号線がほぼ並行して南北に縦断し、道道が町の中央部を縦横断しているため交通の便は比較的良く、旭川市とは車で1時間、士別市とは15分で結ばれている。

平成15年には、道央自動車道「士別剣淵インターチェンジ」が開通し、交通の迅速化とともに、物資輸送の基盤の充実が図られている。

## 第7節 将来計画の策定状況

### 7.1 総合計画

#### (1) 総合計画の構成

本町では、「第5期 剣淵町総合計画」が平成23(2011)年度～平成32(2020)年度を計画期間として策定されている\*。

この計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」の3つで構成され、それぞれの役割を次のように位置付けている。

基本構想 …… 剣淵町が目指す将来像をはじめ、全体的な方針を示す。

基本計画 …… 基本構想で定めた将来像を踏まえて、まちづくりに関する取り組み(施策・事業)を分野別に示す。

10年間の間に变化する、時代の流れや状況に対応するために、中間年度で内容を見直すことを予定している。

なお、取り組みの中で、特に重視して取り組むべき内容を抽出し、「重点プロジェクト」として示している。

実施計画 …… 基本計画で示した取り組み(施策・事業)を、予算を踏まえて効率的、計画的に進めていくため、実施する時期や事業の量などを示している。

より実情に沿って具体的に進めていくため、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度を「前期」、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度を「後期」と位置づけている。

はじめに優先度の高い事業を中心に、前期5か年分を策定する。

出典；第5期剣淵町総合計画・基本計画(平成28年3月改定)より

図 1.2.7.1 総合計画における基本構想・基本計画・実施計画の構成

以下に、上記計画で「一般廃棄物」に関わる施策が示されている事項を整理する。

\*平成30年度現在、平成33(2021)年度を始期とする絵本の里けんぶち版総合計画(新総合計画)の策定を予定している。

## (2) 基本構想

基本構想では、「3 時代の流れからみる、全国的なまちづくりの課題」の中で、次のような時代の流れと全国的なまちづくりの課題を示している。

以下は、基本構想に示される原文のとおり。

(4) 環境への関心が高まる一方、負荷軽減への責任が求められています。

-時代の流れ-

- ・地球温暖化を防ぐため、環境への負荷を軽減する取り組みが、個人から国までさまざまなレベルで求められています。
- ・資源の乱獲や無秩序な森林や土地の開発などで、自然環境、動植物の生態系が大きな影響を受ける状況は続いており、自然環境の保全がより一層必要とされています。
- ・環境への負荷の少ない「新たなエネルギー」や、エネルギー効率の向上をめざす「省エネルギー」についても、具体的な取り組みが進んでいます。
- ・限りある資源として水資源が重視されるなか、水源のかん養、二酸化炭素の吸収など重要な機能を持つ森林の保全が、国全体の課題となっています。

-全国的なまちづくりの課題-

- 環境への意識を高め、負荷を軽減していくことが求められています。
- 森林や水源も含め、豊かな自然環境を抱える地域においては、地域の財産としてはもちろん、日本あるいは地球全体の財産として、それらの資源を大切に守っていくことが求められています。
- いろいろなエネルギーを地域で利用することが可能となり、地域の特性にあったエネルギー利用を取り入れることも求められています。

出典；第5期剣淵町総合計画・基本計画（平成28年3月改定）より

図 1.2.7.2 基本構想におけるまちづくりの課題（環境、廃棄物の関連）

### (3) 基本計画

基本計画では、「第3章 自然を感じながら、快適に暮らせるまちをつくる」の「25 ごみ処理、リサイクル」で、以下の整理がなされている。

現状として、生ごみの処理と資源ごみのリサイクルの実施、並びに町民への周知・徹底により分別収集については、概ね実施されているとの評価である。

また、ごみ処理行政の基本的な考え方として、ごみの減量化、再利用、再資源化を進め、資源の循環と環境保全を推進するとともに、一般ごみ埋立て施設の新設に向けた整備を進めることが示されている。

#### <現状>

- ・生ごみ収集については、現在週1回収集し、広域生ごみ処理場で処分しています。
- ・缶、びん、ペットボトル、容器包装プラスチック、白色トレイのリサイクルを行っています。
- ・ごみ収集カレンダーを全戸に配布し、収集日程やごみの出し方について周知しており、分別収集については、おおむね徹底されるようになってきています。
- ・産業廃棄物は、事業者が自ら処理することが義務づけられており、建設系の廃棄物は事業者の負担で処理をしています。
- ・農業用廃プラスチックについては、春・秋2回収集し、処理料を剣淵町、北ひびき農業協同組合、農家それぞれ1/3負担で実施しています。

#### 《基本的な考え方》

ごみの減量化、再利用、再資源化を進め、資源の循環と環境保全を推進するとともに、一般ごみ埋立て施設の新設に向けた整備を進めます。

出典；第5期剣淵町総合計画・基本計画（平成28年3月改定）より

図 1.2.7.3 基本計画における現状と基本的な考え方（ごみ処理、リサイクル）

以下、ごみ処理、リサイクルに関連する課題と施策、指標、また施策を進める事業の内容を示す。

収集・処理体制に関する施策・事業では、生ごみの収集回数の増加と、カラスが好まない指定袋の導入・検討といったソフト施策の他、廃止焼却施設の解体、並びに埋立て処分場の新設・検討といったハード施策が示されている。

また、ごみの減量・資源化に向けた取り組みでは、意識啓発と3R活動の推進、及び電動コンポスター購入助成の検討が施策・事業として示されている。

表 1.2.7.1 ごみ処理、リサイクルに関連する課題と施策（基本計画より）

課 題	(施策番号)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●広域生ごみ処理場の機械の損傷が進み、施設維持にかかる経費（運営負担金）が増加傾向にあります。</li> <li>●夏季間の生ごみ収集については、衛生上の問題もあり、収集回数の増加が求められています。</li> <li>●排出したごみのカラス被害対策が必要です。</li> <li>●現在の一般ごみ埋立て処分場の許容量が迫ってきているため、新たな埋立地の建設に向けた検討が必要です。</li> </ul>	(1)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみの減量、資源化の大切さを伝え、ごみの減量やリサイクルを推進していくことが必要です。</li> <li>●電動コンポスター※の普及にともない、購入への助成の検討が必要です。</li> </ul>	(2)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業用廃プラスチック等の回収が年数回のため、搬入が集中することがあり、受け入れ回数や時期などの改善に向けた検討が必要です。</li> </ul>	(3)

※コンポスター：家庭から排出される生ごみなどの有機物を分解し堆肥をつくる家電製品（生ごみ処理機）または装置。

出典；第5期剣淵町総合計画・基本計画（平成28年3月改定）より

表 1.2.7.2 ごみ処理、リサイクルに関連する指標（基本計画より）

指 標 名	説 明	H23 策定 時の現状	前期の H27 目標	前期の H32 目標	備 考
			H27 の 現状	H32 の 目標	
ごみの収集、リサイクルに対する満足度	町民まちづくりアンケート調査による、剣淵町での暮らしの中での満足度	77.9%	80.0%	82.5%	「満足」「やや満足」「普通」の合計
			81.6%	82.5%	
ごみの減量化	一般廃棄物処理量	478 t	440 t	404 t	
			594 t	550 t	

出典；第5期剣淵町総合計画・基本計画（平成28年3月改定）より

表 1.2.7.3 ごみ処理、リサイクルに関連する施策と事業（基本計画より）

施 策	施策を進める事業
(1) 収集・処理体制の機能向上に努めます	①廃止焼却施設の解体の検討 ②夏季間の生ごみ収集回数増の検討 ③カラスが好まない指定袋の導入検討 ④埋立て処分場新設に向けた検討と設計委託
(2) ごみの減量、資源化に向けた取り組みを促進します。	①ごみの減量、資源化の大切さを普及する意識啓発 ②3R（リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用））の推進 ③電動コンポスター購入助成の検討
(3) 産業廃棄物の適正処理を促進します	①農業用ビニール類、廃プラスチックなどの適正処理

出典；第 5 期剣淵町総合計画・基本計画（平成 28 年 3 月改定）より

## 7.2 人口ビジョン

### (1) 策定の趣旨等

『絵本の里けんぶち まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（以下、人口ビジョン）』は、国立社会保障・人口問題研究所による本町の将来予測人口に対し、現状分析等から人口減少の抑制に向けた施策を検討し、長期的な視点で本町の人口規模を設定したものである。

#### ・人口ビジョン策定の趣旨（p1 原文）

この「剣淵町人口ビジョン」は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案し、本町の人口に関する現状分析を行ったうえで、長期的な視点で、めざすべき人口規模について示したものです。

#### ・将来人口の設定（p26 原文）

本町がめざす推計の考え方として、社人研準拠推計（まち・ひと・しごと創生本部例示の出生率上昇パターン）をベースに、一部の出生率の変更（2015年推計の抑制）と、2020年推計から、一部コーホートのさらなる移動率アップを行いました。

なお、設定の考え方として、本町の近年の出生状況や、転入出状況が、それ以前と比較して改善しておらず、2015（平成27）年の国調結果もかなり厳しいことが推測されるため、2015年推計の出生率をまち・ひと・しごと創生本部の例示より低くし、移動率アップを2020年推計からとしました。

出典；剣淵町人口ビジョン（平成28年12月第1回変更）より

図 1.2.7.4 人口ビジョン策定の趣旨と将来人口の設定

表 1.2.7.4 人口ビジョンによる各種推計の設定方法

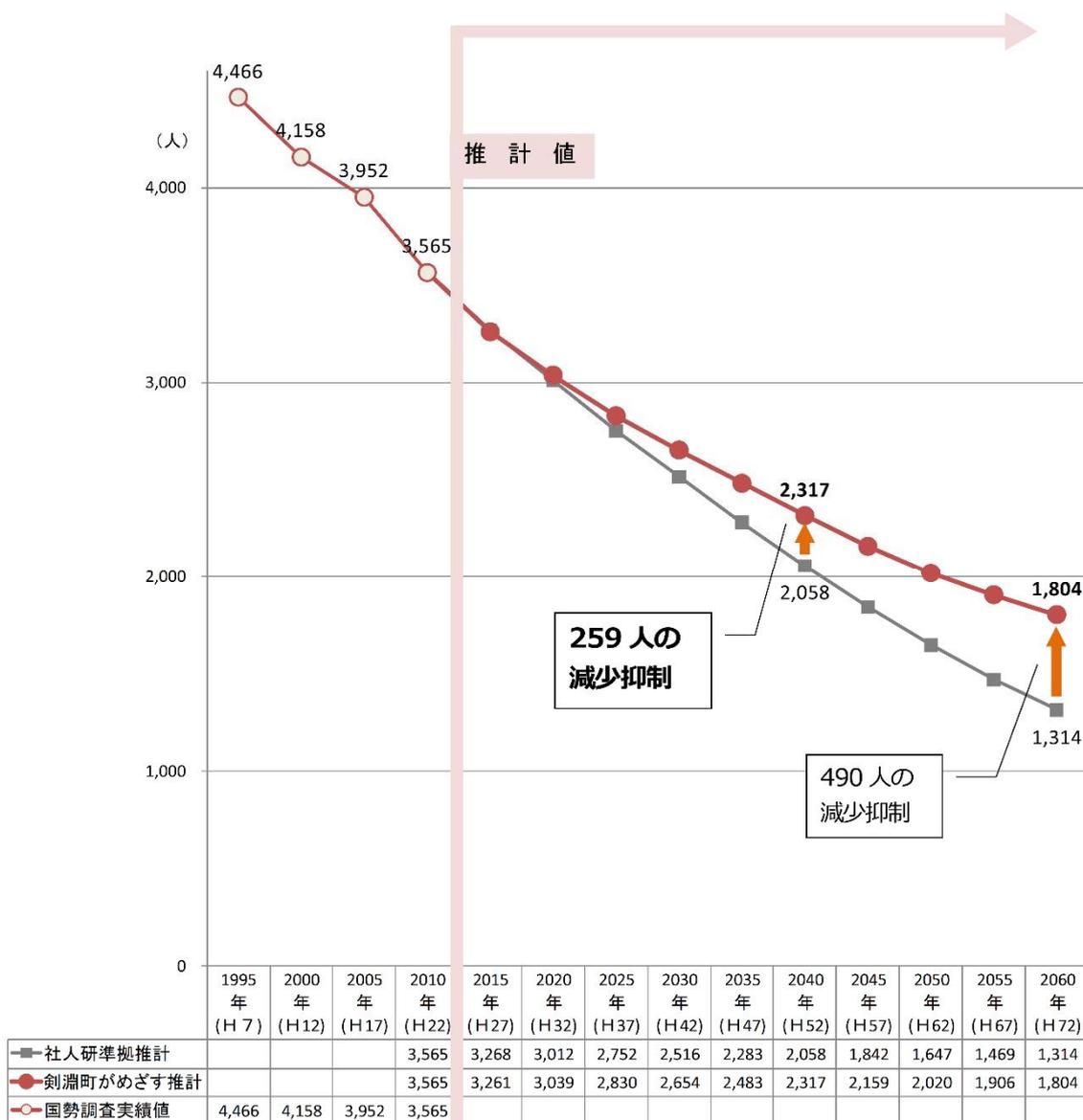
<p>「社人研準拠推計」</p>	<p>2010（平成 22）年の国勢調査結果を基準値とし、「①将来の生存率」「②将来の純移動率」「③将来の子ども女性比」「④将来の 0～4 歳性比」の仮定値を設定して推計したもの。</p> <p>①「将来の生存率」 64 歳以下の生存率は、道の仮定値を適用。道の仮定値は、全国推計で用いた生存率に近づくよう調整。65 歳以上の生存率は、2000→2005 年の町と道の生存率の差が、今後も一定であると仮定し、道の仮定値をベースに設定。</p> <p>②「将来の純移動率」 町の直近（2005→2010 年）の移動率が、2020 年にかけて 0.5 倍に縮小（半減）し、その後は一定であると仮定。</p> <p>③「将来の子ども女性比」 全国推計で用いた「子ども女性比」をベースに、2010 年の全国と町の「子ども女性比」の差がその後も一定であると仮定。</p> <p>④「将来の 0～4 歳性比」 全国推計で用いた「0～4 歳性比」を一律に適用。</p> <p>※上記①～③には自治体による例外適用がある。また、市町村推計値の合計が全国推計と一致するよう、市町村推計値が補正されている。</p>
<p>剣淵町がめざす推計</p>	<p>「社人研準拠推計」をもとに、合計特殊出生率と移動率をアップ。アップの仕方は次のとおり。</p> <p>&lt;合計特殊出生率&gt; 2015 年推計は 1.18（社人研は 1.30）、2020 年推計は 1.50、2025 年は 1.80、2030 年推計以降は 2.10 （2020 年推計以降はまち・ひと・しごと創生本部例示のとおり）</p> <p>&lt;移動率アップ&gt; 社人研推計で用いられた移動率に、2020 年以降、[10～14 歳→15～19 歳] [15～19 歳→20～24 歳] [20～24 歳→25～29 歳] に 0.05 ポイントアップ。</p>

出典；剣淵町人口ビジョン（平成 28 年 12 月第 1 回変更）より

## (2) 人口ビジョンによる推計

### ① 将来人口の設定

人口ビジョンによる推計より、本町の将来人口の設定は2040(平成52)年時点で2,317人である。今後、人口減少対策を講じた中で、「社人研準拠推計」と比較して、約260(259)人の人口減少の抑制を目指す。

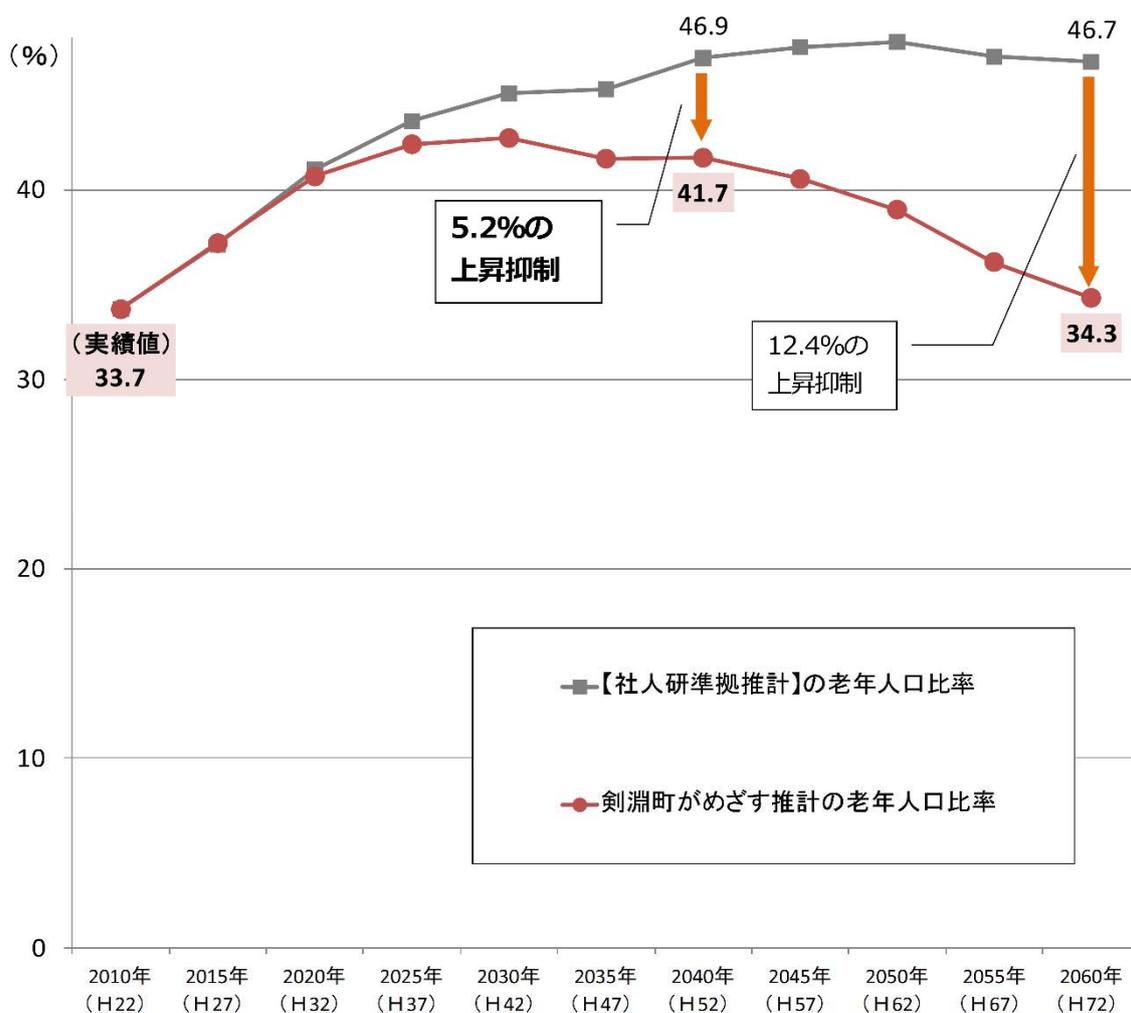


出典；剣淵町人口ビジョン（平成28年12月第1回変更）より

図 1.2.7.5 本町がめざす推計と社人研準拠推計の比較（総人口）

## ②老年人口比率

人口ビジョンによる推計より、本町の老年人口比率の設定は2040（平成52）年時点で41.7%である。今後、人口減少対策を講じた中で、「社人研準拠推計」と比較して、約5（5.2）%の老年人口比率の上昇の抑制を目指す。

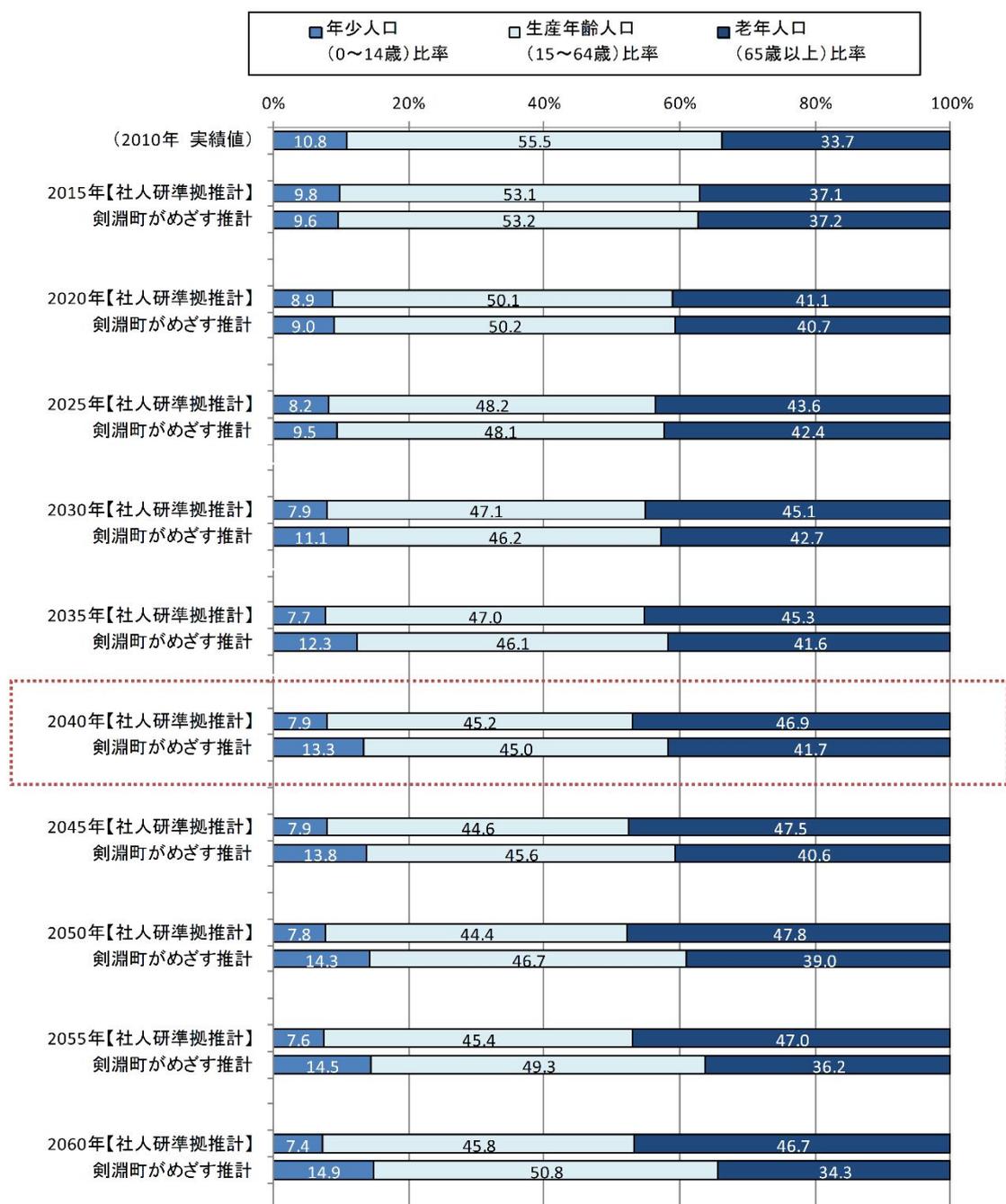


出典；剣淵町人口ビジョン（平成28年12月第1回変更）より

図 1.2.7.6 本町がめざす推計と社人研準拠推計の比較（老年人口比率）

### ③年齢3区分人口比率

人口ビジョンによる推計より、本町の年齢3区分人口比率の設定は2040（平成52）年時点で年少人口比率が13.3%、生産年齢人口比率が45.0%である。今後、人口減少対策を講じた中で、「社人研準拠推計」と比較して、それぞれの減少の抑制を目指す。



出典；剣淵町人口ビジョン（平成28年12月第1回変更）より

図 1.2.7.7 本町がめざす推計と社人研準拠推計の比較（年齢3区分人口比率）

## 7.3 一般廃棄物処理基本計画

### (1) ごみ処理の基本方針

本町では「廃棄物」に係る法体系の整備や3Rへの施策重視など環境が大きく変化する中、将来のごみ処理の基本的な方向を示すため「ごみ処理基本計画」を平成22年2月に策定している。

本計画では、町民、事業者、町が密接に連携した総合的な廃棄物処理行政の推進に向けて、4つの基本方針を掲げている。

#### 1) ごみの排出抑制・減量化の推進

全国及び北海道のごみ排出状況、及びリサイクル率を勘案し、本町の1人1日排出量について削減目標を定めるとともに再資源化目標を定め、資源の分別収集を推進する。

#### 2) 収集・運搬体制

委託による収集体制を継続する中で効率化を図り、住民サービスにも配慮する。分別収集の方法や収集頻度など適宜見直しを図る。

#### 3) 中間処理施設の整備

ごみの中間処理は広域処理を基本とする。生ごみ処理場、リサイクルセンターを活用し、必要な保守・点検、補修を行い適正管理によって使用期間を延ばす。

#### 4) 最終処分場の確保

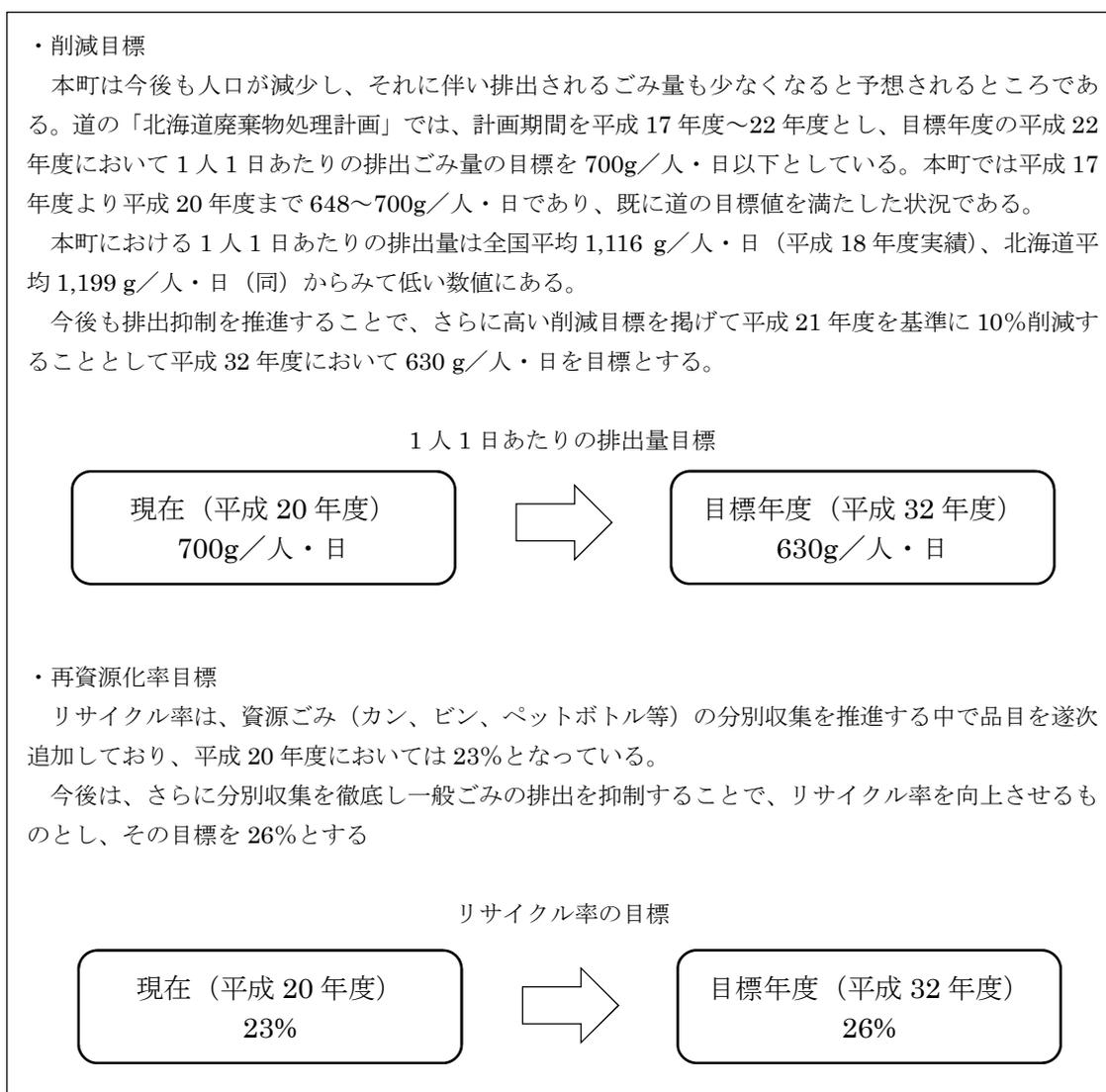
最終処分場はできるだけ延命化を図る。遮水シートの点検を定期的に行い、浸出水処理施設の水質状況、モニタリング井の監視など適正な管理を行う。

出典；剣淵町一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画書（平成22年2月）より

図 1.2.7.8 ごみ処理の基本方針

## (2) ごみ減量化・再資源化目標

ごみ処理基本計画では、計画目標年次である平成 32 年度（2020）において、1 人 1 日あたりの排出量を 630g、またリサイクル率については 26%を目標値として設定している。



出典；剣淵町一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画書（平成 22 年 2 月）より

図 1.2.7.9 ごみ減量化・再資源化目標

## 第8節 水環境・水質保全の状況

### 8.1 河川の状況

本町は、一級河川「天塩川」とその支川「剣淵川」の合流点に位置している。

主な河川としては、本町市街地を中心として北側に犬牛別川、東側に剣淵川、南側にパンケペオッペ川が流れている。犬牛別川、パンケペオッペ川及び本町を流れるほとんどの河川は剣淵川に流れ込んでおり、剣淵川も下流では天塩川に注いでいる。

市街地には、4線川、8号川及び道道温根別川ビバカルウシ線沿いに流れる排水路があり、上記2河川1排水路を中心に市街地の雨水排除が行われており、いずれも剣淵川に注ぐ。

剣淵川という名はアイヌ語の「ケネ（ペッ）プチ（ハンノキ（・川）・その川口）」に由来する。

天塩川は、その源を北見山地の天塩岳に発し、士別市及び名寄市で剣淵川、名寄川等の支川を合流し、山間の平地と狭窄部を蛇行しながら流下して中川町に至り、さらに天塩平野に入って問寒別川等の支川を合わせて天塩町において日本海に注ぐ、幹川流路延長 256 km、流域面積 5,590 km<sup>2</sup> の一級河川である。

表 1.2.8.1 本町における主な河川の概要

河川名	水系名	区分	流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )		
				山地	平地	計
犬牛別川	天塩川	一級	35.1	230.4	54.8	285.2
剣淵川	〃	〃	39.3	474.9	170.4	645.3
パンケペオッペ川	〃	〃	12.2	40.3	26.4	66.7
4線川	〃	普通	2.5	0.0	4.7	4.7
音無川	〃	一級	3.9	0.0	8.7	8.7
小沢川	〃	〃	8.4	12.7	2.7	15.4
パンケペオッペ川	〃	〃	10.1	10.6	7.9	18.5
6線川	〃	〃	18.6	36.0	4.7	40.7

出典；剣淵町生活排水処理基本計画（平成21年10月）より



## 8.2 現況水質

### (1) 水質環境基準の設定

本町を南北に貫流している剣淵川は天塩川水系に属し、水質汚濁防止法に基づく水質環境基準の類型指定がなされ、定期的な水質測定が行われている。

剣淵川での水質測定点（基準点）は「12 線橋（犬牛別川合流前）」であり、河川の汚濁状況をあらわす代表的な水質項目である生物化学的酸素要求量（BOD）は 2.0mg/l 以下と定められている。

表 1.2.8.2 水質保全に関する水質環境基準の設定状況（天塩川水系）

水域名	河川名	地点名	該当類型	達成期間	指定年月日
天塩川下流（4）	天塩川	天塩大橋	B	ロ	昭和 47 年 4 月 1 日 （道告示第 1093 号）
		円山（円山水位観測所）			
		中川			
		美深橋			
		名寄大橋			
天塩川下流（3）	剣淵川	12 線橋 （犬牛別川合流前）	A	ロ	
天塩川下流（2）	パンナケイ川	下中川捕獲場	A	イ	
天塩川下流（1）	名寄川	真勲別頭首工（旧名寄緑ヶ丘浄水場取水口）	A	イ	
天塩川中流	天塩川	中士別橋（士別市上水東山浄水場取水口）	A	イ	
天塩川上流	天塩川	朝日橋（奥士別）	AA	イ	

\*. 「達成期間」のイについては、類型指定後、直ちに達成することを示す。

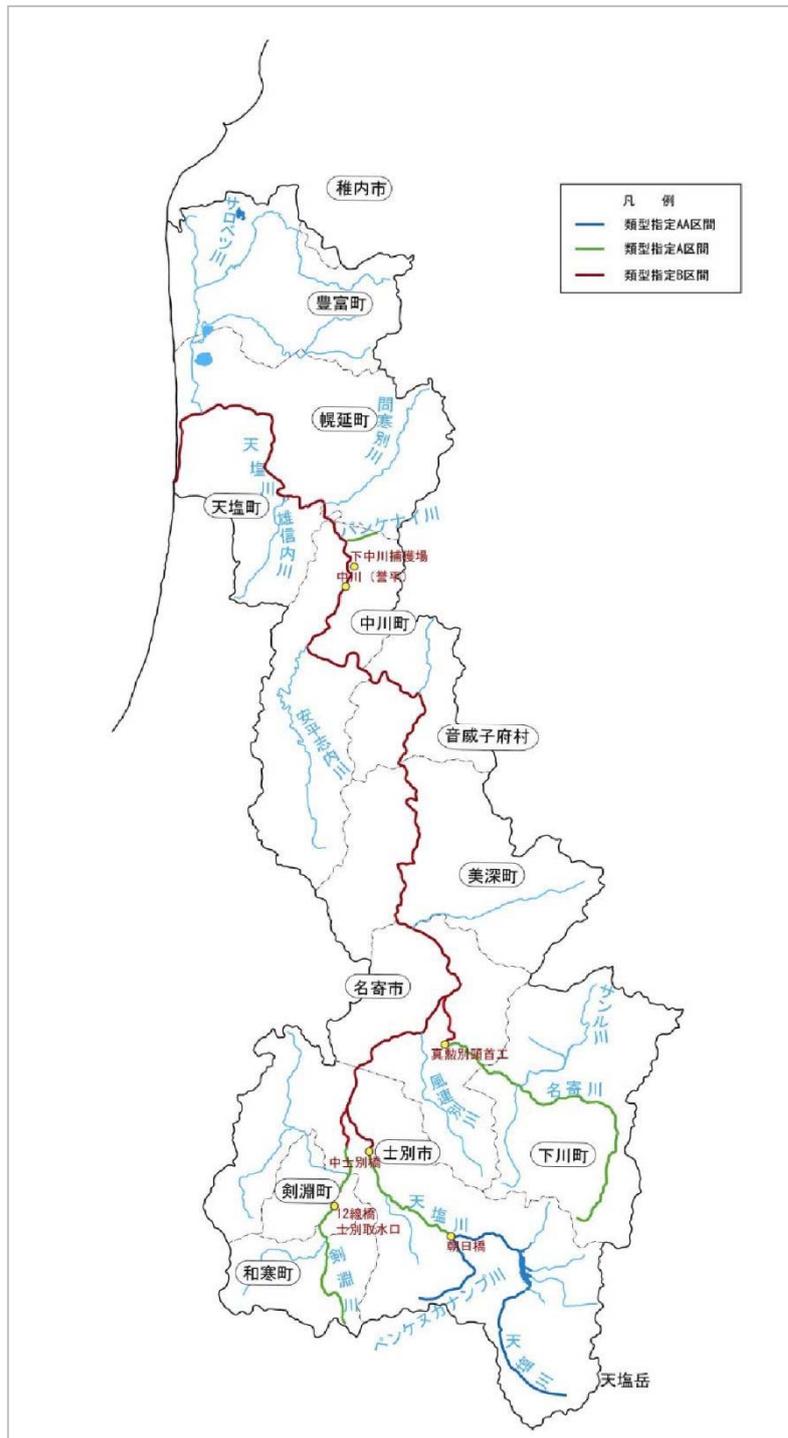
\*. 「達成期間」のロについては、類型指定後、5 年以内に可及的速やかに達成することを示す。

出典；剣淵町生活排水処理基本計画（平成 21 年 10 月）より

表 1.2.8.3 水質汚濁防止法に基づく水質環境基準の類型（河川類型 AA、A、B）

類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml 以下

\*. 基準値は、日間平均値とする。



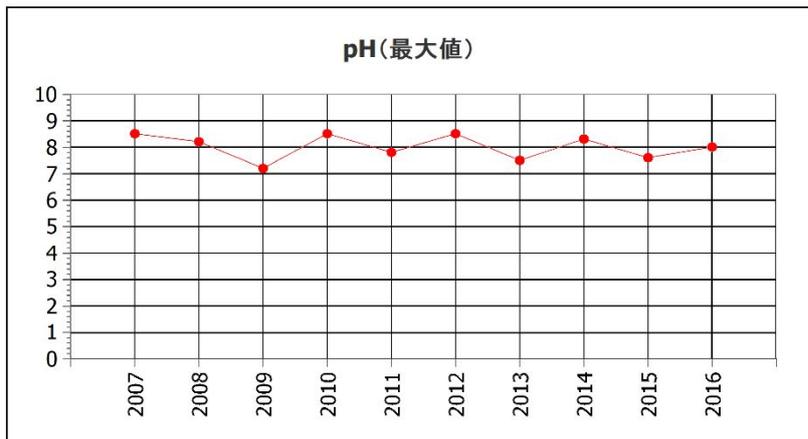
出典；天塩川水系河川整備計画（平成 19 年 10 月\_北海道開発局旭川開発建設部）より

図 1.2.8.2 天塩川水系流域図

## (2) 水質環境基準の設定

剣淵川での水質測定点（基準点）である「12 線橋（犬牛別川合流前）」における水質調査の結果を以下に示す。

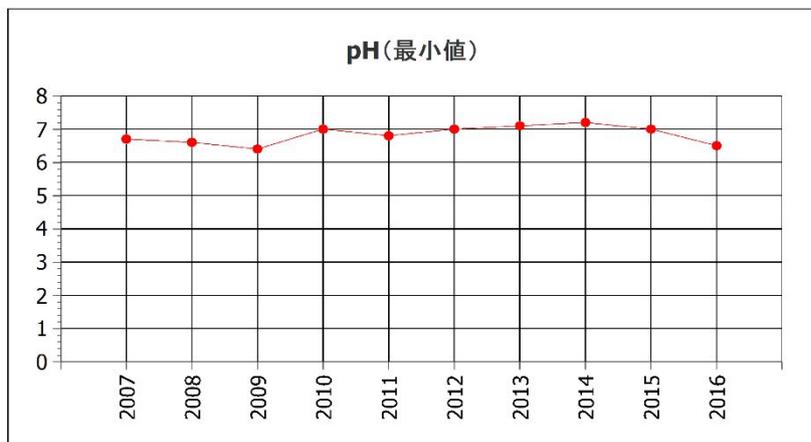
水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）については、基準値以下であるが、大腸菌群数については、一部の年で基準値を上回っており、今後とも公共用水域の水質保全に向けた対策が必要である。



河川(湖沼を除く。)

類型指定基準値	
AA	6.5以上8.5以下
<b>A</b>	<b>6.5以上8.5以下</b>
B	6.5以上8.5以下
C	6.5以上8.5以下
D	6.0以上8.5以下
E	6.0以上8.5以下

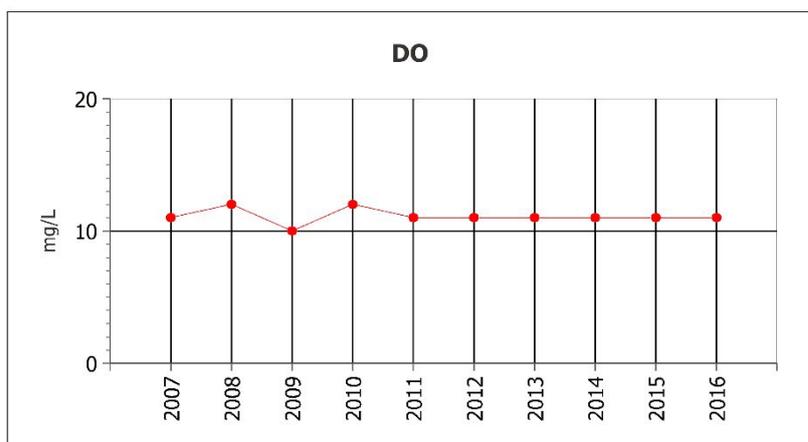
図 1.2.8.3 剣淵川「12 線橋」の pH (最大値) の測定結果



河川(湖沼を除く。)

類型指定基準値	
AA	6.5以上8.5以下
<b>A</b>	<b>6.5以上8.5以下</b>
B	6.5以上8.5以下
C	6.5以上8.5以下
D	6.0以上8.5以下
E	6.0以上8.5以下

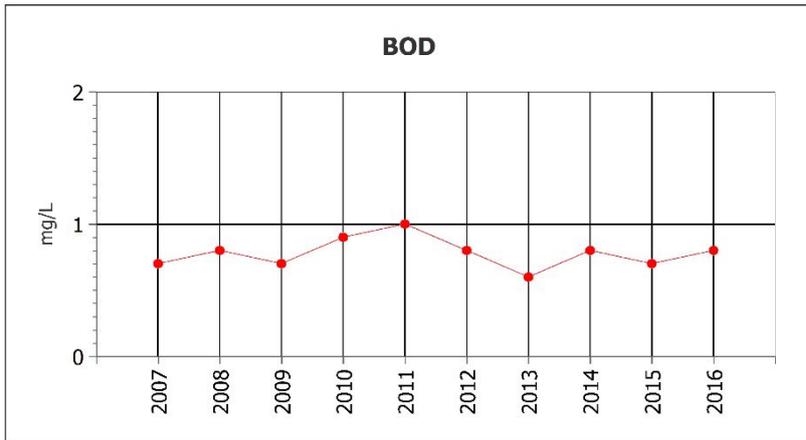
図 1.2.8.4 剣淵川「12 線橋」の pH (最小値) の測定結果



河川(湖沼を除く。)

類型指定基準値	
AA	7.5mg/L 以上
<b>A</b>	<b>7.5mg/L 以上</b>
B	5mg/L 以上
C	5mg/L 以上
D	2mg/L 以上
E	2mg/L 以上

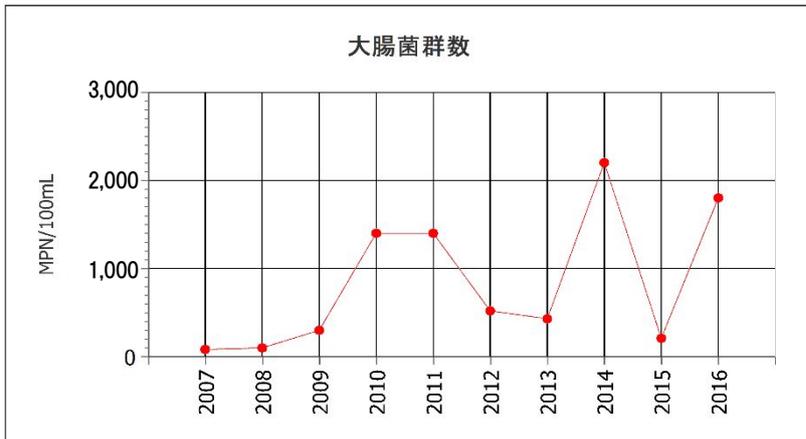
図 1.2.8.5 剣淵川「12 線橋」の DO の測定結果



河川(湖沼を除く。)

類型指定基準値	
AA	1mg/L 以下
<b>A</b>	<b>2mg/L 以下</b>
B	3mg/L 以下
C	5mg/L 以下
D	8mg/L 以下
E	10mg/L 以下

図 1.2.8.6 剣淵川「12 線橋」の BOD の測定結果



河川(湖沼を除く。)

類型指定基準値	
AA	50MPN/100mL 以下
<b>A</b>	<b>1,000MPN/100mL 以下</b>
B	5,000MPN/100mL 以下
C	—
D	—
E	—

図 1.2.8.7 剣淵川「12 線橋」の大腸菌群数の測定結果

## 第 2 編      ごみ処理基本計画

## 第1章 ごみ処理の現状と課題

### 第1節 ごみ処理の概況

#### 1.1 ごみ処理の経緯

本町では、以前は町内域で発生するごみのほぼ全量に対して焼却による中間処理を行い、その残渣物と一部焼却に適さない不燃物等を埋め立て処分していた。

しかし、当該焼却炉については、平成14年のダイオキシン類排出規制の強化に適合できなかったこと等の理由から同年12月に廃止となり、再使用・再資源化・再生利用などが困難な多くの一般ごみについては、剣淵町一般廃棄物最終処分場への埋め立て処分が処理の中心となっている。

このため、最終処分場における残余容量を確保するよう、ごみの減量化対策が急務となり、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に係る分別品目を強化し、現在は生ごみや古紙、鉄、古着なども加えた分別収集を行い、再資源化・再生利用などに取り組んでいる。

## 1.2 ごみ処理の流れ

本町における主なごみについて、処理の流れを下記に示す。

### (1) 一般ごみ～埋め立て処分となる可燃ごみと不燃物

再使用・再資源化・再生利用などが困難な可燃ごみ及び不燃物に該当する一般ごみについては、剣淵町一般廃棄物最終処分場に埋め立て処分される。

### (2) 生ごみ～消滅型の処理

生ごみは、和寒町との広域2町で運用している生ごみ処理場に運搬・処理される。当該処理場では、両町から収集・運搬された生ごみを菌で水と二酸化炭素に分解し、残渣がほとんど発生しない消滅型の処理を行っている。

### (3) 資源ごみ

本町では、資源ごみの再資源化・再生利用に向け、町単独による中間処理施設の建設及び管理・運営はコスト面などで困難との判断から、周辺自治体との広域連携処理で進めることを基本としている。

そこで資源ごみに対し、士別市環境センター（リサイクルセンター）等の中間処理施設に搬入するまでの分別・保管を適正かつ効率的に行うことができるよう、平成14年にストックヤードを1棟建設し、更に平成26年には2棟目を建設した。

缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイ、紙製容器包装といった資源ごみについては、分別収集を行った後、ストックヤードに一次仮置きし、手選別による不純物の除去等を行った後、士別市環境センターに運ばれ再資源化の処理が行われる。

また、飲料用紙パックや段ボール、新聞、雑誌などの資源ごみについては、ストックヤードに一次仮置きされたものを再生処理業者が直接収集し、工場に運搬される。

### (4) 鉄類～有価物取引

資源ごみの一つである鉄類などは、最終処分場の敷地内に一時保管し、再生処理業者に有価物として引き取られる。

### (5) 粗大ごみ

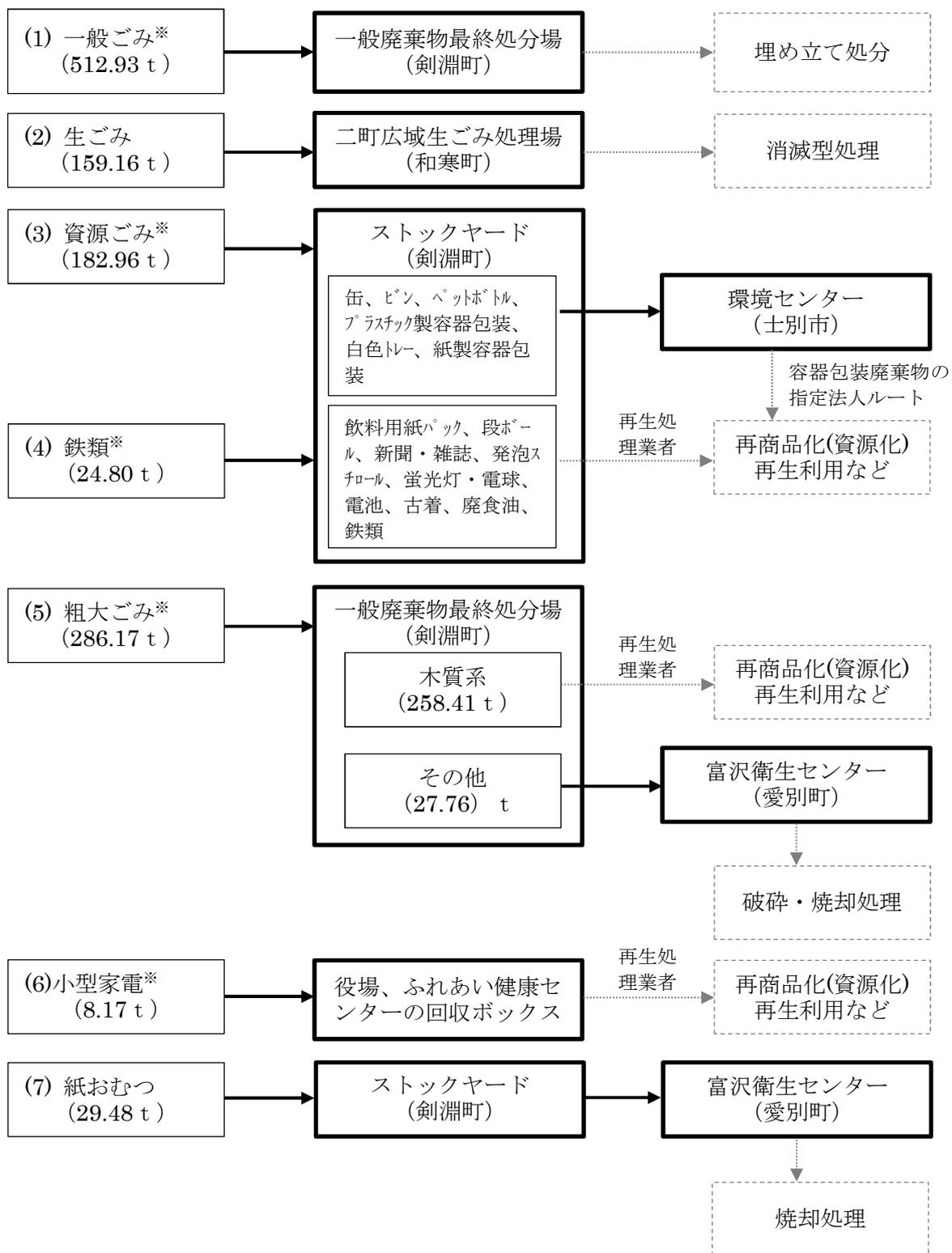
粗大ごみについては、剣淵町一般廃棄物最終処分場に搬入された後、木質系粗大ごみとその他の粗大ごみに分けられる。前者は民間業者への委託により再資源化・再生利用が行われ、後者は愛別町の富沢衛生センターで破碎・焼却処理される。

### (6) 小型家電

電話機、携帯電話など小型家電リサイクル法の対象品目については、役場とふれあい健康センターに設置されたボックスにて回収し、ストックヤードに一時保管後、認定事業者に運搬し処理される。

(7) 紙おむつ

事業所から持ち込まれる紙おむつについては、ストックヤードで一時保管後に、愛別町の富沢衛生センターに運搬し、焼却処理される。



( ) 内の数値は H29 実績を示す。

※一般ごみ、資源ごみ、鉄類、粗大ごみについては、ごみ処理場(剣淵町一般廃棄物最終処分場)への直接持ち込みが可能である。

図 2.1.1.1 剣淵町における主なごみの処理フロー

### 1.3 ごみ処理施設の諸元

本町に関連するごみ処理施設の諸元は下記のとおりである。

#### (1) 剣淵町一般廃棄物最終処分場

平成 11 年 4 月に供用開始された剣淵町一般廃棄物最終処分場では、再使用・再資源化・再生利用などが困難な可燃ごみ及び不燃物に該当する一般ごみの埋め立て処分を行っている。

また粗大ごみ等を分別し、一時保管するストックヤードとしても活用されている。

表 2.1.1.1 剣淵町一般廃棄物最終処分場の概要

名 称	剣淵町一般廃棄物最終処分場			
事業主体	剣淵町			
工事期間	平成 9 年 4 月～平成 11 年 3 月			
所在地	上川郡剣淵町東町 5013 番地			
事業費	693,997 千円（国庫補助 143,852 千円含）			
供用開始	平成 11 年 4 月			
施設概要	[敷地面積] 112,500m <sup>2</sup>			
	[埋立処分場] 埋立面積：7,000m <sup>2</sup> 埋立容量：23,000m <sup>3</sup> 埋立対象物：不燃物、可燃ごみ（厨芥類は除く） 埋立構造：準好気性埋立 埋立工法：セル方式			
	[浸出水処理施設] 処理能力：30m <sup>3</sup> /日 処理方式：生物処理（回転円盤方式）＋凝集沈殿処理＋砂ろ過処理＋滅菌処理			
	[計画処理水質]			
		項目	原水	処理水
		pH	4～9	5.8～8.6
	BOD	300mg/l	20mg/l 以下	
	SS	300mg/l	10mg/l 以下	
	大腸菌群数	—	3,000 個/cm <sup>3</sup> 以下	

出典；住民課資料より

## (2) 二町広域生ごみ処理場

平成 14 年 12 月に供用開始された広域生ごみ処理場は、和寒町、剣淵町、旧朝日町（現在は士別市）の広域 3 町によって建設された施設であり、生ごみを菌で水と二酸化炭素に分解し、残渣がほとんど発生しない消滅型の処理を行っている。

なお、平成 25 年度からは、和寒町と剣淵町の広域 2 町により運営している。

表 2.1.1.2 二町広域生ごみ処理場の概要

名 称	二町広域生ごみ処理場
事業主体	剣淵町、和寒町
工事期間	平成 14 年 7 月～平成 14 年 11 月
所在地	上川郡和寒町字東和 277 番地
事業費	224,134 千円（道補助 95,200 千円含）
処理量	900 t／年
供用開始	平成 14 年 12 月
施設概要	[建物] 鉄骨平屋建（1 棟:992m <sup>2</sup> ）、舗装（1,710m <sup>2</sup> ） [機械設備] 生ごみ受入ホッパー（1 台）、破砕供給コンベヤ（1 台）、破砕機（1 台）、 混練機（2 台）、熟成母材ホッパー（2 台）、切り出しコンベア（1 台）、 ロータリー篩（1 台）、ベルトコンベア（1 台）、操作盤（1 式）、 給水工事（1 式）、フォークリフト（2 台）、トラックスケール（1 式）、 パレット（200 枚）

出典；住民課資料より

### (3) 剣淵町ストックヤード

平成 14 年 9 月に 1 棟、また平成 26 年 11 月に 1 棟と供用開始された剣淵町ストックヤードは、資源ごみの適正な分別、保管、収集と、士別市環境センターへの運搬により再資源化を推進するため、本町が主体となって建設した施設である。

表 2.1.1.3 剣淵町ストックヤードの概要（1 棟目）

名 称	剣淵町ストックヤード (eco ヤード)
設置主体	剣淵町
工事期間	平成 14 年 5 月～8 月
所在地	上川郡剣淵町東町 5040 番地
事業費	18,375 千円
供用開始	平成 14 年 9 月
施設概要	建物 鉄骨平屋建 (1 棟 : 194.40m <sup>2</sup> )

出典 ; 住民課資料より

表 2.1.1.4 剣淵町ストックヤードの概要（2 棟目）

名 称	剣淵町ストックヤード (eco ヤード 2)
設置主体	剣淵町
工事期間	平成 26 年 4 月～10 月
所在地	上川郡剣淵町東町 5040 番地
事業費	24,462 千円
供用開始	平成 26 年 11 月
施設概要	建物 鉄骨平屋建 (1 棟 : 194.40m <sup>2</sup> )

出典 ; 住民課資料より

#### (4) 士別市環境センター

平成 29 年 4 月に供用開始された士別市環境センターは、資源ごみの適正な分別と再生を推進するため、士別市が主体となって建設した施設である。

本町からの資源ごみのうち、当該センターには、缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイ、紙製容器包装が持ち込まれる。

これらの資源ごみは、機械選別と手選別により種類ごとに分けられ、運搬しやすいように圧縮、梱包される。集められた資源物はそれぞれの再資源化工場に運ばれ、再資源化の処理が行われる。

表 2.1.1.5 士別市環境センター（リサイクルセンター）の概要

名 称	環境センター（リサイクルセンター）
事業主体	士別市
工事期間	平成 26 年 5 月～平成 29 年 2 月
所在地	士別市西士別町 2549 番地 4
供用開始	平成 29 年 4 月
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理能力：32 t / 5 h                破碎選別ライン：23 t / 5 h                資源物選別ライン：9 t / 5 h</li> <li>・ 敷地面積：約 1.9ha</li> <li>・ 建築面積：2,185.9m<sup>2</sup></li> <li>・ 延床面積：2,790.36m<sup>2</sup></li> <li>・ 構造：鉄骨造 2 階建（一部鉄骨鉄筋コンクリート）</li> <li>・ 資源回収物：鉄類、缶（アルミ缶・スチール缶）、ペットボトル                びん、白色トレイ、その他プラスチック、                その他紙製容器包装、雑誌</li> <li>・ 主な設備：プラットホーム、粗破碎機、破碎物磁選機、                資源ごみ手選別コンベヤ、金属プレス機、中央操作室                バグフィルタ、脱臭装置</li> </ul>

出典；士別市環境センターパンフレットより

## (5) 富沢衛生センター

本町の木質系以外の粗大ごみと事業所から出された紙おむつは、愛別町外 3 町塵芥処理組合の富沢衛生センターで破碎・焼却処理される。

破碎処理施設は、可燃性粗大ごみ等に対応する二軸せん断破碎機と、不燃性粗大ごみ等に対応する衝撃せん断併用回転破碎機とで構成され、当該処理により可燃物に選別されたものは焼却施設ごみピットへ、また不燃物は最終処分場に運ばれる。

更に、衝撃せん断併用回転破碎機による破碎・処理の過程で鉄類、アルミに選別されたものは有価物の資源ごみとして扱われる。

表 2.1.1.6 富沢衛生センターの概要

名 称	富沢衛生センター
事業主体	愛別町外 3 町塵芥処理組合
工事期間	平成 7 年 5 月～平成 10 年 3 月
所在地	上川郡愛別町字金富 1064 番地
敷地面積	ごみ処理施設：14,673m <sup>2</sup>
事業費	焼却・破碎施設：3,708,000 千円
供用開始	平成 10 年 4 月
施設概要	<p>[焼却施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 炉形式：エバラ AHS 型准連続燃焼式</li> <li>・ 処理能力：50 t / 16 h (25 t / 16 h × 2 炉)</li> <li>・ ガス冷却方式：水噴射式</li> <li>・ 集じん方式：バグフィルタ</li> <li>・ 飛灰処理方式：ダスト固化方式（キレート剤添加）</li> <li>・ 主な設備：プラットホーム、ごみクレーン・ホッパ、給じん装置、焼却炉、灰バンカ、誘引送風機、バグフィルタ</li> </ul> <p>[粗大ごみ破碎処理施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理能力：20 t / 5 h</li> <li>・ 処理方式：一次破碎機（二軸せん断破碎機） 二次破碎機（衝撃せん断併用回転破碎機）</li> <li>・ 選別種類：4 種選別__可燃物、不燃物、鉄類、アルミ</li> <li>・ 公害防止基準：粉じん__0.1 g / m<sup>3</sup>N 以下 騒 音__65 デシベル以下 振 動__65 デシベル以下</li> <li>・ 主な設備：粗大ごみプラットホーム、一次破碎機、二次破碎機、破碎物用選別機、アルミ選別機</li> </ul>

出典；愛別町外 3 町塵芥処理組合 富沢衛生センターパンフレットより

## 1.4 本町によるごみ処理等の状況

### (1) ごみの収集・運搬

#### ①収集の品目と分別

本町におけるごみ収集の品目と分別は次頁の表のとおりであり、収集にあたっては戸別収集及びステーション方式を採用している。

ごみの収集に対する有料化の状況をみると、本町では「剣淵町生ごみの処理に関する条例」により、生ごみについては、町が指定した有料の生分解性袋に入れて排出する必要がある。

生ごみ以外の一般ごみ、資源ごみについては、町による容器の指定はないが、中身がみえるよう透明か半透明の市販袋などに必ず名前を書いて出すことを基本とする。

また、スプレー缶・カセットボンベ等は穴を開けずに、他の缶とは別に出すこと、蛍光管・電球は購入した際の空き箱等に入れて出し、段ボール、雑誌・新聞はひもで十文字に縛り排出すること、また、鉄類については大きさが鍋・釜以上のものはそのまま出し、釘、スプーン等の小さな鉄類は一般ごみで出すこととなる。

粗大ごみについては、年に 2 回、粗大ごみ収集回覧による事前申し込み制を導入しており、申し込み者に対し、戸別収集で対応している。

分別がきちんとされていない場合や、指定日の朝 8 時までに排出されていない等、ルールが守られていないごみには赤い札をつけて収集しないなど、廃棄物の適正な分別・収集に努めている。

表 2.1.1.7 ごみの収集区分と収集頻度など

ごみの分別種類		収集頻度	収集対象物	備考（搬出方法など）
一般ごみ		週 1 回	下記以外のごみ	透明か半透明の袋、名前記載
生ごみ		週 1 回	生ごみ（骨、貝殻を含む）	町が指定した有料の容器 ・ 10 リットル（10 枚入） 200 円 ・ 20 リットル（20 枚入） 400 円
資源 ごみ	缶	2 週 1 回	 飲料用缶、缶詰缶、菓子缶	透明か半透明の袋、名前記載
	ビン（無色、茶色・その他）	2 週 1 回	飲料用、食料用、調味料用	〃
	ペットボトル	2 週 1 回	 ペットボトル	〃
	プラスチック製容器包装	2 週 1 回	 マークのついたもの	〃
	白色トレー	2 週 1 回	食品用の両面白色トレー	〃
	紙製容器包装	2 週 1 回	 紙箱、フタ、紙パック、包装紙	〃
	蛍光管	2 週 1 回	蛍光灯、電球	空き箱等に入れる
	飲料用紙パック	2 週 1 回	 牛乳パック、飲料パック	透明か半透明の袋、名前記載
	古着	2 週 1 回	綿 50%以上のもの	〃
	廃食用油	2 週 1 回	使用済みてんぷら油	ペットボトル等に移しキャップ締め
	段ボール	原則月 1 回	 段ボール、米袋（紙製）	ひもで十文字に縛る
	新聞・雑誌	原則月 1 回	古新聞、古雑誌、チラシ	〃
	鉄類	年 2 回	鍋、釜、やかん、自転車	
粗大ごみ（木質系、その他）		年 2 回	家具類、ふとんなど	戸別収集。粗大ごみ収集回覧による事前申し込み制

出典；けんぶちごみのしおり\_H30.10 より

表 2.1.1.8 生ごみ専用袋（生分解性袋）の取扱店の一覧

生ごみ専用袋（生分解性袋）の取扱店	
1. ゴトウくんせい 西町 6 番 2 号	7. 芳賀書店 仲町 33 番 6 号
2. (有) おいで 西町 6 番 11 号	8. (有) ウシロ・サービス 仲町 36 番 5 号
3. セイコーマートけんぶち店 西町 21 番 5 号	9. 中島商店 元町 7 番 13 号
4. 佐々木商店 緑町 7 番 7 号	10. 渋川商店 西原町 2663 番地
5. (有) 丸八 小沢商店 仲町 3 番 1 号	11. レークサイド桜岡 東町 5141 番地
6. 八田米穀店 仲町 9 番 3 号	

出典；住民課資料\_H31.3 より

## ②収集ルート

収集ルートについては、一般ごみと生ごみ、並びに紙類は、西町・緑町・仲町の区域とそれ以外の区域とで分かれ、缶、ビン、ペットボトルなど資源ごみは西町・緑町の区域、仲町・元町の市街地とそれ以外の区域と三つに分かれる。

鉄類は全町を対象に年2回の収集を実施している。

また粗大ごみについては、西町・緑町・仲町・元町の市街地を対象に年2回収集しており、4町内以外の地区で車両など搬送手段が無い場合は、要相談での対応となる。

ごみ収集車両は、下表のとおりであり、各用途に応じた使い分けを行っている。

表 2.1.1.9 ごみの収集車両の状況

ごみの種類	車両種類・台数	最大積載量
一般ごみ、生ごみ	パッカー車 1台	4,150kg
資源ごみ	ダンプ車 1台	2,800kg
粗大ごみ	平ボディ車 2台	7,000kg

注) 収集車両は委託業者の所有である  
出典；住民課資料\_H31.3 より

## (2) ごみの直接搬入

本町では、一般ごみ、資源ごみ、粗大ごみについて、一般廃棄物最終処分場への自己搬入（＝直接搬入）の受け入れを行っている。

持ち込む際は、中身が見える透明か半透明の市販袋などに必ず名前を書いて出すといった収集時のルールを厳守するとともに、ごみの計量及び再計量を要請している。

家庭系の生ごみの直接搬入は認めておらず、また、下表に示すように、持ち込んでも町では処理できないものがある。

表 2.1.1.10 持ち込んで良いごみと町では処理できないごみの一覧

持ち込んで良いごみの一覧
<ul style="list-style-type: none"><li>・一般ごみ</li><li>・粗大ごみ（木質系のみ 4 月～10 月）</li><li>・資源ごみ</li><li>・電池</li><li>・使用済小型家電</li><li>・ペット用の砂</li><li>・焼却灰（ストーブ等）</li><li>・新聞・雑誌・段ボール</li><li>・紙パック</li><li>・古着</li><li>・蛍光管・電球</li><li>・鉄類</li></ul>
持ち込んでも町では処理できないごみの一覧
<ul style="list-style-type: none"><li>・自動車・オートバイ（バッテリーなど部品を含む）</li><li>・家電リサイクル法の対象となる家電製品</li><li>・パソコン本体（デスクトップ型・ノート型問わず）</li><li>・農機具類</li><li>・医療廃棄物（注射器・点滴など）</li><li>・農薬・劇薬の容器（中身含む）</li><li>・消火器</li><li>・ガスボンベ</li></ul>

出典；けんぶちごみのしおり\_H30.10 より

### (3) ごみの回収

本町において、回収しているごみの分別項目と種類は下表のとおりである。

小型家電と電池が該当し、町内に設置された回収ボックスの他に、一般廃棄物最終処分場への自己搬入（＝直接搬入）の受け入れを行っている。

なおエアコンやテレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機といった家電リサイクル法の対象となる家電製品については、町では処理できないごみに該当し、町内家電小売店などに対し、各自、引き取りを依頼することとなる。

表 2.1.1.11 回収方式によるごみ収集の品目と内容

分別項目と種類	内容（主なもの）	回収先等
小型家電 （小型家電リサイクル法に基づき、家庭で不要となった家電製品）	電話機、FAX、携帯電話、カーナビ、ETCユニット、ラジオ、コンポ、レコーダー、ビデオカメラ、デジタルカメラ、アンプ、スピーカー、USBメモリ・SDカード パソコン用液晶モニター、家庭用プリンター ハードディスク、タブレット端末、ミシン、電動工具類、電卓、電子辞書、電子体温計、電子血圧計、補聴器、炊飯器、電子レンジ、ホットプレート、扇風機、加湿器、アイロン、掃除機、電気ヒーター、電動歯ブラシ、ドライヤー、マッサージ器、健康器具、懐中電灯、照明器具、目覚まし時計、壁掛け時計、キーボード、各種ゲーム機、リモコン、充電器、ケーブル類、ACアダプター、コントローラー	【回収ボックスの設置場所】 ・役場 ・ふれあい健康センター
電池	乾電池、ボタン電池	【回収ボックスの設置場所】 ・役場 ・ふれあい健康センター ・JA北ひびき ・肥田商会 ・共和家電サービス ・藤原時計店

出典；けんぶちごみのしおり\_H30.10より

#### (4) 集団資源回収

町内の子ども会などでは、家庭から出る新聞や雑誌、段ボール、空き瓶などの資源回収を実施しており、販売金を活動資金等に充てている。

町が主体的に実施している集団回収は無い。

## (5) 最終処分

### ①最終処分場の概況

剣淵町一般廃棄物最終処分場では、町からの不燃物、可燃ごみ（塵芥類は除く）といった一般ごみの受け入れを行っている。

町の生ごみは、二町広域生ごみ処理場に運搬・処理されており、当該処理場からの処理不適物や残渣などの受け入れはない。また、富沢衛生センターに運搬・焼却処理される粗大ごみと紙おむつの焼却灰の他、環境センターに運搬・処理される資源ごみの処理不適物等についても、剣淵町一般廃棄物最終処分場への受け入れはない。

表 2.1.1.12 剣淵町一般廃棄物最終処分場の概要

最終処分場名	剣淵町一般廃棄物最終処分場		
所在地	上川郡剣淵町東町 5013 番地	事業費	693,997 千円
処分される廃棄物の種類	不燃物、可燃ごみ（塵芥類は除く）		
埋立に関する諸元	埋立容積；23,000 m <sup>3</sup> 、埋立面積；7,000 m <sup>2</sup> 、埋立開始年；平成 11 年度		
しゃ水工	有		
浸出水処理施設	処理方式：生物処理（回転円盤方式）＋凝集沈殿処理＋砂ろ過処理＋滅菌処理 処理能力 30 m <sup>3</sup> /日 放流水質 pH：5.8～8.6、BOD：20mg/l 以下、 SS：10mg/l 以下、大腸菌群数：3,000 個/cm <sup>3</sup> 以下		

出典；住民課資料より

### ②最終処分場の残余年数

剣淵町一般廃棄物最終処分場は、供用開始の平成 11 年度から約 20 年を経過する。

平成 30 年 7 月 5 日の調査に基づく埋立残余年数は 5,708m<sup>3</sup>との結果である。近年の「年間ごみ埋立容量」は、即日覆土を含めて「800m<sup>3</sup>/年」と推計され、今後、埋立可能期間は平成 37 年(2025 年)の 7 月末と考えられる。

表 2.1.1.13 剣淵町一般廃棄物最終処分場における埋立可能期間

埋立可能期間	計算式	埋立容量 (m <sup>3</sup> )	備考
平成 30 年(2018 年)7 月～ 平成 37 年(2025 年)6 月	年間推計埋立容量 800m <sup>3</sup> /年 × 7 年	5,600	7 年
平成 37 年(2025 年)7 月～ 平成 37 年(2025 年)7 月末	廃棄物残余年数 108 m <sup>3</sup>	108	1 ヶ月
結果	平成 37 年(2025 年)7 月まで埋立可能	5,708	7 年 1 ヶ月

出典；平成 30 年度残余年数調査報告書より

### ③最終処分場の維持管理

剣淵町一般廃棄物最終処分場では、適正な維持管理に向けて、浸出水と放流水、そして地下水の水質調査を月に1回実施している。

また浸出水処理施設の点検・整備を週に1回実施している。

表 2.1.1.14 浸出水の状況

年		平成 29 年									平成 30 年		
月 採水日		4月 5日	5月 10日	6月 7日	7月 5日	8月 2日	9月 6日	10月 12日	11月 1日	12月 6日	1月 10日	2月 7日	3月 7日
浸 出 水	pH	8.4	7.6	7.7	7.7	7.7	7.5	7.5	7.8	7.6	7.9	7.8	7.0
	BOD(mg/l)	84.0	72.0	95.0	31.0	59.0	29.0	79.0	53.0	45.0	15.0	33.0	57.0
	COD(mg/l)	67.0	41.0	48.0	37.0	40.0	31.0	110.0	120.0	160.0	33.0	44.0	46.0
	SS(mg/l)	140.0	61.0	59.0	49.0	33.0	26.0	560.0	39.0	28.0	31.0	28.0	28.0

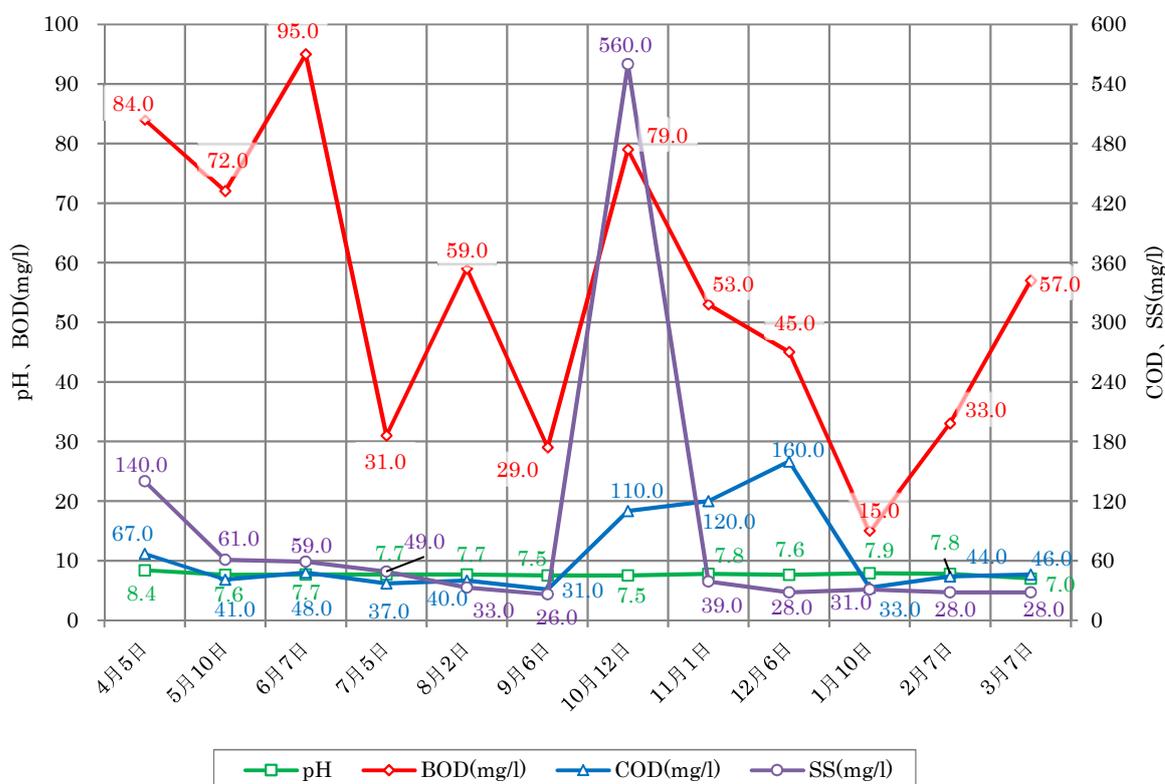


図 2.1.1.2 浸出水の状況

表 2.1.1.15 放流水の状況

年		平成 29 年									平成 30 年		
月 採水日		4月 5日	5月 10日	6月 7日	7月 5日	8月 2日	9月 6日	10月 12日	11月 1日	12月 6日	1月 10日	2月 7日	3月 7日
放 流 水	pH	7.2	7.3	7.3	7.4	7.4	7.3	7.5	7.2	7.3	7.3	7.3	7.3
	BOD(mg/l)	2.7	0.0	3.3	0.0	2.5	2.8	2.8	0.0	3.3	2.2	2.2	2.3
	COD(mg/l)	13.0	13.0	23.0	9.0	11.0	17.0	13.0	21.0	37.0	13.0	15.0	16.0
	SS(mg/l)	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	4.0	0.0	7.0	0.0	2.0	0.0
	T-N(mg/l)	16.0	8.3	32.0	14.0	10.0	12.0	13.0	25.0	24.0	31.0	33.0	34.0

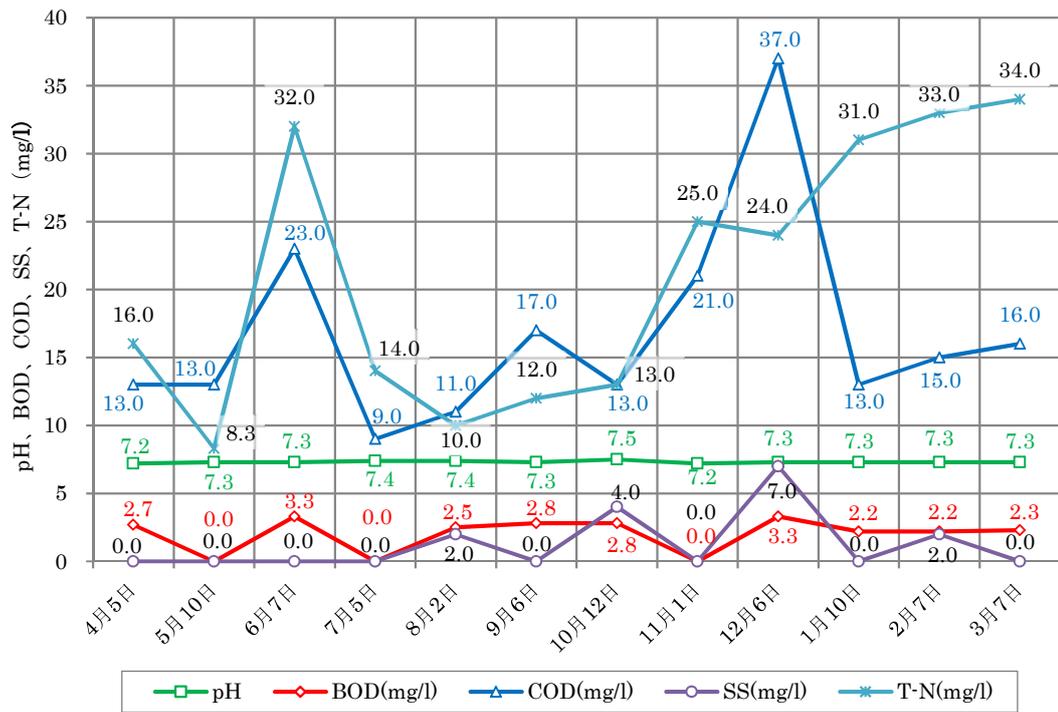


図 2.1.1.3 放流水の状況

表 2.1.1.16 地下水の状況

年		平成 29 年										平成 30 年		
月 採水日		4月 5日	5月 10日	6月 7日	7月 5日	8月 2日	9月 6日	10月 12日	11月 1日	12月 6日	1月 10日	2月 7日	3月 7日	
地下水	電気伝導率 (上流)(mS/m)	17	18	18	18	18	18	19	19	18	18	18	18	
	電気伝導率 (下流)(mS/m)	27	28	28	27	26	25	25	25	26	26	24	23	
	塩化物イオン (上流)(mg/L)	5.0	5.9	5.8	6.2	6.4	6.5	6.4	6.3	6.3	5.9	5.7	5.8	
	塩化物イオン (下流)(mg/L)	3.1	3.4	3.2	3.4	3.3	3.4	3.4	3.4	3.4	3.6	3.9	3.9	

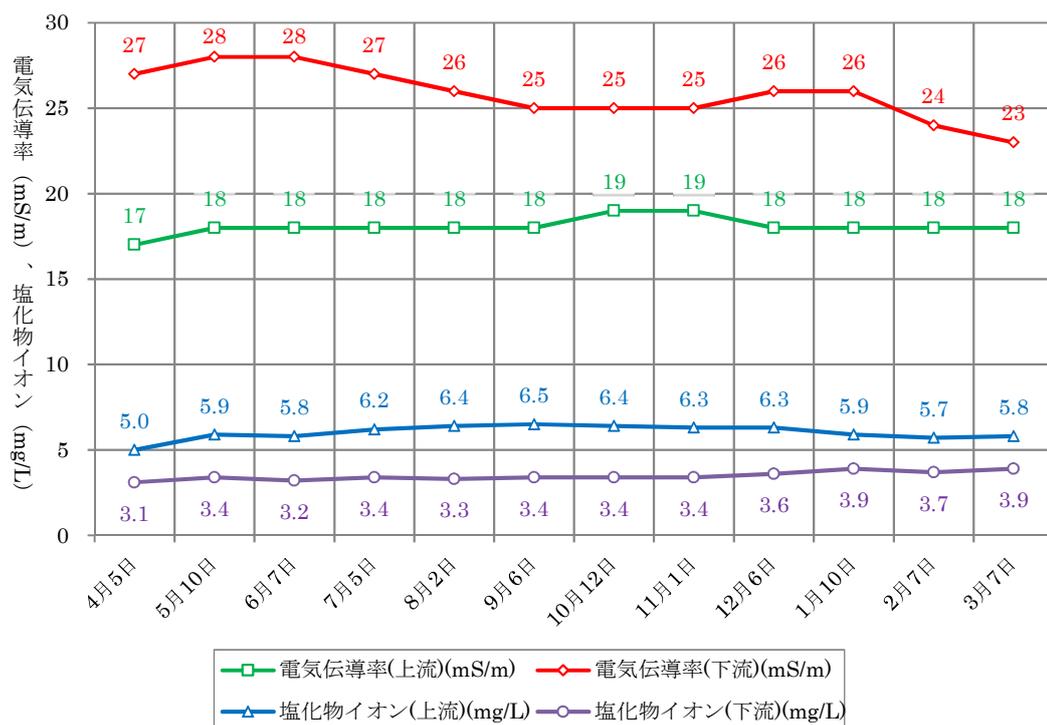


図 2.1.1.4 地下水の状況

## (6) その他、ソフト施策

本町では、町民の一人ひとりがごみの減量化に対する意識を高め、適正な分別・収集と再資源化に向けた行動を積極的に実践するよう、以下のソフト施策に取り組んでいる。

### ①ごみ処理経費の適正負担

ごみ量に応じた排出者負担として、生ごみ処理の有料化（生分解性指定有料袋による）を平成 14 年度から導入している。

### ②生ごみ処理施設の設置

上記、生ごみ処理の有料化と合わせて、残渣が発生しない消滅型の生ごみ処理施設を広域 3 町（現在は 2 町）の事業主体で平成 14 年度に建設した。

なお、それまでの生ごみ削減の対策として、本町では平成 7 年度から生ごみ処理機（コンポスター）購入助成金制度を実施してきたが、生ごみ指定袋による排出が定着したことから平成 16 年度をもって廃止している。

### ③ 3R（スリーアール）の推進

環境に負荷をかけない循環型社会形成の基本である「リデュース（Reduce 廃棄物の発生抑制）」、「リユース（Reuse 再使用）」、「リサイクル（Recycle 再生利用）」の 3R の推進を町ホームページなど様々なツールを通して周知している。

また、スーパーなどのレジ袋廃止の普及に伴うマイバッグの利用促進やリサイクル商品、エコ商品の購入推進を呼びかけ、ごみ減量化と再資源化への意識向上を図っている。

### ④商店や公共施設における資源回収の促進

廃乾電池については、役場庁舎のほか、町内小売店などに廃乾電池ポストを設置し回収している。廃家電（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン）は、家電リサイクル法に基づく買い替えなどによる引き取り以外でも町内の家電小売店において回収している。

また小型家電は、役場庁舎とふれあい健康センターに回収ボックスを設置し、回収促進に努めている。

### ⑤分別収集の徹底に向けた意識啓発

広報紙での特集記事、ごみ収集カレンダー、ごみのしおりなどを配付し、分別による排出方法を徹底し、ごみ減量化と再資源化に対する町民の理解と意識啓発を図っている。

## 第2節 ごみ排出の実績

### 2.1 ごみ総排出量

#### (1) ごみ総排出量の実績・推移

本町におけるごみ総排出量の実績・推移を次頁の表に整理する。

表 2.1.2.1 ごみ総排出量の推移

(単位：人、t/年)

年度 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集人口(各 年9月末)	3,788	3,713	3,675	3,607	3,560	3,476	3,378	3,335	3,293	3,210
家庭系	727.69	742.29	783.35	779.51	831.45	956.01	965.72	995.43	909.79	886.34
一般ごみ	414.62	406.96	410.38	428.12	427.42	470.40	439.06	440.66	431.08	408.67
収集	287.01	291.60	298.53	304.28	311.45	306.52	318.08	318.44	298.22	304.07
直搬	127.61	115.36	111.85	123.84	115.97	163.88	120.98	122.22	132.86	104.60
生ごみ	109.81	110.10	108.98	103.48	110.80	110.77	107.57	103.49	99.29	98.26
収集	109.81	110.10	108.98	103.48	110.80	110.77	107.57	103.49	99.29	98.26
資源ごみ	149.38	136.69	150.01	142.52	143.04	166.93	165.60	176.61	160.45	154.39
収集	136.05	135.28	130.12	127.29	121.18	128.98	130.04	126.15	126.31	115.36
直搬	13.33	1.41	19.89	15.23	21.86	37.95	35.56	50.46	34.14	39.03
鉄類	8.73	28.35	23.65	18.21	25.72	27.48	31.13	15.20	19.27	19.68
収集	3.07	3.59	3.66	2.09	3.26	2.69	4.12	8.00	2.77	1.25
直搬	5.66	24.76	19.99	16.12	22.46	24.79	27.01	7.20	16.50	18.43
粗大ごみ	45.15	60.19	90.33	87.18	124.47	180.43	219.63	250.80	191.13	197.17
収集	5.00	5.57	7.55	11.52	7.78	6.87	10.06	9.86	7.09	11.33
直搬	40.15	54.62	82.78	75.66	116.69	173.56	209.57	240.94	184.04	185.84
小型家電	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.73	8.67	8.57	8.17
収集	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.36	0.87	2.01	1.57
直搬	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.37	7.80	6.56	6.60
事業系・直搬	228.94	247.64	253.93	275.26	259.99	268.88	265.87	305.14	362.00	317.33
一般ごみ	95.10	91.56	106.48	112.90	119.14	122.25	105.20	116.29	120.05	104.26
生ごみ	63.45	76.77	59.39	58.08	60.04	60.33	60.92	63.76	55.81	60.90
資源ごみ	40.02	53.43	44.24	41.05	28.76	25.69	30.51	31.91	29.56	28.57
鉄類	7.12	7.44	4.97	11.76	4.73	4.17	4.48	5.41	7.15	5.12
粗大ごみ	23.25	18.44	38.85	51.47	47.32	56.44	51.82	61.53	117.62	89.00
紙おむつ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.94	26.24	31.81	29.48
資源回収※	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
集団	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
拠点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	956.63	989.93	1,037.28	1,054.77	1,091.44	1,224.89	1,231.59	1,300.57	1,271.79	1,203.67
一般ごみ	509.72	498.52	516.86	541.02	546.56	592.65	544.26	556.95	551.13	512.93
収集	287.01	291.60	298.53	304.28	311.45	306.52	318.08	318.44	298.22	304.07
直搬	222.71	206.92	218.33	236.74	235.11	286.13	226.18	238.51	252.91	208.86
生ごみ	173.26	186.87	168.37	161.56	170.84	171.10	168.49	167.25	155.10	159.16
収集	109.81	110.10	108.98	103.48	110.80	110.77	107.57	103.49	99.29	98.26
直搬	63.45	76.77	59.39	58.08	60.04	60.33	60.92	63.76	55.81	60.90
資源ごみ	189.40	190.12	194.25	183.57	171.80	192.62	196.11	208.52	190.01	182.96
収集	136.05	135.28	130.12	127.29	121.18	128.98	130.04	126.15	126.31	115.36
直搬	53.35	54.84	64.13	56.28	50.62	63.64	66.07	82.37	63.70	67.6
鉄類	15.85	35.79	28.62	29.97	30.45	31.65	35.61	20.61	26.42	24.80
収集	3.07	3.59	3.66	2.09	3.26	2.69	4.12	8.00	2.77	1.25
直搬	12.78	32.20	24.96	27.88	27.19	28.96	31.49	12.61	23.65	23.55
粗大ごみ	68.40	78.63	129.18	138.65	171.79	236.87	271.45	312.33	308.75	286.17
収集	5.00	5.57	7.55	11.52	7.78	6.87	10.06	9.86	7.09	11.33
直搬	63.40	73.06	121.63	127.13	164.01	230.00	261.39	302.47	301.66	274.84
小型家電	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.73	8.67	8.57	8.17
収集	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.36	0.87	2.01	1.57
直搬	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.37	7.80	6.56	6.60
紙おむつ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.94	26.24	31.81	29.48
収集	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
直搬	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.94	26.24	31.81	29.48
資源回収	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※資源回収については、各種団体による集団回収等が実施されているが、数量は把握されていない

出典；住民課資料より

本町におけるごみ総排出量の実績推移を以下の図に示す。

町の人口が減少している中で、ごみ総排出量については、平成 27 年度まで一定の増加傾向を示し、平成 29 年度で 1,203.67 t と 9 年前の平成 20 年度との対比で約 1.3 倍となっている ( $1,203.67 \div 956.63 = 1.258$ )。

ごみ総排出量における主な内訳の推移をみると、粗大ごみの増加が顕著にみられ、9 年前との対比で 4.2 倍となっている ( $286.17 \div 68.40 = 4.184$ )。

生ごみは 0.9 倍と減少で ( $159.10 \div 173.26 = 0.918$ )、一般ごみは微増、また資源ごみは微減と、9 年前とほぼ変わらない。

1 人 1 日あたりのごみ総排出量は、平成 20 年度が 691.90 g に対し、平成 29 年度では 1,027.33 g と、約 1.5 倍もの増加であった ( $1,027.33 \div 691.90 = 1.485$ )。

本町では、平成 22 年度のごみ処理基本計画において、平成 32 年 (2020 年) の排出量目標を 630g/人・日と設定しており、現時点では目標を達成していない状況である。

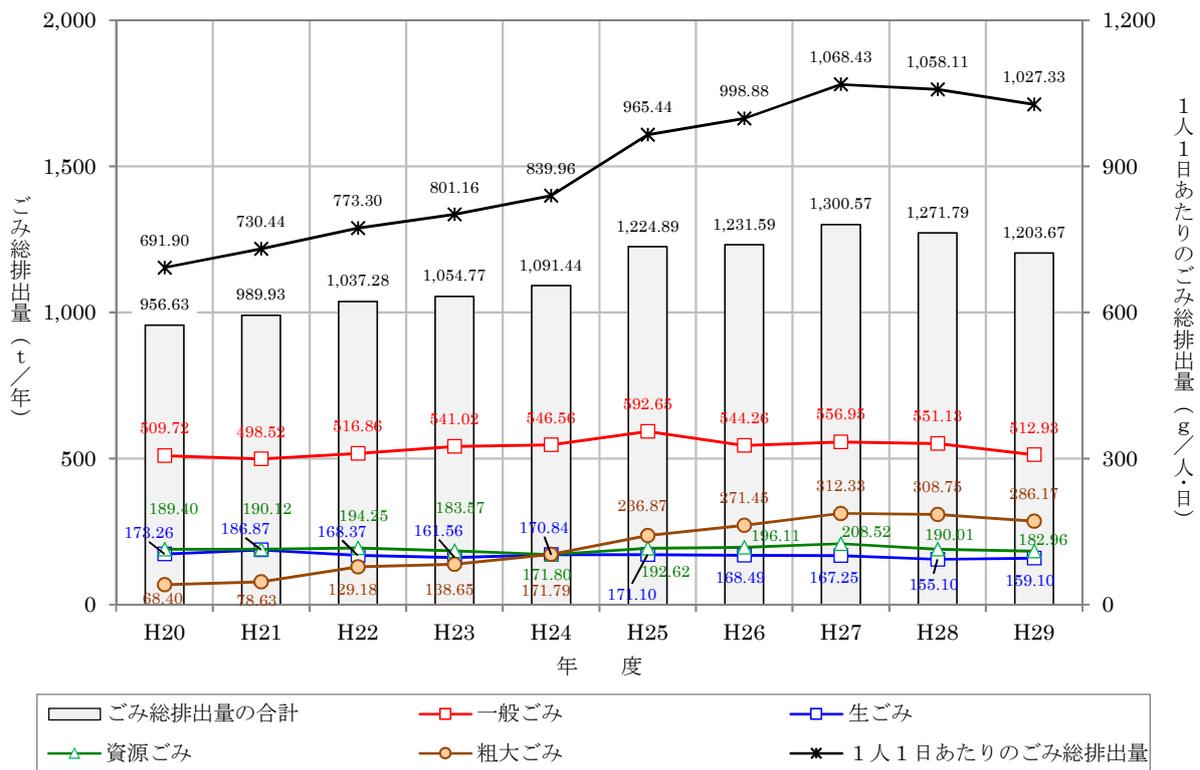


図 2.1.2.1 ごみ総排出量の実績推移

## (2) ごみ総排出量の実績・推移の割合

本町におけるごみ総排出量の実績・推移の割合を以下の図に示す。

埋め立て処分となる一般ごみの割合が減少する中で、焼却処理、または再資源化・再生利用となる粗大ごみの割合が増加しており、9年前の平成20年度では7.1%であったが、直近3カ年では約24%前後と、一般ごみに次いで高い割合を示す。

粗大ごみ以外の一般ごみ、生ごみ、資源ごみの割合をみると、9年前の平成20年度に対し直近3カ年はいずれも減少傾向を示し、一般ごみが約43%前後、生ごみが約13%前後、資源ごみが約15%前後の推移である。

鉄類、小型家電、紙おむつといったその他の割合は、平成20年度が1.7%に対し、平成29年度では5.2%と増加している。

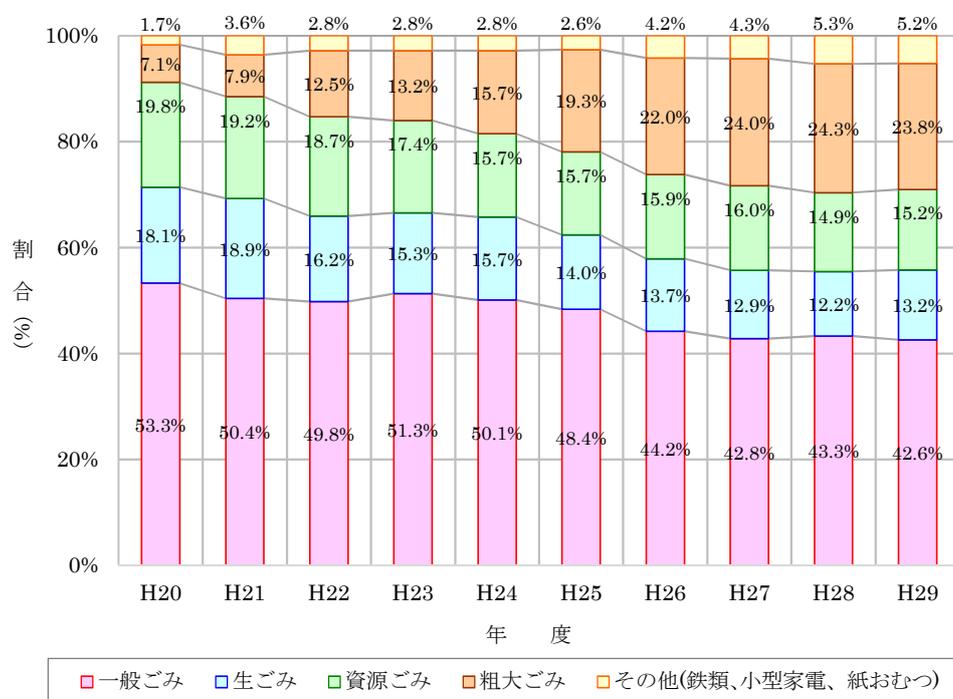


図 2.1.2.2 ごみ総排出量の実績推移の割合

## 2.2 家庭系と事業系のごみ排出量

### (1) 家庭系のごみ排出量

本町における家庭系のごみ排出量の実績推移を以下の図に示す。

1人1日あたりの家庭系のごみ排出量について、平成23年度までは600g以下であったが、平成24年度で640g、平成25年度で754gと徐々に増加し、平成27年度では818gとなった。

この平成27年度の818gを最大に、平成28年度は757g、平成29年度は756gと、直近2カ年は760g程度の推移で比較的安定しているが、平成22年度のごみ処理基本計画におけるごみ総排出量の目標値（平成32年(2020年) 630g/人・日）に対し、事業系を除く家庭系のごみ排出量分だけでも目標を満足してはいない。

家庭系のごみ排出量における主な内訳をみると、一般ごみと資源ごみがほぼ横ばいで近年、生ごみが減少しているのに対し、粗大ごみの増加が顕著にみられ、平成29年度では197.17tと9年前の平成20年度との対比で約4.4倍の増加を示す（ $197.17 \div 45.15 = 4.367$ ）。

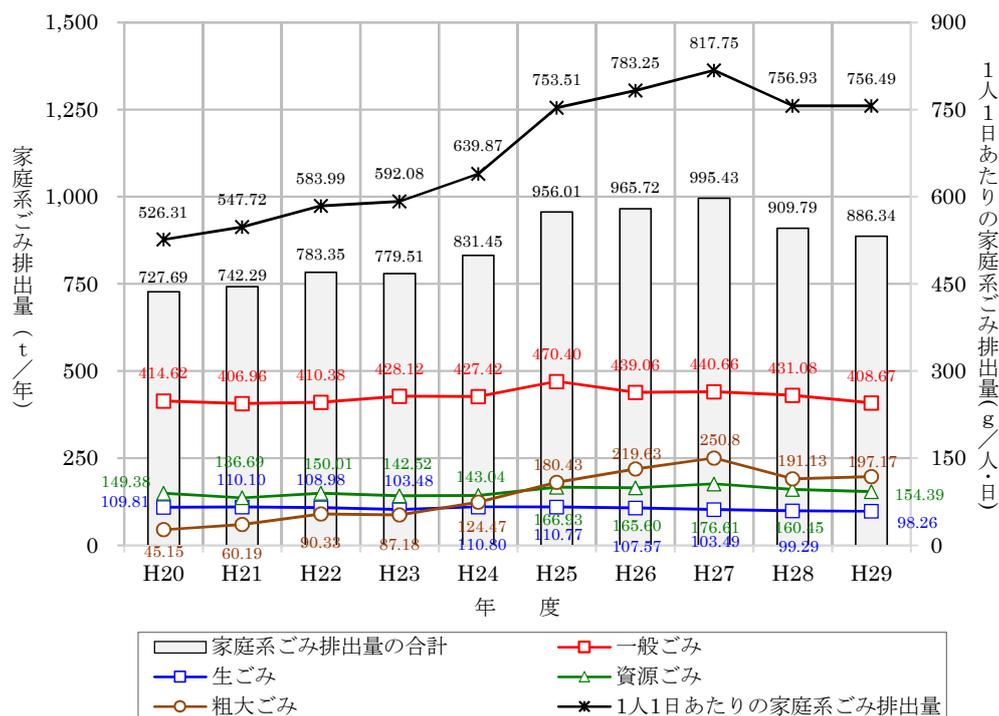


図 2.1.2.3 家庭系のごみ排出量の実績推移

## (2) 事業系のごみ排出量

本町における事業系のごみ排出量の実績推移を以下の図に示す。

平成 20 年度は 228.94 t であったが、平成 23 年で 275.26 t と徐々に増加し、平成 27 年度で 305.14 t を示す。

平成 28 年度で 362.00 t と更に増加し、平成 29 年度で 317.33 t と前年度との対比で約 0.9 倍と減少したが ( $317.33 \div 362.00 = 0.877$ )、9 年前の平成 20 年度との対比で約 1.4 倍 ( $317.33 \div 228.94 = 1.386$ ) もの増加である。

事業系のごみ排出量における主な内訳をみると、平成 25 年度から紙おむつの分別が始まる中で、粗大ごみの増加が顕著にみられ、平成 29 年度で 89.00 t と 9 年前との対比で、約 3.8 倍 ( $89.00 \div 23.25 = 3.828$ ) もの増加である。

直近 5 ヶ年における一般ごみは 100 t から 120 t 程度であり、生ごみは 60 t 程度、資源ごみ 30 t 程度と比較的安定した推移である。

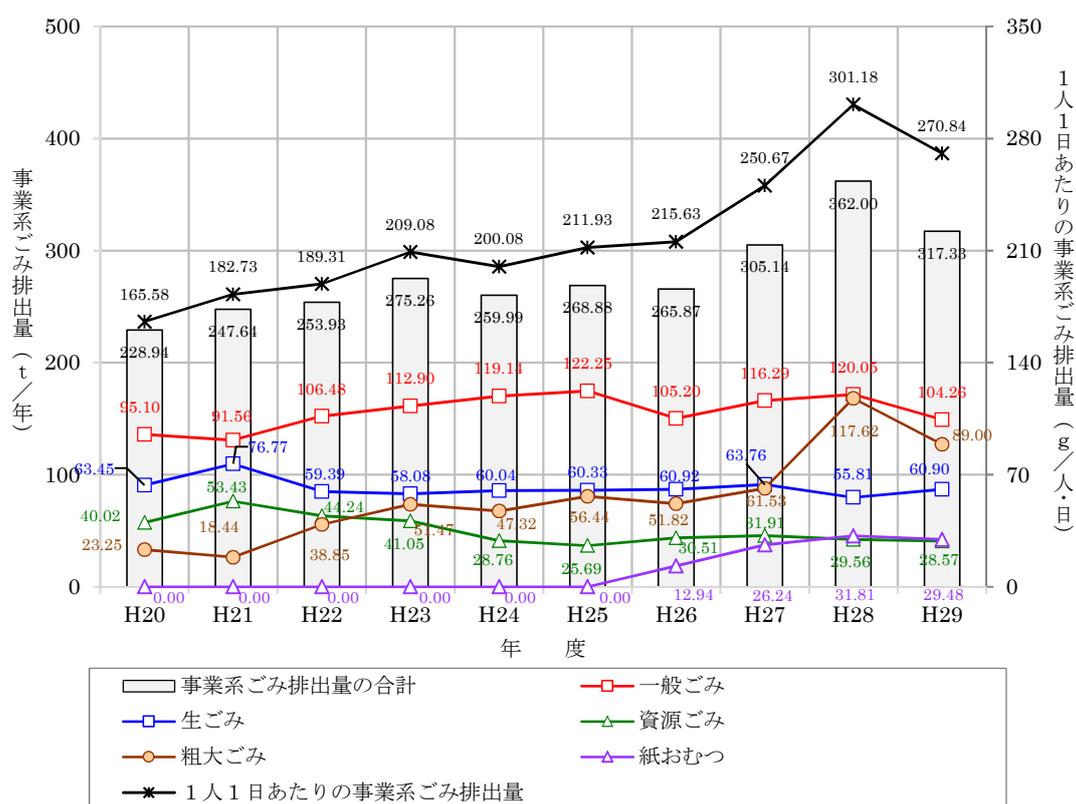


図 2.1.2.4 事業系のごみ排出量の実績推移

### (3) 家庭系と事業系のごみ排出量・割合

本町における家庭系と事業系のごみ排出量の割合・推移を以下の図に示す。

家庭系ごみが8割近くを示す年度や（平成25年度；78.0%、平成26年度；78.4%）、事業系ごみが3割近くを示す年度（平成28年度；28.5%）も見受けられるが、ここ10年における両者の割合は家庭系が70%から80%程度、事業系が20%から30%程度と、比較的一定した推移である。

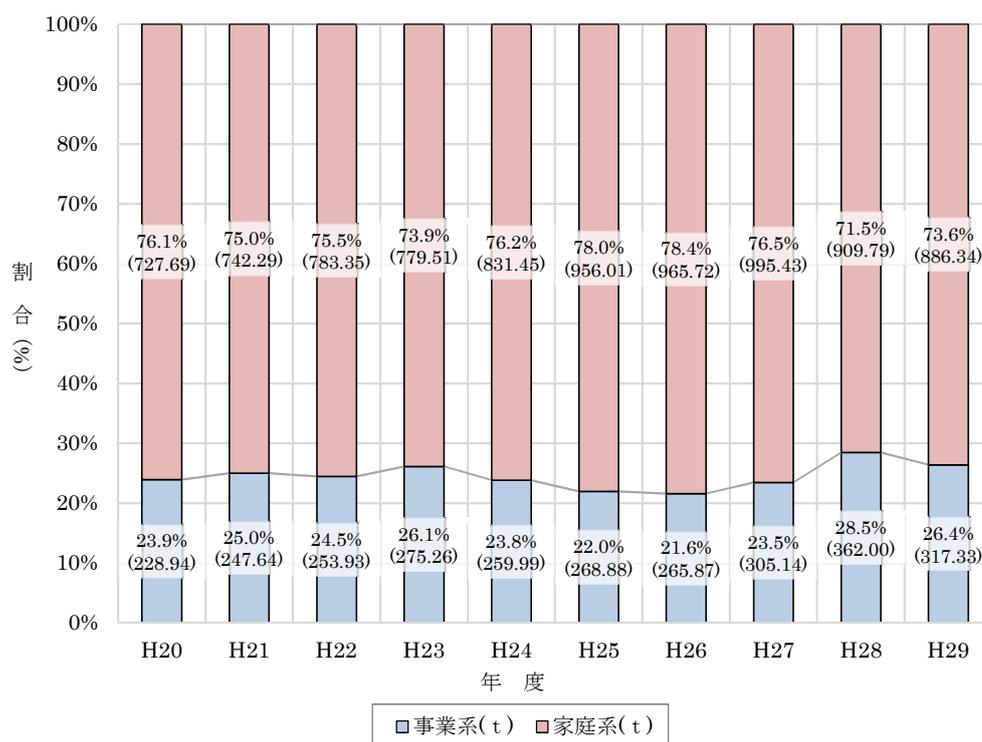


図 2.1.2.5 家庭系と事業系のごみ排出量の割合の推移

## 2.3 一般ごみ排出量

### (1) 家庭系の一般ごみ排出量

本町における家庭系一般ごみの推移を以下の図表に示す。

ごみ排出量は突出した年もあるが（平成 25 年度；470.40 t）、概ね 400 t から 440 t 程度と比較的安定した推移を示す。

1 人 1 日あたりの一般ごみ排出量について、平成 24 年度を境とした前後 5 カ年の平均値をみると、前期 5 カ年が 312.04 g に対し、後期 5 カ年が 359.26 g と、約 50 g 程度増加している。

表 2.1.2.2 家庭系一般ごみの実績・推移

（単位：t、g/人・日）

年度	家庭系一般ごみ				家庭系ごみ 排出量	1 人 1 日あたりの家庭系一般ごみ排出量	
	収集	直接搬入	合計	直搬の割合		各年	5 カ年平均
H20	287.01	127.61	414.62	30.78%	727.69	299.88	312.04
H21	291.60	115.36	406.96	28.35%	742.29	300.29	
H22	298.53	111.85	410.38	27.26%	783.35	305.94	
H23	304.28	123.84	428.12	28.93%	779.51	325.18	
H24	311.45	115.97	427.42	27.13%	831.45	328.94	
H25	306.52	163.88	470.40	34.84%	956.01	370.76	359.26
H26	318.08	120.98	439.06	27.55%	965.72	356.10	
H27	318.44	122.22	440.66	27.74%	995.43	362.01	
H28	298.22	132.86	431.08	30.82%	909.79	358.65	
H29	304.07	104.60	408.67	25.60%	886.34	348.80	

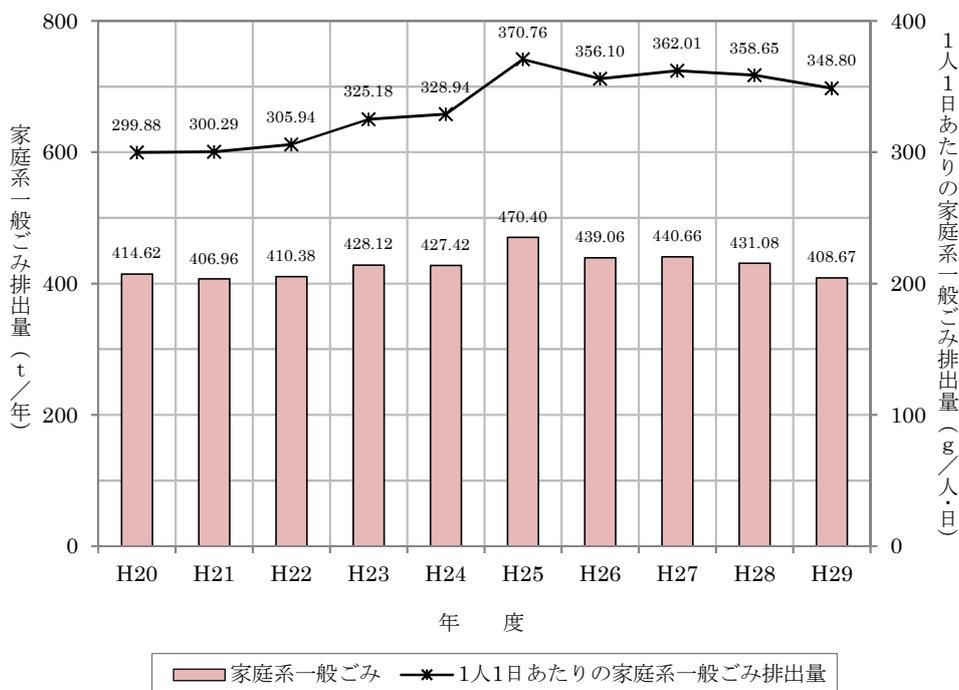


図 2.1.2.6 家庭系一般ごみの実績・推移

## (2) 事業系の一般ごみ排出量

本町における事業系一般ごみの推移を以下の図表に示す。

ごみ排出量は平成 25 年度の 122.25 t を最大に、直近 5 カ年は 100 t から 120 t 程度と比較的安定した推移を示す。

全事業系ごみに対する割合をみると、平成 24 年度の 45.82% を最大にその後、徐々に低くなり、平成 29 年度では 32.86% と過去 10 年間で最も低い割合であった。

表 2.1.2.3 事業系一般ごみの実績・推移

(単位：t、%)

年度	事業系一般ごみ			事業系ごみ 排出量	事業系一般ごみの割合	
	収集	直接搬入	合計		各年	5ヶ年平均
H20	—	95.10	95.10	228.94	41.54%	41.46%
H21	—	91.56	91.56	247.64	36.97%	
H22	—	106.48	106.48	253.93	41.93%	
H23	—	112.90	112.90	275.26	41.02%	
H24	—	119.14	119.14	259.99	45.82%	
H25	—	122.25	122.25	268.88	45.47%	37.83%
H26	—	105.20	105.20	265.87	39.57%	
H27	—	116.29	116.29	305.14	38.11%	
H28	—	120.05	120.05	362.00	33.16%	
H29	—	104.26	104.26	317.33	32.86%	

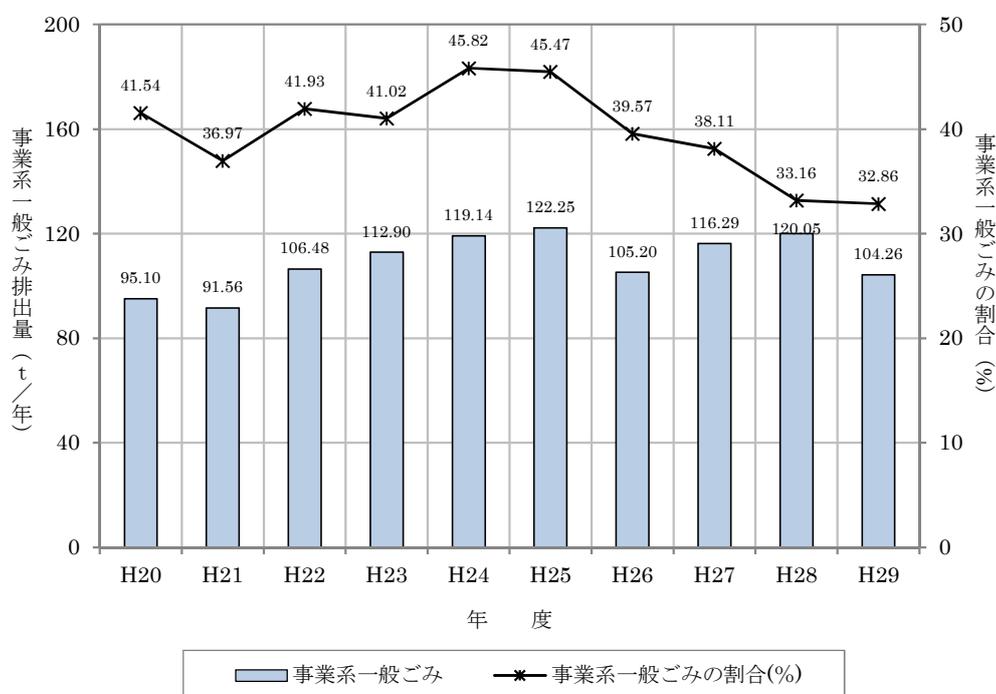


図 2.1.2.7 事業系一般ごみの実績・推移

## 2.4 生ごみ排出量

### (1) 家庭系の生ごみ排出量

本町における家庭系生ごみの推移を以下の図表に示す。

ごみ排出量は平成 29 年度で 98.26 t と 9 年前の平成 20 年度との対比で約 0.9 倍と減少しており ( $98.26 \div 109.81 = 0.895$ )、直近 5 カ年でも一定した減少傾向を示す。

一方、1 人 1 日あたりの家庭系生ごみの排出量でみると、平成 25 年度の 87.31 g を最大に直近 5 カ年平均では 85 g 程度と比較的安定した推移を示し、平成 29 年度で 83.86 g と 9 年前との対比で、約 1.1 倍の増加であった ( $83.86 \div 79.42 = 1.056$ )。

表 2.1.2.4 家庭系生ごみの実績・推移

(単位：t、g/人・日)

年度	家庭系生ごみ				家庭系ごみ 排出量	1 人 1 日あたりの家庭系生ごみ排出 量	
	収集	直接搬入	合計	直搬の割合(%)		各年	5 カ年平均
H20	109.81	—	109.81	—	727.69	79.42	81.16
H21	110.10	—	110.10	—	742.29	81.24	
H22	108.98	—	108.98	—	783.35	81.24	
H23	103.48	—	103.48	—	779.51	78.60	
H24	110.80	—	110.80	—	831.45	85.27	
H25	110.77	—	110.77	—	956.01	87.31	85.21
H26	107.57	—	107.57	—	965.72	87.24	
H27	103.49	—	103.49	—	995.43	85.02	
H28	99.29	—	99.29	—	909.79	82.61	
H29	98.26	—	98.26	—	886.34	83.86	

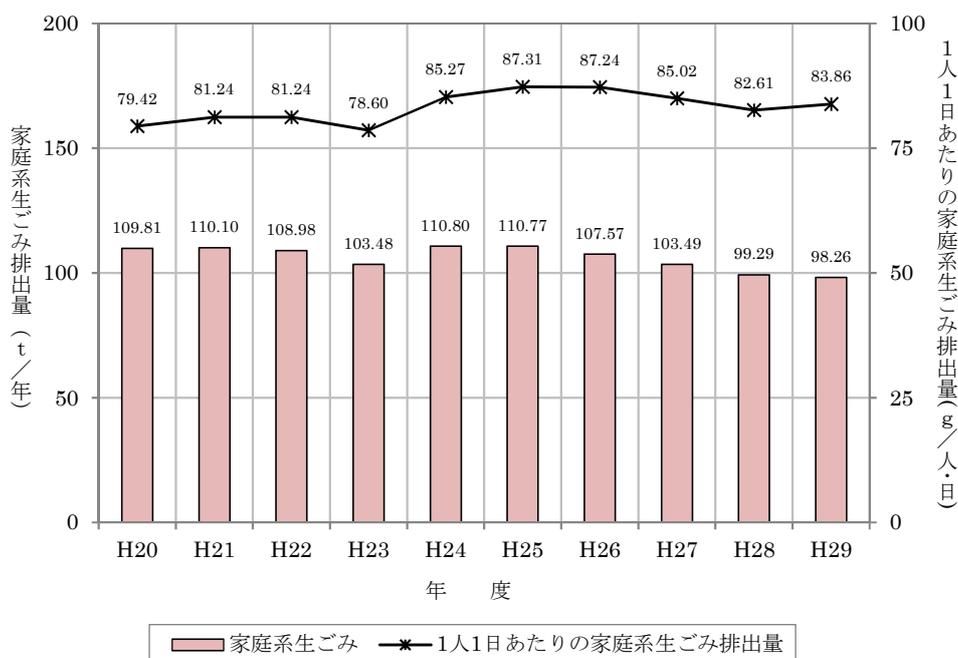


図 2.1.2.8 家庭系生ごみの実績・推移

## (2) 事業系の生ごみ排出量

本町における事業系生ごみの推移を以下の図表に示す。

排出量は、他年度と比較して突出して多い年度も見受けられるが（平成 21 年度；76.77 t）、平成 29 年度で 60.90 t と、概ね 60 t を基本に±5 t 程度の範囲に収まり、比較的安定した推移である。

全事業系生ごみに対する割合をみると、9 年前の平成 20 年度で 27.71%、平成 21 年度で 31.00% と 30% 程度の割合であったが、近年は 15% 程度も見受けられるなど（平成 28 年度；15.42%）、減少傾向を示す。

表 2.1.2.5 事業系生ごみの実績・推移

(単位：t、%)

年度	事業系生ごみ			事業系ごみ 排出量	事業系生ごみの割合	
	収集	直接搬入	合計		各年	5ヶ年平均
H20	—	63.45	63.45	228.94	27.71%	25.26%
H21	—	76.77	76.77	247.64	31.00%	
H22	—	59.39	59.39	253.93	23.39%	
H23	—	58.08	58.08	275.26	21.10%	
H24	—	60.04	60.04	259.99	23.09%	
H25	—	60.33	60.33	268.88	22.44%	20.17%
H26	—	60.92	60.92	265.87	22.91%	
H27	—	63.76	63.76	305.14	20.90%	
H28	—	55.81	55.81	362.00	15.42%	
H29	—	60.90	60.90	317.33	19.19%	

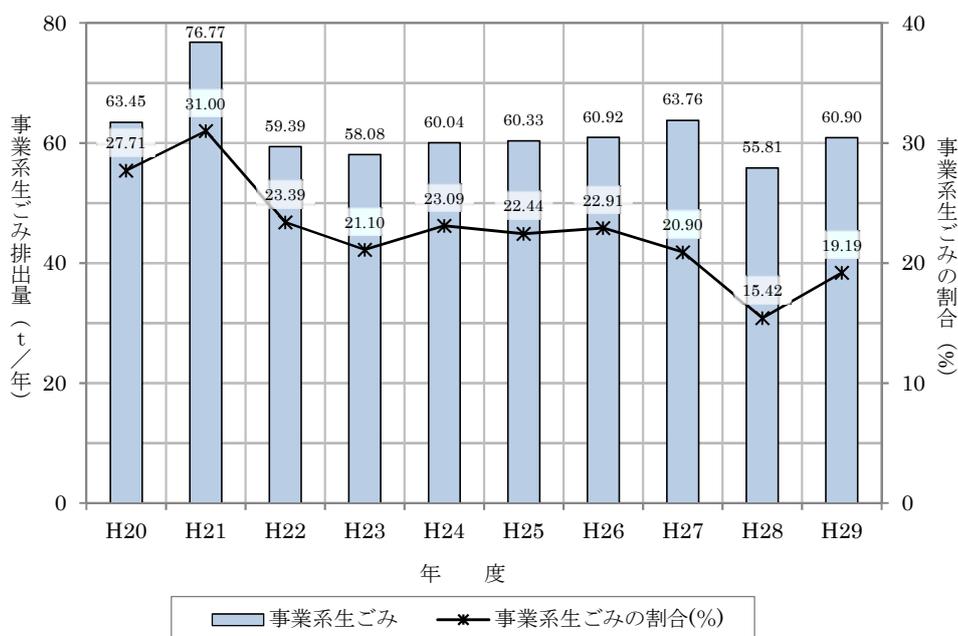


図 2.1.2.9 事業系生ごみの実績・推移

## 2.5 資源ごみ等排出量

### (1) 家庭系の資源ごみ等排出量

本町における家庭系資源ごみ等の推移を以下の図表に示す。

資源ごみ・鉄類・小型家電の合計は、平成 29 年度で 182.24 t と、9 年前との対比で約 1.2 倍の増加であり（ $182.24 \div 158.11 = 1.153$ ）、この間、平成 26 年度から小型家電の分別が始まる中で、鉄類が 2.3 倍と増加が著しく（ $19.68 \div 8.73 = 2.254$ ）、町民の分別に関する意識が高まったものと思われる。

家庭系ごみ排出量に対する割合の推移をみると、平成 24 年度を境とした 5 カ年平均で前期 5 カ年が 21.41%、後期 5 カ年が 20.48%と若干の減少傾向を示す。

表 2.1.2.6 家庭系資源ごみ等の実績推移

(単位：t、%)

年度	家庭系資源ごみ等				家庭系ごみ 排出量	家庭系資源ごみ等の割合	
	資源ごみ	鉄類	小型家電	合計		各年	5 カ年平均
H20	149.38	8.73	0.0	158.11	727.69	21.73%	21.41%
H21	136.69	28.35	0.0	165.04	742.29	22.23%	
H22	150.01	23.65	0.0	173.66	783.35	22.17%	
H23	142.52	18.21	0.0	160.73	779.51	20.62%	
H24	143.04	25.72	0.0	168.76	831.45	20.30%	
H25	166.93	27.48	0.0	194.41	956.01	20.34%	20.48%
H26	165.60	31.13	2.73	199.46	965.72	20.65%	
H27	176.61	15.20	8.67	200.48	995.43	20.14%	
H28	160.45	19.27	8.57	188.29	909.79	20.70%	
H29	154.39	19.68	8.17	182.24	886.34	20.56%	

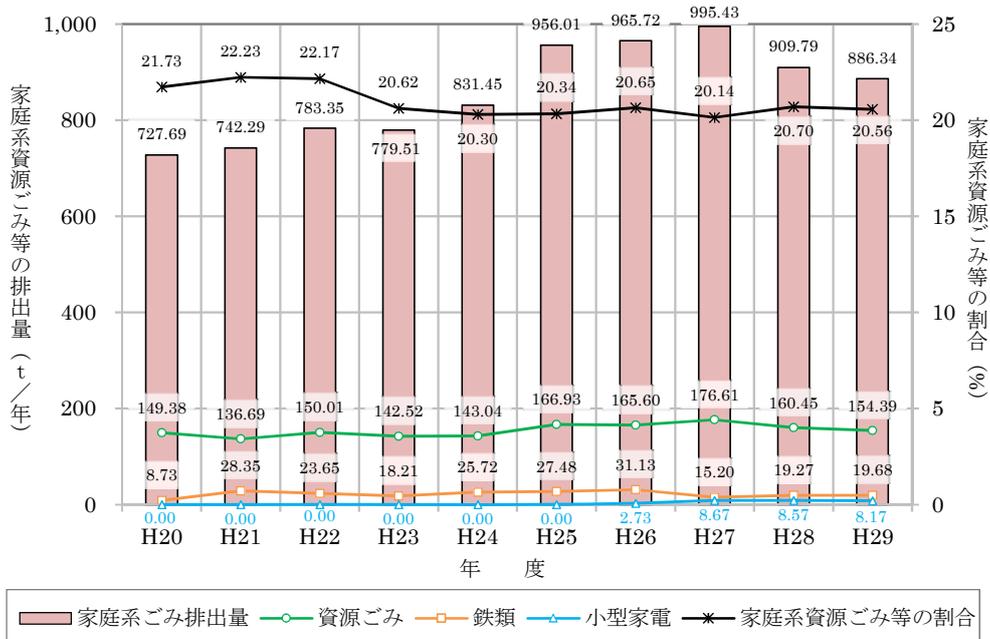


図 2.1.2.10 家庭系資源ごみ等の実績推移

家庭系資源ごみ等について、収集と直接搬入の推移を以下の図表に示す。

収集に対し直接搬入の割合が増加しており、平成 29 年度では 35.15%と、9 年前の平成 20 年度（12.01%）と比較して 23 ポイント程度増えている。

平成 29 年度の直接搬入の割合をみると、鉄類が 93.65%、小型家電が 80.78%と多く、前年の平成 28 年度（鉄類；85.63%、小型家電；76.55%）よりも高い割合を示す。

缶、ビン、ペットボトルといった資源ごみの直接搬入について、平成 20 年度、平成 21 年度は 10%以下の割合であったが、直近 5 ヶ年は 20%を超えており、平成 29 年度は 25.28%と、過去 10 ヶ年で最も高い平成 27 年度の 28.57%に次ぐ割合であった。

表 2.1.2.7 家庭系資源ごみ等における直接搬入の割合・推移

(単位：t、%)

年度	家庭系資源ごみ等											
	資源ごみ			鉄類			小型家電			合計		
	収集	直接搬入	直搬割合	収集	直接搬入	直搬割合	収集	直接搬入	直搬割合	収集	直接搬入	直搬割合
H20	136.05	13.33	8.92%	3.07	5.66	64.83%	—	—	—	139.12	18.99	12.01%
H21	135.28	1.41	1.03%	3.59	24.76	87.34%	—	—	—	138.87	26.17	15.86%
H22	130.12	19.89	13.26%	3.66	19.99	84.52%	—	—	—	133.78	39.88	22.96%
H23	127.29	15.23	10.69%	2.09	16.12	88.52%	—	—	—	129.38	31.35	19.50%
H24	121.18	21.86	15.28%	3.26	22.46	87.33%	—	—	—	124.44	44.32	26.26%
H25	128.98	37.95	22.73%	2.69	24.79	90.21%	—	—	—	131.67	62.74	32.27%
H26	130.04	35.56	21.47%	4.12	27.01	86.77%	1.36	1.37	50.18%	135.52	63.94	32.06%
H27	126.15	50.46	28.57%	8.00	7.20	47.37%	0.87	7.80	89.97%	135.02	65.46	32.65%
H28	126.31	34.14	21.28%	2.77	16.50	85.63%	2.01	6.56	76.55%	131.09	57.20	30.38%
H29	115.36	39.03	25.28%	1.25	18.43	93.65%	1.57	6.60	80.78%	118.18	64.06	35.15%

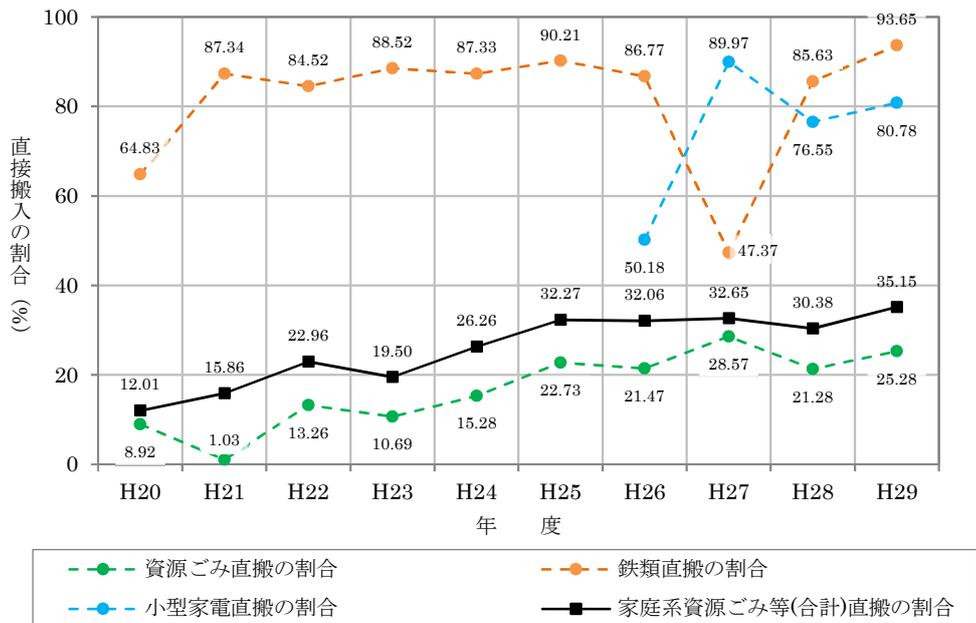


図 2.1.2.11 家庭系資源ごみ等における直接搬入の割合・推移

## (2) 事業系の資源ごみ等排出量

本町における事業系資源ごみ等の推移を以下の図表に示す。

資源ごみ・鉄類の合計は、平成 29 年度で 33.69 t と、9 年前の平成 20 年度との対比で約 0.7 倍の減少である ( $33.69 \div 47.14 = 0.715$ )。

事業系ごみ排出量に対する割合の推移をみると、平成 29 年度で 10.62% と、9 年前の平成 20 年度 (20.59%) と比較して 10 ポイント程度低くなっている。

また平成 24 年度を境とした 5 カ年平均でも前期 5 カ年が 19.32%、後期 5 カ年が 11.45% と、8 ポイント程度低くなっている。

表 2.1.2.8 事業系資源ごみ等の実績・推移

年度	事業系資源ごみ等(t)			事業系ごみ 排出量	事業系資源ごみ等の割合	
	資源ごみ	鉄類	合計		各年	5 カ年平均
H20	40.02	7.12	47.14	228.94	20.59%	19.32%
H21	53.43	7.44	60.87	247.64	24.58%	
H22	44.24	4.97	49.21	253.93	19.38%	
H23	41.05	11.76	52.81	275.26	19.19%	
H24	28.76	4.73	33.49	259.99	12.88%	
H25	25.69	4.17	29.86	268.88	11.11%	11.45%
H26	30.51	4.48	34.99	265.87	13.16%	
H27	31.91	5.41	37.32	305.14	12.23%	
H28	29.56	7.15	36.71	362.00	10.14%	
H29	28.57	5.12	33.69	317.33	10.62%	

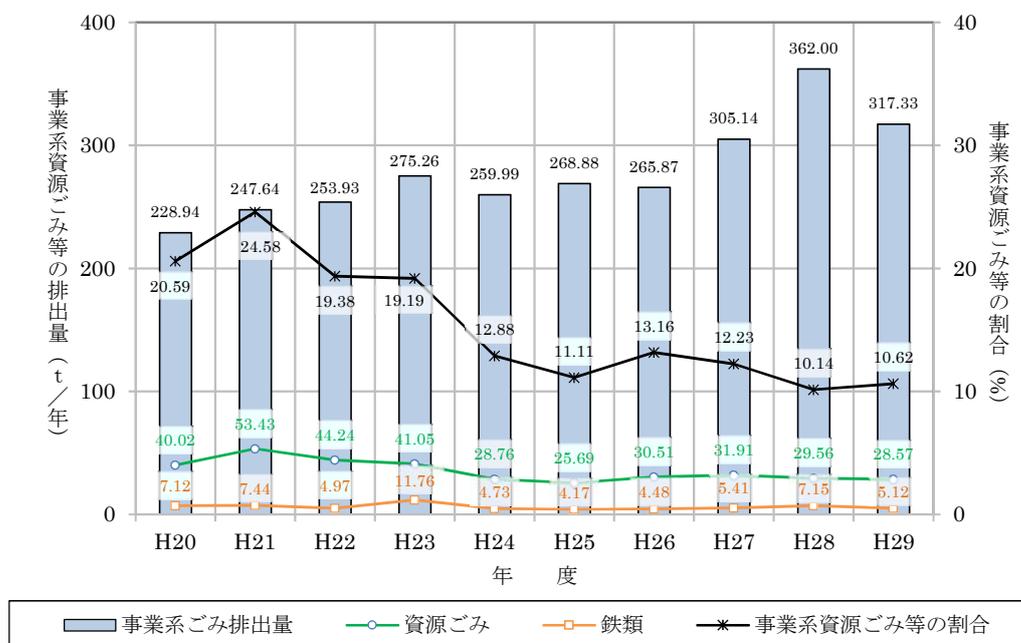


図 2.1.2.12 事業系資源ごみ等の実績・推移

### (3) 缶・ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装

本町における資源ごみの中で、缶・ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装の推移を以下の図表に示す。

缶、ビンが減少している一方、ペットボトル、プラスチック製容器包装はほぼ横ばい傾向を示し、特にプラスチック製容器包装の排出量は平成 29 年度で 29.75 t と初めてビンを抜き 4 品目の中で最も大きな排出量であった。

表 2.1.2.9 資源ごみ（缶・ビン等）の実績推移

年度	資源ごみ等(t)				合計
	缶	ビン	ペットボトル	プラスチック製容器包装	
H20	19.20	33.41	11.42	31.95	95.98
H21	19.94	34.19	11.77	31.62	97.52
H22	21.02	33.97	12.75	31.32	99.06
H23	18.81	32.73	11.80	30.50	93.84
H24	17.65	31.32	12.21	31.18	92.36
H25	17.56	32.99	12.85	31.48	94.88
H26	16.77	32.83	12.83	30.47	92.90
H27	15.40	33.84	12.90	29.84	91.98
H28	15.48	30.78	13.00	30.73	89.99
H29	15.18	28.35	12.41	29.75	85.69

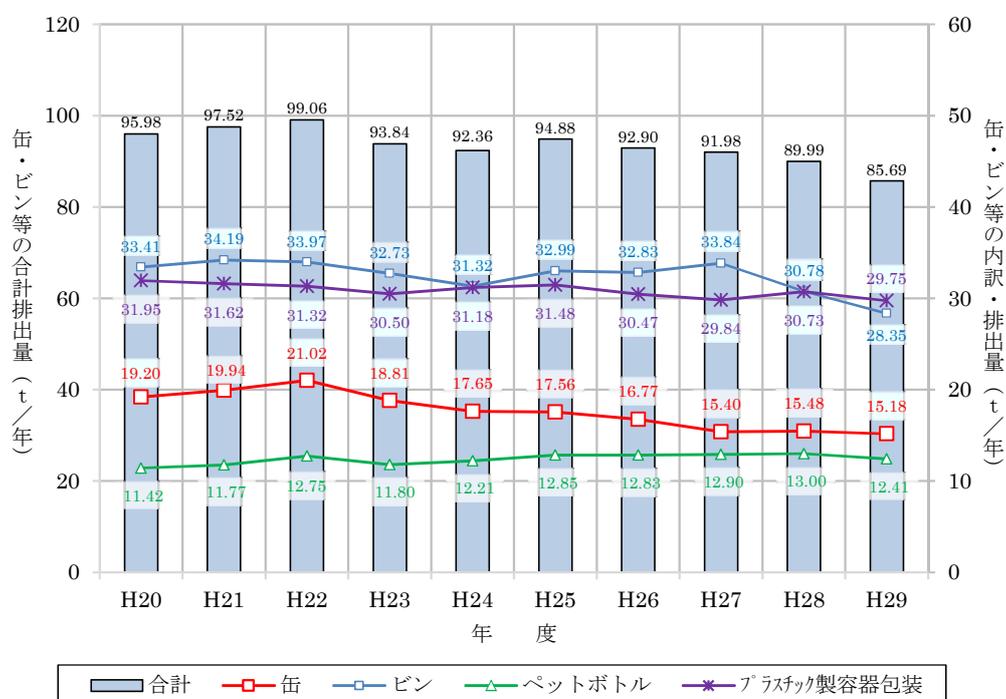


図 2.1.2.13 資源ごみ（缶・ビン等）の実績推移

#### (4) 紙類等（飲料用紙パック・段ボール・雑誌・新聞）

本町における資源ごみの中で、飲料用紙パック・段ボール・雑誌・新聞の推移を以下の図表に示す。

平成 29 年度で最も多いのは段ボールであり、9 年前の平成 20 年度との対比ではほぼ横ばいである（ $36.01 \div 34.55 = 1.042$ ）。その他、9 年前との対比では、雑誌が約 1.1 倍と微増し（ $23.25 \div 22.09 = 1.053$ ）、新聞が約 1.5 倍と増加し（ $25.75 \div 16.85 = 1.528$ ）、また飲料用紙パックは約 0.6 倍と減少している（ $9.45 \div 16.47 = 0.574$ ）。

表 2.1.2.10 資源ごみ（紙類等）の実績推移

年度	資源ごみ等(t)				
	飲料用紙パック	段ボール	雑誌	新聞	合計
H20	16.47	34.55	22.09	16.85	89.96
H21	14.46	33.24	22.94	19.85	90.49
H22	14.98	37.89	22.67	15.32	90.86
H23	13.78	31.73	23.19	17.28	85.98
H24	13.97	29.29	18.20	15.36	76.82
H25	14.01	36.22	25.81	17.86	93.90
H26	12.88	37.41	27.11	23.01	100.41
H27	15.16	39.08	30.83	27.30	112.37
H28	13.22	33.33	24.16	26.66	97.37
H29	9.45	36.01	23.25	25.75	94.46

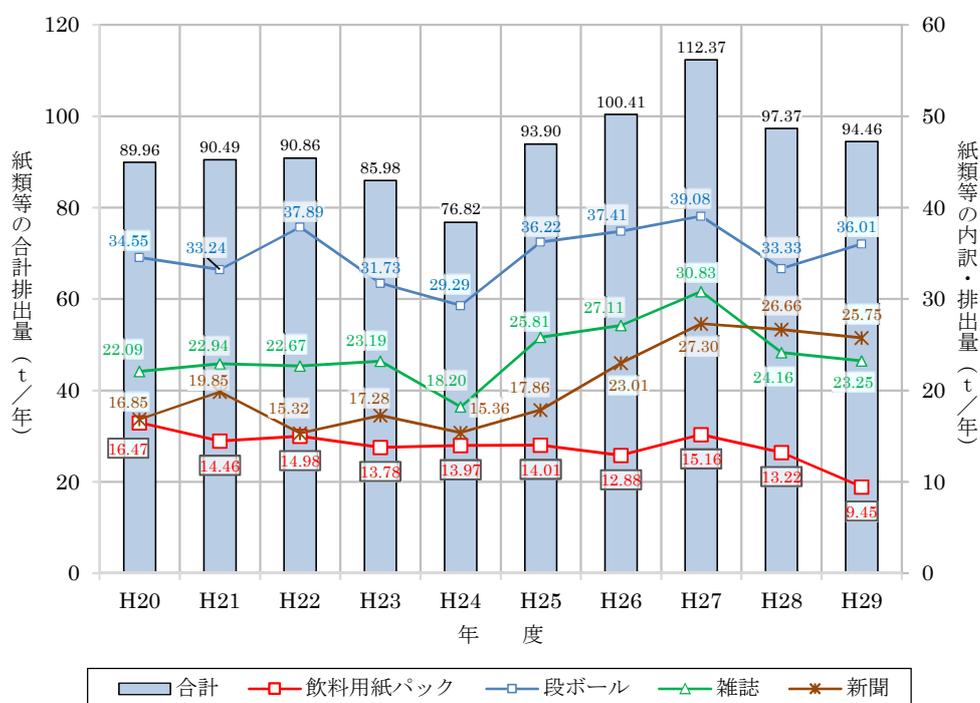


図 2.1.2.14 資源ごみ（紙類等）の実績推移

## (5) 資源ごみの再商品化

土別市リサイクルセンターに搬入された資源ごみは、破碎等処理された後、再商品化に向けて搬出される。本町の資源ごみ搬入処理量に対する再商品化量について、算出した結果を以下の図表に示す。

再商品化量について、平成 20 年度から平成 29 年度の過去 10 年における最大は平成 27 年度の 161.96 t で、最小は平成 24 年度の 133.44 t であった。

平成 29 年度は 142.11 t と、直近 3 ヶ年は減少傾向を示している。

表 2.1.2.11 資源ごみと再商品化量の実績推移

年度	資源ごみ搬入処理量 (t)			資源ごみの再商品化量 (t)
	家庭系	事業系	合計	
H20	149.38	40.02	189.40	147.11
H21	136.69	53.43	190.12	147.67
H22	150.01	44.24	194.25	150.87
H23	142.52	41.05	183.57	142.58
H24	143.04	28.76	171.80	133.44
H25	166.93	25.69	192.62	149.61
H26	165.60	30.51	196.11	152.32
H27	176.61	31.91	208.52	161.96
H28	160.45	29.56	190.01	147.58
H29	154.39	28.57	182.96	142.11

\*再商品化量は、全国の当該対象量を統括している日本容器包装リサイクル協会で整理した引取実績量に対する再商品化率を乗じて算出した結果である。

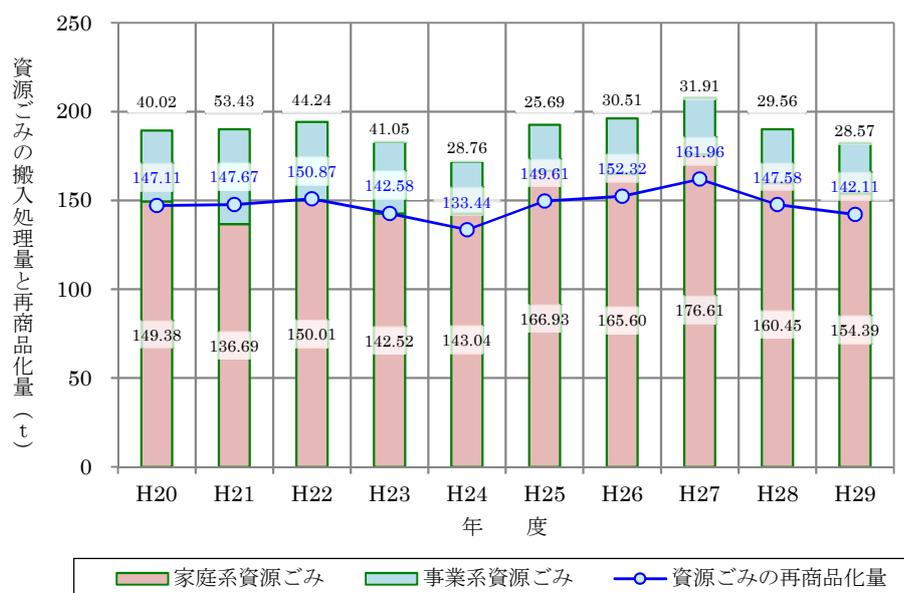


図 2.1.2.15 資源ごみと再商品化量の実績推移

## (6) プラスチック製容器包装の再商品化

前項では、資源ごみの再商品化の実績・推移を整理した。

本項では、再商品化に向けた課題が指摘されているプラスチック製容器包装の状況について整理する。

近年、平成 29 年度末の中国における使用済プラスチックの輸入規制の影響により、国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大し、国内の廃棄物処理施設の処理能力が逼迫する等、廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に関する課題がみられる。

本町で分別収集された容器包装プラスチックの再商品化の状況を下表に示す。

10 ヶ年における再商品化では、石炭の代替品となるコークス炉化学原料の利用が多く、平成 27 年度、平成 29 年度については、再商品化製品としてプラスチック原材料の利用がみられるようになった。

表 2.1.2.12 剣淵町のプラスチック製容器包装の再商品化の状況

年度	剣淵町_再商品化事業者及び用途分野 (プラスチック製容器包装)					
	再商品化事業者名	契約量 (t)	引取量 (t)	手法	再商品化製品	用途
H20	新日本製鐵(株)	33	32	コークス炉化学原料化	コークス炉化学原料	工業原料
H21	札幌プラスチックリサイクル(株)	33	32	油化	炭化水素油	工業原料
H22	新日本製鐵(株)	45	39	コークス炉化学原料化	コークス炉化学原料	工業原料
H23	新日本製鐵(株)	31	29	コークス炉化学原料化	コークス炉化学原料	工業原料
H24	新日本製鐵(株)	31	33	コークス炉化学原料化	コークス炉化学原料	工業原料
H25	新日本製鐵(株)	30	31	コークス炉化学原料化	コークス炉化学原料	工業原料
H26	新日本製鐵(株)	31	32	コークス炉化学原料化	コークス炉化学原料	工業原料
H27	田中石灰工業(株)	31	28	材料リサイクル	プラスチック原材料	再生樹脂、土木建築用資材、パレット等
H28	新日本製鐵(株)	31	29	コークス炉化学原料化	コークス炉化学原料	工業原料
H29	田中石灰工業(株)	31	29.89	材料リサイクル	プラスチック原材料	再生樹脂、土木建築用資材、パレット等

出典；公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会資料より整理

## 2.6 粗大ごみ排出量

### (1) 家庭系の粗大ごみ排出量

本町における家庭系粗大ごみの推移を以下の図表に示す。

排出量は、9年前の平成20年度は45.15tだったが、平成24年度で100tを超え、更に平成26年度で200tを超えるなど増加が著しい。平成27年度で250.80tと最大となり、ここ2年は200tを下回るが、平成29年度で197.17tと9年前との対比で約4.4倍もの増加である（ $197.17 \div 45.15 = 4.367$ ）。

1人1日あたりの家庭系粗大ごみ排出量についても同様の傾向であり、平成27年度で206.03gとはじめて200gを超え、平成29年度で168.28gと9年前との対比で、約5.2倍もの増加であった（ $168.28 \div 32.66 = 5.152$ ）。

平成24年度を境とした5ヵ年平均をみても、前期5ヵ年が61.28gに対し、後期5ヵ年が170.74gと約2.8倍の増加となっている（ $170.74 \div 61.28 = 2.786$ ）。

また、町による収集と最終処分場への直接搬入別では、直接搬入の割合が高く、平成25年度以降は、約95%前後の割合を占める。

表 2.1.2.13 家庭系粗大ごみの実績推移

(単位：t、g/人・日)

年度	家庭系粗大ごみ				家庭系ごみ 排出量	1人1日あたりの家庭系粗大ごみ排出量	
	収集	直接搬入	合計	直搬の割合(%)		各年	5ヶ年平均
H20	5.00	40.15	45.15	88.93	727.69	32.66	61.28
H21	5.57	54.62	60.19	90.75	742.29	44.41	
H22	7.55	82.78	90.33	91.64	783.35	67.34	
H23	11.52	75.66	87.18	86.79	779.51	66.22	
H24	7.78	116.69	124.47	93.75	831.45	95.79	
H25	6.87	173.56	180.43	96.19	956.01	142.21	170.74
H26	10.06	209.57	219.63	95.42	965.72	178.13	
H27	9.86	240.94	250.80	96.07	995.43	206.03	
H28	7.09	184.04	191.13	96.29	909.79	159.02	
H29	11.33	185.84	197.17	94.25	886.34	168.28	

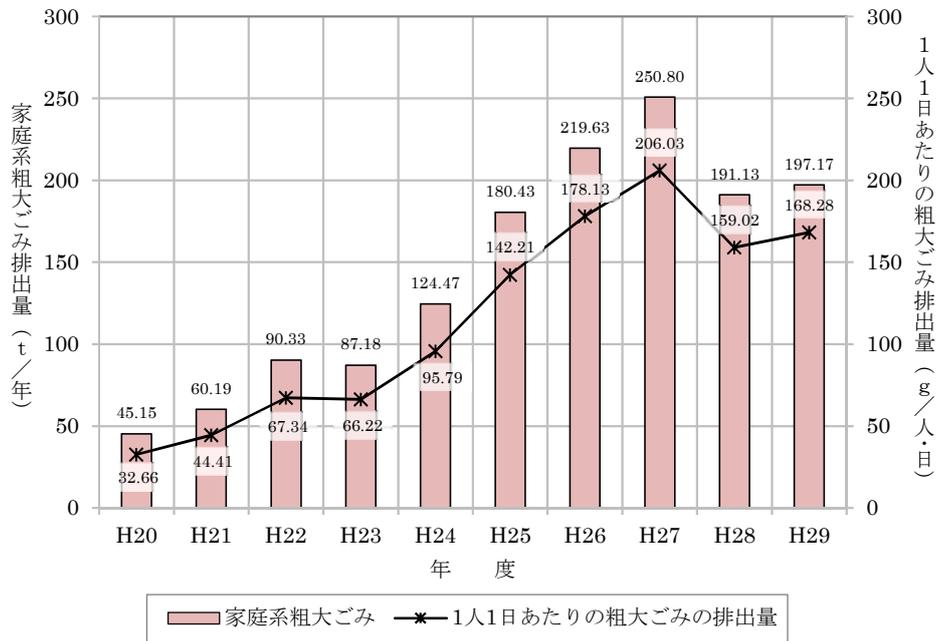


図 2.1.2.16 家庭系粗大ごみの実績推移

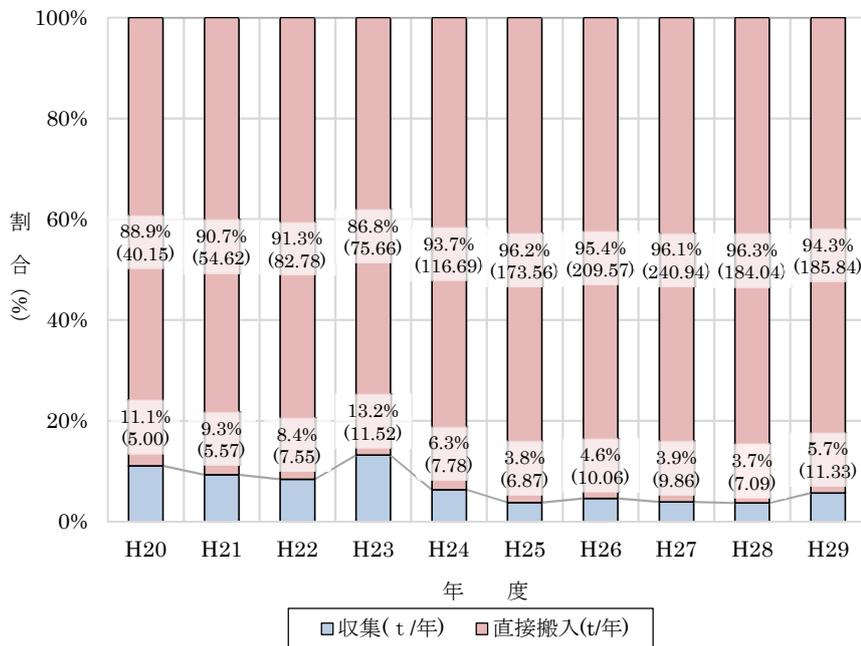


図 2.1.2.17 家庭系粗大ごみにおける収集と直接搬入の割合・推移

## (2) 事業系の粗大ごみ排出量

本町における事業系粗大ごみの推移を以下の図表に示す。

排出量は、9年前の平成20年度は23.25tだったが、平成23年度で50tを超え、更に平成28年度で100tを超えるなど増加が著しい。平成28年度で117.62tと最大となり、平成29年度は100tを下回るが89.00tと9年前との対比で約3.8倍もの増加である（ $89.00 \div 23.25 = 3.828$ ）。

全事業系ごみに対する割合をみると、9年前の平成20年度で10.16%、平成21年度で7.45%と10%前後の割合であったが、平成28年度で32.49%、平成29年度で28.05%と、近年は30%前後もの割合を示している。

表 2.1.2.14 事業系粗大ごみの実績推移

(単位：t、%)

年度	事業系粗大ごみ			事業系ごみ 排出量	事業系粗大ごみの割合	
	収集	直接搬入	合計		各年	5ヵ年平均
H20	—	23.25	23.25	228.94	10.16	13.96
H21	—	18.44	18.44	247.64	7.45	
H22	—	38.85	38.85	253.93	15.30	
H23	—	51.47	51.47	275.26	18.70	
H24	—	47.32	47.32	259.99	18.20	
H25	—	56.44	56.44	268.88	20.99	24.24
H26	—	51.82	51.82	265.87	19.49	
H27	—	61.53	61.53	305.14	20.16	
H28	—	117.62	117.62	362.00	32.49	
H29	—	89.00	89.00	317.33	28.05	

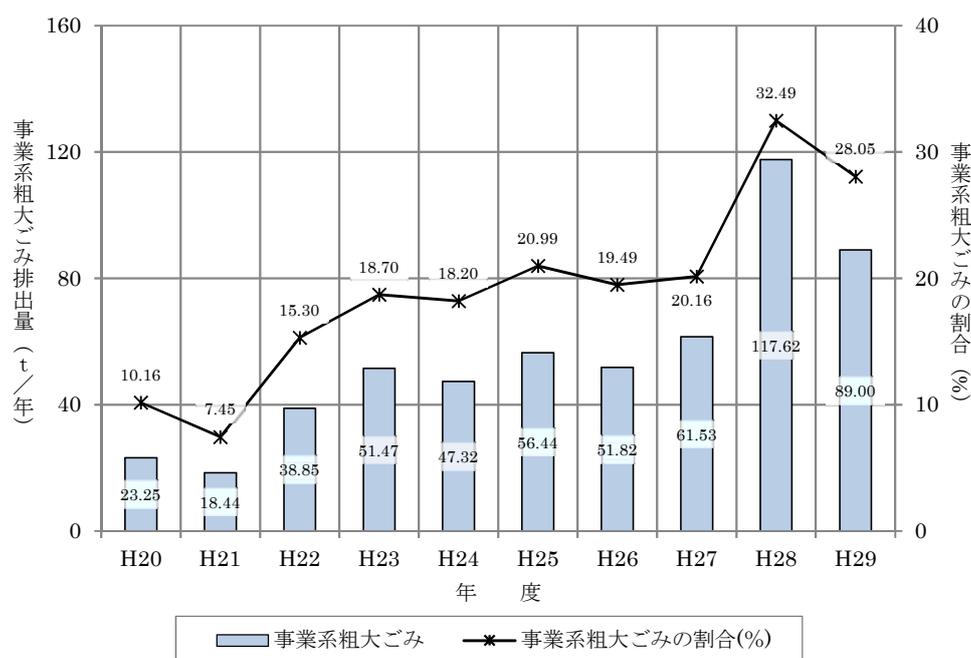


図 2.1.2.18 事業系粗大ごみの実績推移

### (3) 粗大ごみの再資源化

本町の粗大ごみは、剣淵町一般廃棄物最終処分場に搬入された後、木質系粗大ごみとその他の粗大ごみに分けられ、前者は民間業者への委託により再資源化・再生利用が行われる。

再資源化される木質系粗大ごみの実績・推移は以下の図表のとおりである。

木質系粗大ごみは一定の増加傾向を示し、直近平成 29 年度で 258.41 t と 9 年前の平成 20 年度との対比で 5.1 倍となっている ( $258.41 \div 50.41 = 5.126$ )。

粗大ごみ全体の搬入処理量に対する割合についても一定の増加傾向を示し、平成 24 年度を境とした 5 カ年平均では前期 5 カ年が 80.24%、後期 5 カ年が 89.08%と、約 9 ポイント程度と高くなっている。

表 2.1.2.15 粗大ごみ(全体)搬入処理量に対する木質系粗大ごみの実績推移

(単位：t、%)

年度	粗大ごみ(全体)搬入処理量			木質系粗大ごみ ・再資源化量	再資源化量の割合	
	家庭系	事業系	合計		各年	5 カ年平均
H20	45.15	23.25	68.40	50.41	73.70	80.24
H21	60.19	18.44	78.63	61.44	78.14	
H22	90.33	38.85	129.18	106.33	82.31	
H23	87.18	51.47	138.65	114.01	82.23	
H24	124.47	47.32	171.79	145.71	84.82	
H25	180.43	56.44	236.87	207.18	87.47	89.08
H26	219.63	51.82	271.45	234.49	86.38	
H27	250.80	61.53	312.33	277.77	88.93	
H28	191.13	117.62	308.75	284.96	92.29	
H29	197.17	89.00	286.17	258.41	90.30	

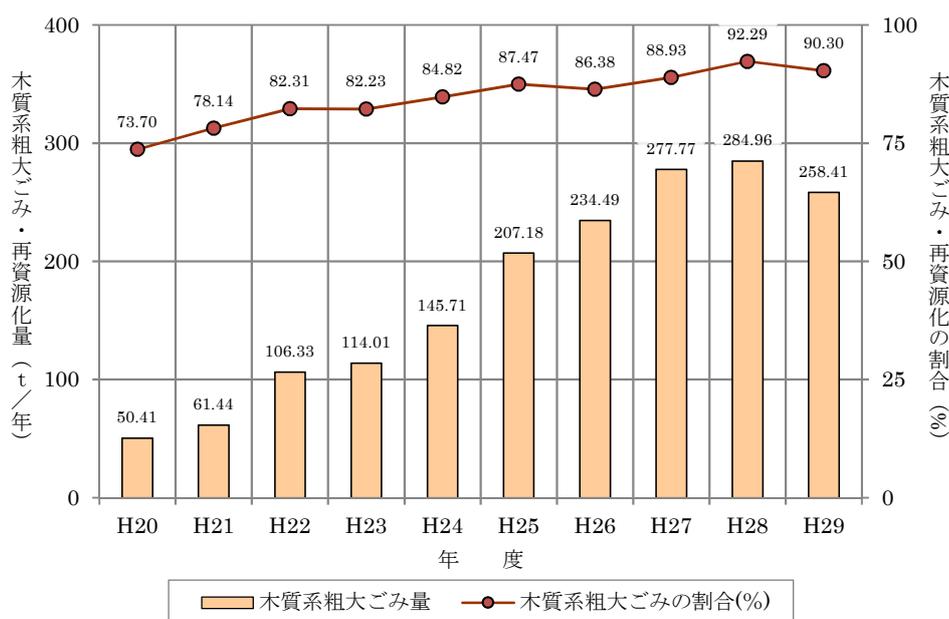


図 2.1.2.19 木質系粗大ごみの実績推移

## 2.7 リサイクル率

### (1) 家庭系のリサイクル率

家庭系ごみに対するリサイクル率は一定の増加傾向を示し、直近平成 29 年度のリサイクル率は 41.2%と、9 年前の平成 20 年度に対し、約 14 ポイント程度と高くなっている。

北海道廃棄物処理計画（第 4 次 平成 27 年 3 月）では一般廃棄物のリサイクル率について、平成 24 年度の現状 23.6%に対し平成 31 年度の目標値を 30%以上と設定している。

また本町では、平成 22 年度のごみ処理基本計画において、平成 32 年（2020 年）のリサイクル率の目標を 26%と設定しており、現状、既にこれら二つの目標値を十分達成している。

表 2.1.2.16 家庭系資源ごみ等の内訳とリサイクル率の実績推移

(単位：t、%)

年度	家庭系 ごみ総 排出量	家庭系資源ごみ等					家庭系リサイクル率	
		資源ごみ	木質系 粗大ごみ	鉄類	小型 家電	合計	各年	5 カ年平均
H20	727.69	149.38	33.28	15.85	0.00	198.51	27.3	30.8%
H21	742.29	136.69	47.03	35.79	0.00	219.51	29.6	
H22	783.35	150.01	74.35	28.62	0.00	252.98	32.3	
H23	779.51	142.52	71.69	29.97	0.00	244.18	31.3	
H24	831.45	143.04	105.57	30.45	0.00	279.06	33.6	
H25	956.01	166.93	157.81	31.65	0.00	356.39	37.3	40.6%
H26	965.72	165.60	189.73	35.61	2.73	393.67	40.8	
H27	995.43	176.61	223.05	20.61	8.67	428.94	43.1	
H28	909.79	160.45	176.40	26.42	8.57	371.84	40.9	
H29	886.34	154.39	178.04	24.80	8.17	365.40	41.2	

家庭系の資源ごみ総量の内訳・割合とリサイクル率を下図に示す。

9年前の平成20年度では、資源ごみが全体の75.3%と高い割合を示していたが、平成26年度になると木質系粗大ごみの割合が48.2%と最も高くなり、直近3カ年には約50%の割合を占めている。

木質系粗大ごみは本町の家庭系ごみのリサイクル率の維持・向上に大きく影響していると思われる。

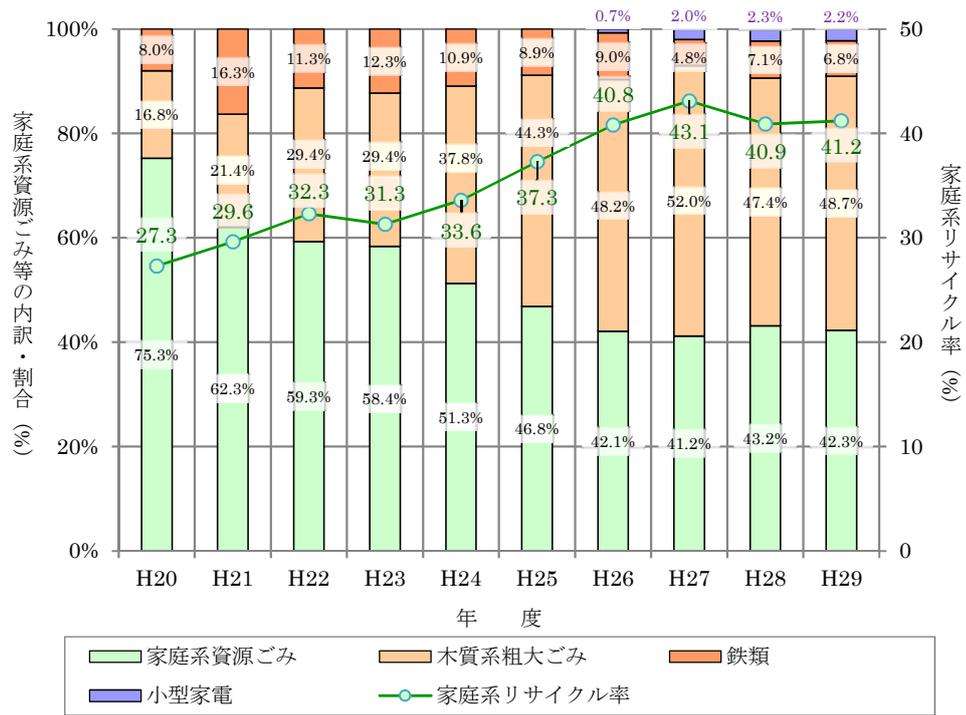


図 2.1.2.20 家庭系資源ごみ等の内訳とリサイクル率の推移

## (2) 事業系のリサイクル率

事業系ごみに対するリサイクル率は一定の増加傾向を示し、直近平成 29 年度のリサイクル率は 35.9%と、9 年前の平成 20 年度に対し、約 8 ポイント程度と高くなっている。

北海道廃棄物処理計画（第 4 次 平成 27 年 3 月）では一般廃棄物のリサイクル率について、平成 24 年度の現状 23.6%に対し平成 31 年度の目標値を 30%以上と設定している。

また本町では、平成 22 年度のごみ処理基本計画において、平成 32 年（2020 年）のリサイクル率の目標を 26%と設定しており、現状、既にこれら二つの目標値を十分達成している。

表 2.1.2.17 事業系資源ごみ等の内訳とリサイクル率の実績推移

(単位：t、%)

年度	事業系 ごみ総 排出量	事業系資源ごみ等					事業系リサイクル率	
		資源ごみ	木質系 粗大ごみ	鉄類	小型 家電	合計	各年	5 カ年平均
H20	228.94	40.02	17.13	7.12	-	64.27	28.1	30.7%
H21	247.64	53.43	14.41	7.44	-	75.28	30.4	
H22	253.93	44.24	31.98	4.97	-	81.19	32.0	
H23	275.26	41.05	42.32	11.76	-	95.13	34.6	
H24	259.99	28.76	40.14	4.73	-	73.63	28.3	
H25	268.88	25.69	49.37	4.17	-	79.23	29.5	33.1%
H26	265.87	30.51	44.76	4.48	-	79.75	30.0	
H27	305.14	31.91	54.72	5.41	-	92.04	30.2	
H28	362.00	29.56	108.56	7.15	-	145.27	40.1	
H29	317.33	28.57	80.37	5.12	-	114.06	35.9	

事業系の資源ごみ総量の内訳・割合とリサイクル率を下図に示す。

9年前の平成20年度では、資源ごみが全体の62.3%と高い割合を示していたが、平成23年度になると木質系粗大ごみの割合が44.5%と最も高くなり、直近3カ年では約60%から75%程度と高い割合を占めている。

木質系粗大ごみは本町の事業系ごみのリサイクル率の維持・向上に大きく影響していると思われる。

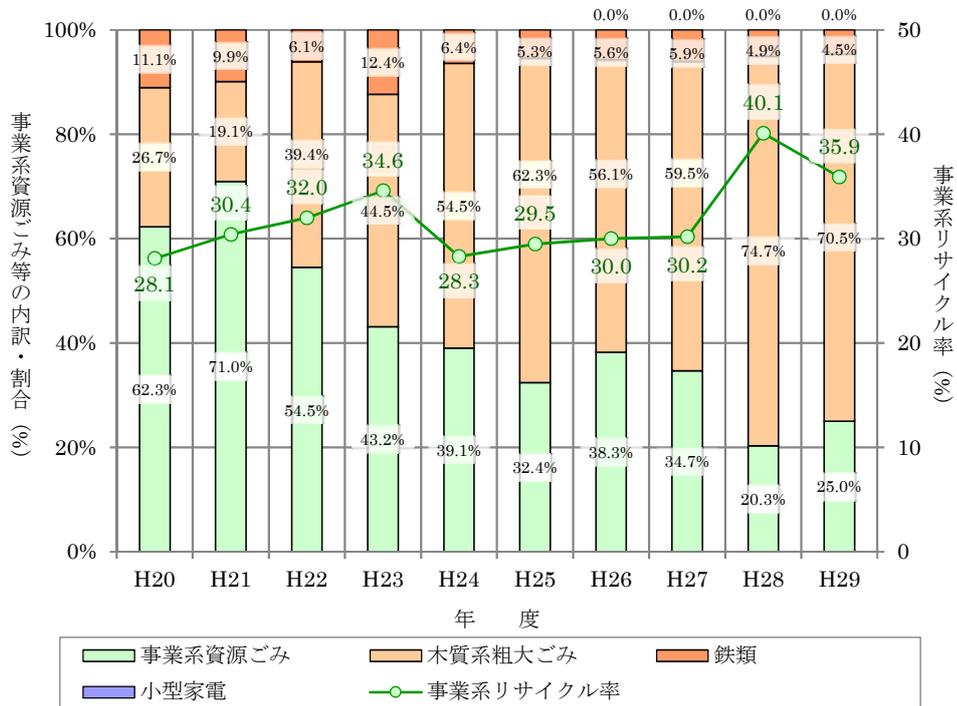


図 2.1.2.21 事業系資源ごみ等の内訳とリサイクル率の推移

## 2.8 最終処分量

本町における最終処分量（＝埋め立てごみ量）の実績推移を下図に示す。

剣淵町一般廃棄物最終処分場では、町からの不燃物、可燃ごみといった一般ごみを受け入れており、生ごみの処理不適物や残渣、並びに焼却灰などの受け入れはない。

埋め立て処分となる一般ごみとしては、家庭系の収集ごみと直接搬入、また事業系の直接搬入が該当し、合計では平成 25 年度の 592.65 t が最大で、ここ 10 年では 500 t から 600 t の推移である。

全体に対する事業系の割合は約 20%前後、また直接搬入の割合については突出した年もあるが（平成 25 年度：48.3%）、概ね 40%から 45%程度と安定した推移を示す。

表 2.1.2.18 最終処分量の推移

（単位：t/年）

年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
家庭系	一般ごみ	414.62	406.96	410.38	428.12	427.42	470.40	439.06	440.66	431.08	408.67
	収集	287.01	291.60	298.53	304.28	311.45	306.52	318.08	318.44	298.22	304.07
	直搬	127.61	115.36	111.85	123.84	115.97	163.88	120.98	122.22	132.86	104.60
事業系	一般ごみ	95.10	91.56	106.48	112.90	119.14	122.25	105.20	116.29	120.05	104.26
	収集	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	直搬	95.10	91.56	106.48	112.90	119.14	122.25	105.20	116.29	120.05	104.26
合計	一般ごみ	509.72	498.52	516.86	541.02	546.56	592.65	544.26	556.95	551.13	512.93
	収集	287.01	291.60	298.53	304.28	311.45	306.52	318.08	318.44	298.22	304.07
	直搬	222.71	206.92	218.33	236.74	235.11	286.13	226.18	238.51	252.91	208.86

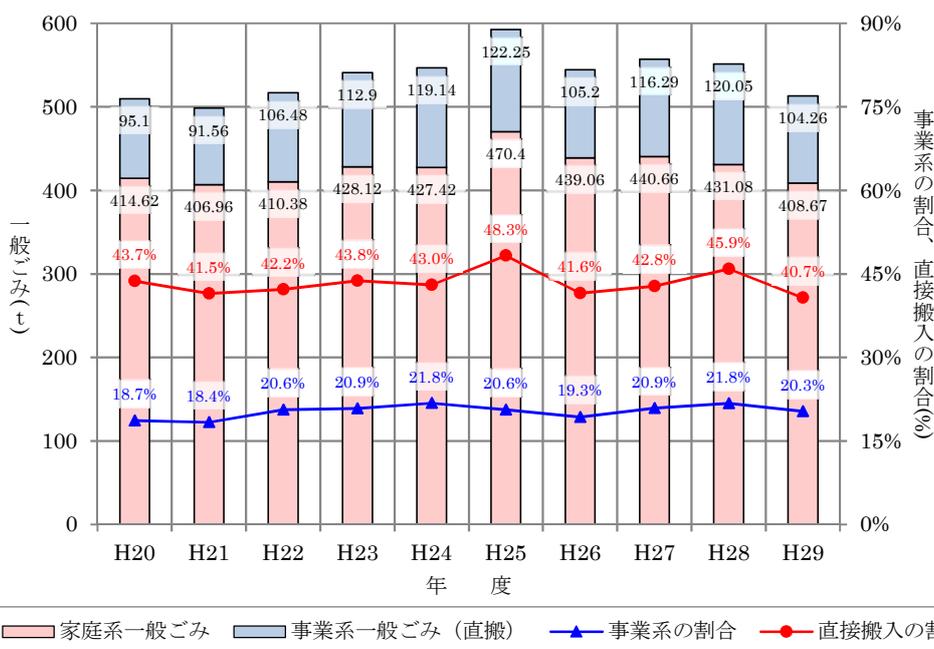


図 2.1.2.22 最終処分量（埋立ごみ量）の推移

## 2.9 上川北部ブロックとの比較

### (1) 生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量について、北海道全体の実績と、上川北部ブロックの市町村で本町も含めた4町（剣淵町、和寒町、下川町、美深町）の実績を次頁の表に示す。

本町では、平成26年度から平成28年度の3ヵ年実績を合計した総量に対する粗大ごみの割合が21.8%と、北海道全体（3.1%）、並びに他の3町と比較しても高い。

可燃ごみの中間焼却処理を実施していない等、本町と同様のごみ処理体系である和寒町との比較では、ごみ総排出量は本町が約1割程度と多く、埋め立て処分となる混合ごみの割合については両町ともに約50%と、比較的似たような傾向である。

一方、粗大ごみは本町の21.8%に対し和寒町では4.2%と約18ポイント低く、資源ごみについては本町の19.1%に対し和寒町では41.4%と約22ポイント高い。

表 2.1.2.19 北海道と上川北部ブロックにおける生活系ごみ排出量

(単位：人、t/年)

自治体・ごみ区分	H26		H27		H28		3ヵ年合計・平均		
	ごみ量	割合	ごみ量	割合	ごみ量	割合	ごみ量	割合	
北海道全体	混合ごみ	42,624	3.5%	42,770	3.6%	41,566	3.6%	42,320	3.5%
	可燃ごみ	713,948	58.8%	713,208	59.4%	696,954	59.7%	708,037	59.3%
	不燃ごみ	118,392	9.8%	104,426	8.7%	99,903	8.6%	107,574	9.0%
	資源ごみ	291,167	24.0%	290,854	24.2%	282,713	24.2%	288,245	24.1%
	その他	11,023	0.9%	11,368	0.9%	10,516	0.9%	10,969	0.9%
	<b>粗大ごみ</b>	<b>36,551</b>	<b>3.0%</b>	<b>37,105</b>	<b>3.1%</b>	<b>36,328</b>	<b>3.1%</b>	<b>36,661</b>	<b>3.1%</b>
	(粗大ごみ直搬割合)	27.5%		32.3%		34.3%		31.4%	
ごみ総排出量	1,213,705	100.0%	1,199,731	100.0%	1,167,980	100.0%	1,193,805	100.0%	
剣淵町	混合ごみ	488	49.7%	536	49.5%	444	46.9%	489	48.8%
	可燃ごみ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	不燃ごみ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	資源ごみ	190	19.3%	196	18.1%	189	20.0%	192	19.1%
	その他	108	11.0%	104	9.6%	99	10.5%	104	10.3%
	<b>粗大ごみ</b>	<b>196</b>	<b>20.0%</b>	<b>246</b>	<b>22.7%</b>	<b>215</b>	<b>22.7%</b>	<b>219</b>	<b>21.8%</b>
	(粗大ごみ直搬割合)	94.9%		95.9%		96.7%		95.9%	
ごみ総排出量	982	100.0%	1,082	100.0%	947	100.0%	1,004	100.0%	
和寒町	混合ごみ	440	48.2%	476	51.0%	449	51.8%	455	50.4%
	可燃ごみ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	不燃ごみ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	資源ごみ	435	47.7%	418	44.8%	268	30.9%	374	41.4%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	110	12.7%	37	4.1%
	<b>粗大ごみ</b>	<b>37</b>	<b>4.1%</b>	<b>39</b>	<b>4.2%</b>	<b>39</b>	<b>4.5%</b>	<b>38</b>	<b>4.2%</b>
	(粗大ごみ直搬割合)	0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	
ごみ総排出量	912	100.0%	933	100.0%	866	100.0%	904	100.0%	
下川町	混合ごみ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	可燃ごみ	135	16.2%	130	15.4%	131	15.2%	132	15.6%
	不燃ごみ	249	29.9%	255	30.3%	264	30.7%	256	30.3%
	資源ごみ	392	47.1%	397	47.1%	390	45.3%	393	46.5%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	<b>粗大ごみ</b>	<b>57</b>	<b>6.8%</b>	<b>60</b>	<b>7.1%</b>	<b>75</b>	<b>8.7%</b>	<b>64</b>	<b>7.6%</b>
	(粗大ごみ直搬割合)	96.5%		96.7%		97.3%		96.9%	
ごみ総排出量	833	100.0%	842	100.0%	860	100.0%	845	100.0%	
美深町	混合ごみ	506	47.2%	503	47.5%	485	47.6%	498	47.4%
	可燃ごみ	237	22.1%	241	22.7%	230	22.6%	236	22.5%
	不燃ごみ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	資源ごみ	323	30.2%	310	29.2%	298	29.2%	310	29.6%
	その他	1	0.1%	2	0.2%	2	0.2%	2	0.2%
	<b>粗大ごみ</b>	<b>4</b>	<b>0.4%</b>	<b>4</b>	<b>0.4%</b>	<b>4</b>	<b>0.4%</b>	<b>4</b>	<b>0.4%</b>
	(粗大ごみ直搬割合)	0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	
ごみ総排出量	1,071	100.0%	1,060	100.0%	1,019	100.0%	1,050	100.0%	

出典：環境省\_廃棄物処理技術情報 Web より

## (2) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量について、北海道全体の実績と、上川北部ブロックの市町村で本町も含めた4町（剣淵町、和寒町、下川町、美深町）の実績を次頁の表に示す。

本町では、平成26年度から平成28年度の3ヵ年実績を合計した総量に対する粗大ごみの割合が28.0%と、北海道全体（4.4%）、並びに他の3町と比較しても高い。

可燃ごみの中間焼却処理を実施していない等、本町と同様のごみ処理体系である和寒町では、事業系の粗大ごみの受入れを実施していない。

表 2.1.2.20 北海道と上川北部ブロックにおける事業系ごみ排出量

(単位：人、t/年)

自治体・ごみ区分	H26		H27		H28		3ヵ年合計・平均		
	ごみ量	割合	ごみ量	割合	ごみ量	割合	ごみ量	割合	
北海道全体	混合ごみ	27,904	4.6%	26,682	4.4%	26,343	4.4%	26,976	4.5%
	可燃ごみ	428,194	70.8%	434,256	71.8%	434,370	72.5%	432,273	71.7%
	不燃ごみ	67,464	11.2%	55,016	9.1%	52,569	8.8%	58,350	9.7%
	資源ごみ	44,142	7.3%	46,943	7.8%	46,012	7.7%	45,699	7.6%
	その他	13,104	2.2%	14,307	2.4%	11,725	2.0%	13,045	2.2%
	<b>粗大ごみ</b> (粗大ごみ直搬割合)	<b>23,571</b> 83.0%	<b>3.9%</b>	<b>27,681</b> 85.7%	<b>4.6%</b>	<b>28,420</b> 86.3%	<b>4.7%</b>	<b>26,557</b> 85.1%	<b>4.4%</b>
	ごみ総排出量	604,379	100.0%	604,885	100.0%	599,439	100.0%	602,901	100.0%
剣淵町	混合ごみ	105	42.3%	116	45.1%	120	37.0%	114	41.1%
	可燃ごみ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	不燃ごみ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	資源ごみ	30	12.1%	16	6.2%	30	9.3%	25	9.2%
	その他	61	24.6%	63	24.5%	56	17.3%	60	21.7%
	<b>粗大ごみ</b> (粗大ごみ直搬割合)	<b>52</b> 100.0%	<b>21.0%</b>	<b>62</b> 100.0%	<b>24.1%</b>	<b>118</b> 100.0%	<b>36.4%</b>	<b>77</b> 100.0%	<b>28.0%</b>
	ごみ総排出量	248	100.0%	257	100.0%	324	100.0%	276	100.0%
和寒町	混合ごみ	141	87.0%	149	86.6%	135	78.9%	142	84.2%
	可燃ごみ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	不燃ごみ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	資源ごみ	21	13.0%	23	13.4%	0	0.0%	15	8.7%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	36	21.1%	12	7.1%
	<b>粗大ごみ</b> (粗大ごみ直搬割合)	<b>0</b> -	<b>0.0%</b>	<b>0</b> -	<b>0.0%</b>	<b>0</b> -	<b>0.0%</b>	<b>0</b> -	<b>0.0%</b>
	ごみ総排出量	162	100.0%	172	100.0%	171	100.0%	168	100.0%
下川町	混合ごみ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	可燃ごみ	15	7.7%	17	8.7%	14	6.5%	15	7.6%
	不燃ごみ	97	49.7%	107	54.6%	115	53.0%	106	52.5%
	資源ごみ	71	36.4%	63	32.1%	69	31.8%	68	33.4%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	<b>粗大ごみ</b> (粗大ごみ直搬割合)	<b>12</b> 100.0%	<b>6.2%</b>	<b>9</b> 100.0%	<b>4.6%</b>	<b>19</b> 100.0%	<b>8.8%</b>	<b>13</b> 100.0%	<b>6.6%</b>
	ごみ総排出量	195	100.0%	196	100.0%	217	100.0%	203	100.0%
美深町	混合ごみ	190	41.3%	275	51.8%	247	49.8%	237	47.9%
	可燃ごみ	163	35.4%	140	26.4%	144	29.0%	149	30.1%
	不燃ごみ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	資源ごみ	85	18.5%	85	16.0%	78	15.7%	83	16.7%
	その他	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.1%
	<b>粗大ごみ</b> (粗大ごみ直搬割合)	<b>21</b> 100.0%	<b>4.6%</b>	<b>31</b> 100.0%	<b>5.8%</b>	<b>27</b> 100.0%	<b>5.4%</b>	<b>26</b> 100.0%	<b>5.3%</b>
	ごみ総排出量	460	100.0%	531	100.0%	496	100.0%	496	100.0%

出典：環境省\_廃棄物処理技術情報 Web より

表2. 1. 2. 21 剣淵町におけるごみ排出量の実績推移

区 分		収集と直搬 の割合、計算 式等	単位	実績値											
				H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)		
(1)	行政区城内人口		人	3,788	3,713	3,675	3,607	3,560	3,476	3,378	3,335	3,293	3,210		
(2)	計画収集人口		人	3,788	3,713	3,675	3,607	3,560	3,476	3,378	3,335	3,293	3,210		
原単位	(3) 家庭系収集ごみ排出量原単位		g/人・日	391.24	402.98	409.16	416.74	426.71	438.10	463.30	465.64	445.69	453.92		
	(4) 家庭系直接搬入ごみ排出量原単位			135.07	144.73	174.83	175.34	213.16	315.42	319.95	352.11	311.25	302.56		
(5) 家庭系ごみ排出量の原単位				526.31	547.72	583.99	592.08	639.87	753.51	783.25	817.75	756.93	756.49		
家庭系 収集	(6) 一般ごみ	71.0%	t/年	287.01	291.60	298.53	304.28	311.45	306.52	318.08	318.44	298.22	304.07		
	(7) 生ごみ	100.0%		109.81	110.1	108.98	103.48	110.8	110.77	107.57	103.49	99.29	98.26		
	(8) 資源ごみ	82.6%		136.05	135.28	130.12	127.29	121.18	128.98	130.04	126.15	126.31	115.36		
	(9) 鉄類	15.9%		3.07	3.59	3.66	2.09	3.26	2.69	4.12	8.00	2.77	1.25		
	(10) 粗大ごみ	5.7%		5.00	5.57	7.55	11.52	7.78	6.87	10.06	9.86	7.09	11.33		
	(11) 小型家電	20.6%		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.36	0.87	2.01	1.57		
	(12) 収集ごみ 計	59.1%		540.94	546.14	548.84	548.66	554.47	555.83	571.23	566.81	535.69	531.84		
	家庭系 直接搬入	(13) 一般ごみ		29.0%	t/年	127.61	115.36	111.85	123.84	115.97	163.88	120.98	122.22	132.86	104.60
		(14) 生ごみ		0.0%		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		(15) 資源ごみ		17.4%		13.33	1.41	19.89	15.23	21.86	37.95	35.56	50.46	34.14	39.03
		(16) 鉄類		84.1%		5.66	24.76	19.99	16.12	22.46	24.79	27.01	7.20	16.50	18.43
		(17) 粗大ごみ		94.3%		40.15	54.62	82.78	75.66	116.69	173.56	209.57	240.94	184.04	185.84
		(18) 小型家電	79.4%	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.37	7.80	6.56	6.60	
		(19) 直接搬入ごみ 計	40.9%	186.75		196.15	234.51	230.85	276.98	400.18	394.49	428.62	374.10	354.50	
	家庭系 内 訳	(20) 一般ごみ	(6) + (13)	t/年	414.62	406.96	410.38	428.12	427.42	470.40	439.06	440.66	431.08	408.67	
		(21) 生ごみ	(7) + (14)		109.81	110.10	108.98	103.48	110.80	110.77	107.57	103.49	99.29	98.26	
		(22) 資源ごみ	(8) + (15)		149.38	136.69	150.01	142.52	143.04	166.93	165.60	176.61	160.45	154.39	
		(23) 鉄類	(9) + (16)		8.73	28.35	23.65	18.21	25.72	27.48	31.13	15.20	19.27	19.68	
		(24) 粗大ごみ	(10) + (17)		45.15	60.19	90.33	87.18	124.47	180.43	219.63	250.80	191.13	197.17	
(25) 小型家電		(11) + (18)	0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.73	8.67	8.57	8.17		
合 計	(26) 家庭系ごみ 総量	(12) + (19)	t/年	727.69	742.29	783.35	779.51	831.45	956.01	965.72	995.43	909.79	886.34		
事業系 ごみ	事業系 直接搬入	(27) 一般ごみ	t/年	95.10	91.56	106.48	112.90	119.14	122.25	105.20	116.29	120.05	104.26		
		(28) 生ごみ		63.45	76.77	59.39	58.08	60.04	60.33	60.92	63.76	55.81	60.9		
		(29) 資源ごみ		40.02	53.43	44.24	41.05	28.76	25.69	30.51	31.91	29.56	28.57		
		(30) 鉄類		7.12	7.44	4.97	11.76	4.73	4.17	4.48	5.41	7.15	5.12		
		(31) 粗大ごみ		23.25	18.44	38.85	51.47	47.32	56.44	51.82	61.53	117.62	89.00		
		(32) 紙おむつ		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.94	26.24	31.81	29.48		
		(33) 直接搬入ごみ 計		100.0%	228.94	247.64	253.93	275.26	259.99	268.88	265.87	305.14	362.00	317.33	
	事業系 内 訳	(34) 一般ごみ	(27)	t/年	95.10	91.56	106.48	112.90	119.14	122.25	105.20	116.29	120.05	104.26	
		(35) 生ごみ	(28)		63.45	76.77	59.39	58.08	60.04	60.33	60.92	63.76	55.81	60.90	
		(36) 資源ごみ	(29)		40.02	53.43	44.24	41.05	28.76	25.69	30.51	31.91	29.56	28.57	
		(37) 鉄類	(30)		7.12	7.44	4.97	11.76	4.73	4.17	4.48	5.41	7.15	5.12	
		(38) 粗大ごみ	(31)		23.25	18.44	38.85	51.47	47.32	56.44	51.82	61.53	117.62	89.00	
		(39) 紙おむつ	(32)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.94	26.24	31.81	29.48	
		(40) 事業系ごみ 総量	(33)		228.94	247.64	253.93	275.26	259.99	268.88	265.87	305.14	362.00	317.33	
合 計	(41) 事業系ごみ排出量の原単位		g/人・日	165.58	182.73	189.31	209.08	200.08	211.93	215.63	250.67	301.18	270.84		
ごみ量 の総和	家庭系 + 事業系 内 訳	(42) 一般ごみ	t/年	509.72	498.52	516.86	541.02	546.56	592.65	544.26	556.95	551.13	512.93		
		(43) 生ごみ		173.26	186.87	168.37	161.56	170.84	171.10	168.49	167.25	155.10	159.16		
		(44) 資源ごみ		189.40	190.12	194.25	183.57	171.80	192.62	196.11	208.52	190.01	182.96		
		(45) 鉄類		15.85	35.79	28.62	29.97	30.45	31.65	35.61	20.61	26.42	24.80		
		(46) 粗大ごみ		(24) + (38)	68.40	78.63	129.18	138.65	171.79	236.87	271.45	312.33	308.75	286.17	
		(47) 小型家電		(25)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.73	8.67	8.57	8.17	
		(48) 紙おむつ		(39)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.94	26.24	31.81	29.48	
		(49) ごみ 総量		(26) + (40)	956.63	989.93	1,037.28	1,054.77	1,091.44	1,224.89	1,231.59	1,300.57	1,271.79	1,203.67	
	(50) ごみ総排出量の原単位				g/人・日	691.90	730.44	773.30	801.16	839.96	965.44	1,068.43	1,058.11	1,027.33	
	ごみ処理施設 (中間処理など)	中間処理-資源化量	(52) 内、資源ごみ	t/年	255.66	287.35	329.20	327.55	347.96	431.45	468.94	515.57	509.96	474.34	
(53) 内、木質系粗大ごみ			(46) × 割合		189.40	190.12	194.25	183.57	171.80	192.62	196.11	208.52	190.01	182.96	
(54) 内、鉄類			(45)		15.85	35.79	28.62	29.97	30.45	31.65	35.61	20.61	26.42	24.80	
(55) 内、小型家電			(47)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.73	8.67	8.57	8.17	
(56) 中間処理-リサイクル率					26.7%	29.0%	31.7%	31.1%	31.9%	35.2%	38.1%	39.6%	40.1%	39.4%	
(57) 中間処理-焼却・破砕など			(58) + (59)		17.99	17.19	22.85	24.64	26.08	29.69	49.90	60.80	55.60	57.24	
(58) 内、粗大ごみ			(46) × 割合		17.99	17.19	22.85	24.64	26.08	29.69	34.56	34.56	23.79	27.76	
(59) 内、紙おむつ			(48)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.94	26.24	31.81	29.48	
(60) 中間処理 総量					t/年	273.65	304.54	352.05	352.19	374.04	461.14	518.84	576.37	565.56	531.58
埋立処分場			(61) 埋立ごみ量			t/年	509.72	498.52	516.86	541.02	546.56	592.65	544.26	556.95	551.13
	(62) 一般ごみ	(42)	509.72	498.52	516.86	541.02	546.56	592.65	544.26	556.95	551.13	512.93			

### 第3節 ごみ処理の経費

#### (1) 総務省一般廃棄物処理実態調査結果

全市町村を対象とした総務省一般廃棄物処理実態調査の結果から、本町における直近5ヵ年（平成24年度から28年度）のごみ処理に係る歳入と歳出の状況を下表に示す。

表 2.1.3.1 ごみ処理の歳入に係る費用の状況（直近5年間）

（単位：千円）

歳入	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国庫支出金	0	0	0	0	0
都道府県支出金	15	15	15	15	15
地方債	0	0	0	0	0
使用料・手数料	1,032	1,247	1,006	1,099	984
（市区町村分担金）	0	0	0	0	0
その他	3	0	6	1,014	719
小計（分担金含む）	1,050	1,262	1,027	2,128	1,718
┆ 分担金除く	1,050	1,262	1,027	2,128	1,718
一般財源	49,555	39,884	73,941	60,224	53,908
合計	50,605	41,146	74,968	62,352	55,626
┆ 分担金除く	50,605	41,146	74,968	62,352	55,626

歳入の市区町村分担金	0	0	0	0	0
歳出の組合分担金	0	0	0	0	0

資料：総務省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

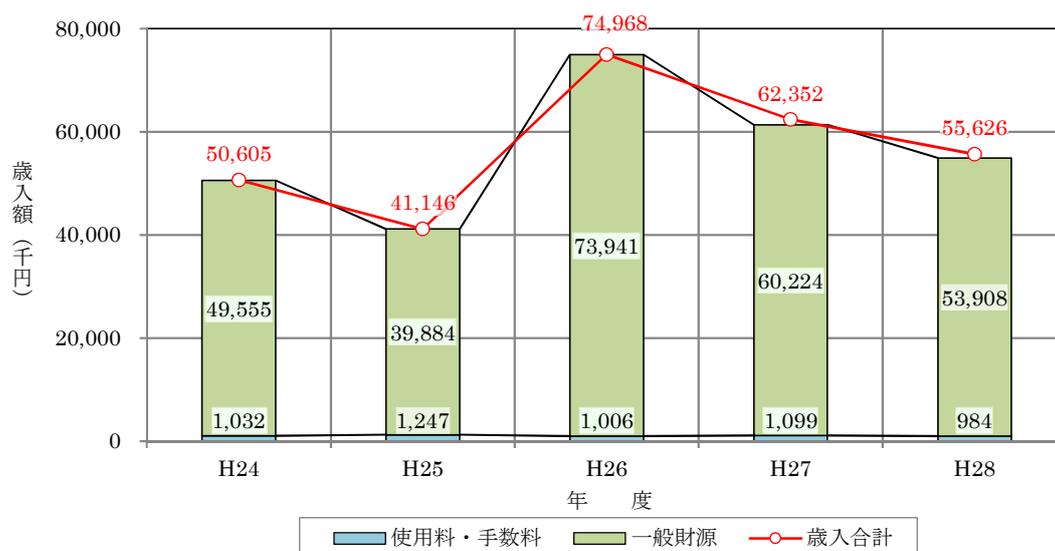


図 2.1.3.1 直近5年間のごみ処理に係る歳入の実績推移

表 2.1.3.2 ごみ処理経費の状況（直近 5 年間）

(単位：千円)

歳 出		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度		
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	24,462	0	0	
		最終処分場	0	0	0	1,231	0	
		その他	0	0	0	0	0	
	調査費	0	0	0	0	0		
	(組合分担金)	0	0	0	0	0		
	小 計	0	0	24,462	1,231	0		
	┆ 分担金除く	0	0	24,462	1,231	0		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	1,108	1,128	1,156	1,159	1,183	
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	553	633	1,759	2,179	1,148	
		中間処理費	2,897	4,896	1,674	2,393	2,246	
		最終処分費	3,152	1,347	2,915	3,652	2,030	
	車両等購入費	0	0	0	0	0		
	委託費	収集運搬費	15,712	18,707	15,108	17,365	17,449	
		中間処理費	11,692	6,257	11,975	10,993	6,528	
		最終処分費	1,949	2,591	9,983	12,230	17,380	
		その他	0	0	0	0	0	
	(組合分担金)	0	0	0	0	0		
	調査研究費	0	0	0	0	0		
	小 計	37,063	35,559	44,570	49,971	47,964		
┆ 分担金除く	37,063	35,559	44,570	49,971	47,964			
その他	13,542	5,587	5,936	11,150	7,662			
合 計	50,605	41,146	74,968	62,352	55,626			
┆ 分担金除く	50,605	41,146	74,968	62,352	55,626			

資料：総務省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

表 2.1.3.3 ごみ処理原価の推移

区 分	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
A.収集人口 (人)	3,837	3,788	3,713	3,675	3,607	3,556	3,476	3,378	3,336	3,293
B.ごみ処理量 (t/年)	924	957	990	1,037	1,055	1,091	1,225	1,232	1,301	1,272
C.ごみ処理経費 (千円/年)	47,019	48,618	46,352	51,092	60,180	50,605	41,146	74,968	62,352	55,626
1人あたり処理原価 C/A (千円/人・年)	12.3	12.8	12.5	13.9	16.7	14.2	11.8	22.2	18.7	16.9
1tあたりの処理原価 C/B (千円/t・年)	50.9	50.8	46.8	49.3	57.0	46.4	33.6	60.9	47.9	43.7

\*. 上表のごみ処理量は、資源回収量を含んでいない。

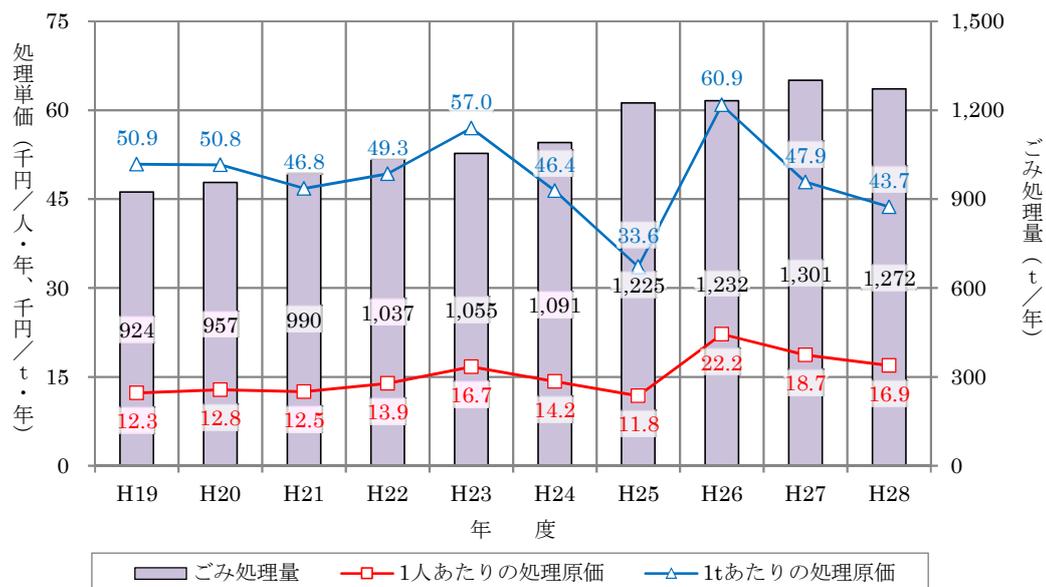


図 2.1.3.2 ごみ処理原価の実績推移

上の図表より、本町におけるごみ処理原価の推移は次の状況にあると推測される。

- ① 1人あたりの処理原価は、最大で平成26年度の22.2千円であり、その後平成27年度で18.7千円、平成28年度で16.9千円と減少傾向を示す。
- ② 1tあたり処理原価もほぼ同様の傾向を示す。平成26年度はストックヤードの建設により60.9千円と前年度よりも増加し、直近の平成28年度は43.7千円と、過去10カ年で二番目に低い金額であった。

## (2) 収集・運搬と処理に係る費用・内訳

平成29年度におけるごみの収集・運搬及び処理に係る費用の内訳を以下の表に示す。

収集・運搬の費用では、一般・資源ごみが9,577千円と全体の約55%を占め(9,577÷17,480=0.5479)、次いで生ごみが5,652千円と全体の約32%である(5,652÷17,480=0.3233)。

処理に係る費用では、生ごみが5,587千円と全体の約56%を占め(5,587÷9,914=0.5635)、収集・運搬経費との合計で11,239千円となる。

また、粗大ごみに係る処理費用が合計で4,175千円と全体の約42%を占め(4,175÷9,914=0.4211)、特に剪定木、廃材といった士別市・民間企業への処理委託となる木質系粗大ごみの費用が高く、ともに1,000千円を超える。

表 2.1.3.4 収集・運搬に係る費用

区分	項目	経費(千円)	備考
委託料	一般・資源ごみ	9,577	年間
委託料	生ごみ	5,652	年間
委託料	粗大ごみ	2,251	①粗大収集(町内); 10,800円/h・台(税込) ②木質系ごみ運搬(士別市); 5,400円/t(税込) ③粗大・衛生ごみ運搬(愛別町); 10,800円/t(税込) ④小型家電(石狩市); 35,000円/台(税込)
合計		17,480	

出典; 住民課資料より

表 2.1.3.5 処理に係る費用

区分	項目	種類	処理量(kg)	単価(円/10kg)	処理経費(千円)	備考
委託料	粗大ごみ	衛生ごみ	33,440	200(税込)	669	愛別町
委託料	粗大ごみ	粗大ごみ	23,800	250(税込)	595	愛別町
委託料	粗大ごみ	剪定木	115,900	85(税別)	1,064	士別市
委託料	粗大ごみ	廃材	142,510	120(税別)	1,847	士別市
委託料	廃乾電池	廃乾電池	1,800	780(税別)	152	北見市
負担金	生ごみ	生ごみ	159,160	均等割、処理量制	5,587	和寒町共同
合計					9,914	

出典; 住民課資料より

## 第4節 ごみ処理の評価

### (1) ごみ処理評価の基準

本町におけるごみ処理の実態について北海道平均値を基準に評価する。

評価基準は、全道公表値（総務省『一般廃棄物処理実態調査結果』）の直近データが平成28年度実績である。これと比較する本町の実績についても、平成28年度値を用いることとする。

また、評価手法は3つのガイドラインである「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に準拠（平成25年4月に一部改訂）し、このうち評価可能な項目と一部参考値を評価計算する。

指針に基づく評価数値の算出方法などと指数の見方は、次のとおりとなっている。

表 2.1.4.1 評価数値の算出方法

	指標の名称	単位	計算方法
①	人口1人1日あたりの ごみ総排出量	kg/人・日	ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)/計画収集人口÷365日
②	廃棄物からの資源回収率	t/t	(資源化量-RDF資源化量(及びその他エネルギー利用を主目的とした生成物量))÷ごみ総排出量×100
③	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	焼却施設での余熱利用など、正確なデータがないため算出していない。
④	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量/ごみ総排出量
⑤	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの 1人1日あたり排出量	kg/人・日	埋立組成実態が不明であり、正確なデータがないため算出していない。
⑥	住民満足度	—	アンケート調査に基づく住民満足度調査を実施していないため算出していない。
⑦	人口1人あたり年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する総費用×(経常費用-経常収益)/計画収集人口
⑧	資源回収に要する費用	円/t	資源回収のみに要する費用を区分していないので算出していない。
⑨	エネルギー回収に要する費用	円/MJ	エネルギー回収のみに要する費用を区別していないので算出していない。
⑩	最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量に要する費用/(ごみ総排出量-最終埋立処分量)
参 考	減量率	%	(直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量)/ごみ処理量×100
	リサイクル率	%	(直接資源化量+中間処理後再生利用+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100

表 2.1.4.2 評価手法の見方

指標の名称		指標の見方
①	人口 1 人 1 日あたりの ごみ総排出量	指標が大きいほどごみ排出量は少なくなる
②	廃棄物からの資源回収率	指数が大きいほど資源回収率は高くなる
③	廃棄物からのエネルギー回収率	指数が大きいほどエネルギー回収率は多くなる
④	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる
⑤	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの 1 人 1 日あたり排出量	指数が大きいほど温室効果ガスの排出量は少なくなる
⑥	住民満足度	指数が大きいほど住民満足度は高くなる
⑦	人口 1 人あたり年間処理経費	指数が大きいほど 1 人当たり処理費は少なくなる
⑧	資源回収に要する費用	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
⑨	エネルギー回収に要する費用	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
⑩	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
参 考	減量率	指数が大きいほど減量率は高くなる
	リサイクル率	指数が大きいほどリサイクル率は高くなる

## (2) ごみ処理評価の結果

ごみ処理の評価は、前表①、②、④、⑦及び〔参考〕減量率、リサイクル率についての 6 項目の評価を行った。

この結果、本町のごみ処理状況は 1 人あたりの処理経費において全道平均を上回っているが、その他の評価では全道平均を下回る結果となっている。特に最終処分量については全道が 18.3%に対し、本町は 45.5%と指数が大きく、最終処分される割合が高い。

なお、②資源回収率と〔参考〕リサイクル率の違いは、分母となるごみ種別の違いであり、資源回収率がごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋資源回収量）であるのに対し、リサイクル率はごみ処理量（直接焼却量＋直接最終処分量＋焼却以外の中間処理量＋直接資源化量）＋資源回収量となっている。

以下に、各項目の評価結果を示す。

表 2.1.4.3 評価指数の算出結果

	全道値	剣淵町	評価結果
①1人1日あたりの総排出量 (kg/人・日)	0.972	1.057	0.919
②資源回収率の評価 (%)	24.3	15.7	0.644
④最終処分量の評価 (%)	18.3	45.5	0.403
⑦1人あたり処理経費 (円/人・年)	19,426	16,892	1.150
[参考] 減量率 (%)	90.8	55.3	0.609
[参考] リサイクル率 (%)	24.3	15.8	0.649

\*. 評価に用いた数値は、総務省『一般廃棄物処理実態調査結果 (H28)』による。

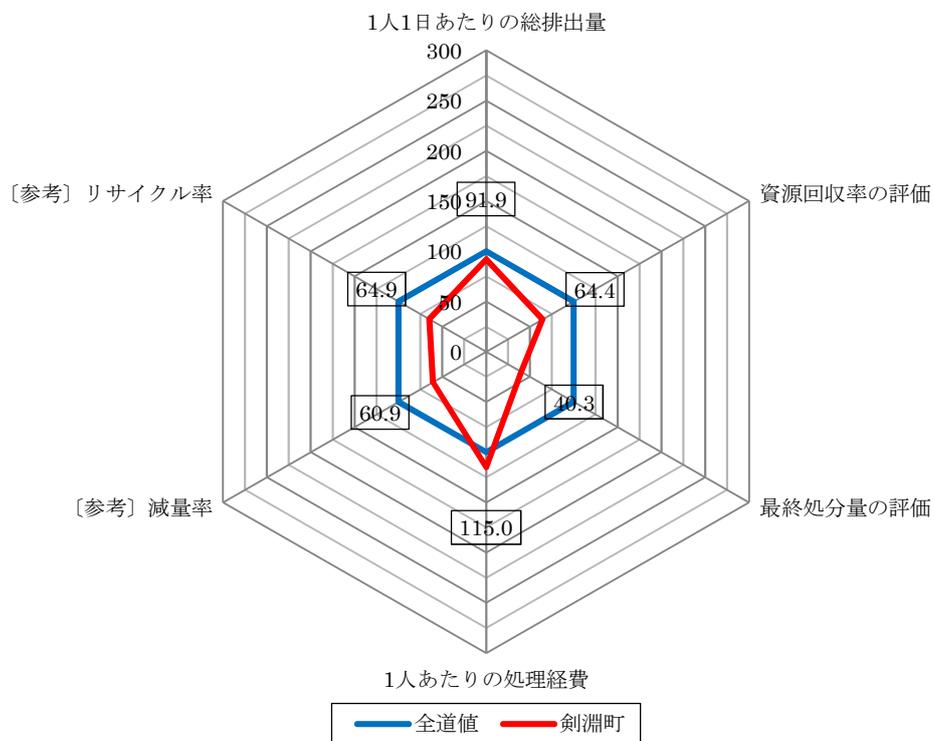


図 2.1.4.1 ごみ処理評価の結果

【評価指数の算出】

表 2.1.4.4 評価指数の算出〈北海道〉H28

1人1日あたりの総排出量	$1,902,079 \text{ t/年} \div 5,363,769 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 1000$
=	$0.972 \text{ kg/人} \cdot \text{日}$
資源回収率の評価	$(33,207 + 294,366 + 134,660) \text{ t/年} \div 1,902,079 \text{ t/年}$
=	24.3%
最終処分量の評価	$348,347 \text{ t/年} \div 1,902,079 \text{ t/年}$
=	18.3%
1人あたり処理経費	$104,198,014 \text{ 千円/年} \div 5,363,769 \text{ 人} \times 1000$
=	19,426 円/人・年
[参考] 減量率	$(33,207 + 1,114,013 + 456,783) \text{ t/年} \div 1,766,452 \text{ t/年}$
=	90.8%
[参考] リサイクル率	$(134,660 + 33,207 + 294,366) \div (1,766,452 + 134,660)$
=	24.3%

表 2.1.4.5 評価指数の算出〈剣淵町〉H28

1人1日あたりの総排出量	$1,271 \text{ t/年} \div 3,293 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 1000$
=	$1.057 \text{ kg/人} \cdot \text{日}$
資源回収率の評価	$(26 + 173 + 0) \text{ t/年} \div 1,271 \text{ t/年}$
=	15.7%
最終処分量の評価	$578 \text{ t/年} \div 1,271 \text{ t/年}$
=	45.5%
1人あたり処理経費	$55,626 \text{ 千円/年} \div 3,293 \text{ 人} \times 1000$
=	16,892 円/人・年
[参考] 減量率	$(26 + 32 + 640) \text{ t/年} \div 1,262 \text{ t/年}$
=	55.3%
[参考] リサイクル率	$(26 + 173 + 0) \text{ t/年} \div (1,262 + 0) \text{ t/年}$
=	15.8% * 拠点回収量を含んでいない。

- \*. 1人1日あたりの総排出量  
= ゴミ総排出量 (計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量)  $\div$  計画収集人口  $\div$  365 日
- \*. 資源回収率の評価  
= (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量)  $\div$  ゴミ総排出量  
= 総資源化量  $\div$  ゴミ総排出量
- \*. 最終処分量の評価 = 最終処分量  $\div$  ゴミ総排出量
- \*. 1人あたり処理経費 = (建設改良費 + 処理及び維持管理費 + その他)  $\div$  計画収集人口
- \*. 減量率 = (直接資源化量 + 直接焼却量 + 焼却以外の中間処理量)  $\div$  ゴミ処理量
- \*. リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量)  $\div$  (ゴミ処理量 + 集団回収量)

## 第5節 ごみ処理の課題

本町における、収集・処分といったごみ処理に関する問題・課題について、前述したごみ排出量の実績等から整理する。

### 5.1 ごみ減量化に関する課題

#### (1) 増加する発生ごみ量の抑制

1人1日あたりのごみ総排出量は、平成29年度で1,027.33gと9年前よりも約1.5倍の増加であった。本町では、平成22年度のごみ処理基本計画において、平成32年(2020年)の排出量目標を630g/人・日と設定しており、現時点では目標を達成していない状況である。

本町の人口が減少傾向を示す中で、後述する粗大ごみを除き、一般ごみ、生ごみ、資源ごみ等の発生ごみ量については、10年間ほぼ横ばいの推移である。目標達成に向けて町民・事業者・行政による協力・連携のもと、如何に減量化を進めるかが課題である。

例えば、家庭系ごみ排出量における生ごみの割合は増加傾向を示していることから、「食品は必要なものを必要なだけ購入し、食べ残しや賞味期限が切れた食品を捨てない」といった環境にやさしい買い物の実践など、ごみを出さない生活スタイルを周知・徹底していく必要がある。

#### (2) 大量に発生している粗大ごみの抑制

上述した発生ごみ量の増加は、家庭系、事業系ともに粗大ごみの増加が大きく影響している。以下に現状と課題を示す。

##### ①家庭系粗大ごみの現状

家庭系粗大ごみは、平成29年度で197.17tと9年前よりも約4.4倍の増加であり、平成26年度では219.63t、平成27年度では250.80tと200tを超える年もあった。

家庭系ごみ総排出量における粗大ごみの割合は、北海道全体が約3%程度、和寒町が約4%に対し、本町は20%を超えている。1人1日あたりの家庭系粗大ごみ排出量も増加しており、平成27年度で206.03gとはじめて200gを超えた。

以上より、本町の家庭系粗大ごみの発生量は極めて多いと考えられる。

##### ②事業系粗大ごみの現状

事業系粗大ごみは、平成29年度で89.00tと9年前よりも約3.8倍の増加であり、平成28年度では117.62tと100tを超える年もあった。

事業系ごみ総排出量における粗大ごみの割合は、北海道全体が約5%弱に対し、本町は約28%である。

以上より、本町の事業系粗大ごみの発生量は極めて多いと考えられる。

### ③粗大ごみにおける解体後の廃棄物・解体前の残置物の適正な分別・処理

近年、本町では高齢者ボランティアによる空き家の取り壊し・支援といった活動がみられ、粗大ごみの増加は、取り壊しの際の家材・建具等が大量に発生していることが一つの要因として挙げられている。

適正に管理されていない空き家の放置は、倒壊の危険性の他、景観など周辺環境にも影響を及ぼすことから除去・解体することが望ましいが、解体時に生じた個人持ち込みによる大量の廃棄物や残置物の処理費用は、町の財源を圧迫するなどの課題がある。

粗大ごみの発生・抑制に向けて、建築物の解体時に生じた廃棄物の処理責任の明確化、並びに解体前の残置物の適正な処理の必要性を関係者に周知・徹底していくことが求められる。

### (3) ごみ収集の有料化の検討

本町では生ごみについては、町が指定した有料の生分解性袋に入れて排出する必要があるが、生ごみ以外の一般ごみ、資源ごみ等は市販の透明・半透明の袋の利用が可能である。また粗大ごみについては、収集、並びに最終処分場への直接搬入も無料で受け入れており、極めて多いことの一つの要因と考えられる。

ごみの有料化は、家計への負担増加と不法投棄に対する懸念といったデメリットがあるが、ごみ排出量の削減と町の財政負担の軽減、更に住民負担の公平化が期待できる。

大量の粗大ごみの発生・抑制に向けた有効な施策の一つとして、有料化を検討していく必要があると考えられる。

## 5.2 分別・収集に関する課題

### (1) 高水準のリサイクル率の維持

本町では、資源ごみについて13品目の分別を実施しており、家庭系ごみに対するリサイクル率は平成29年度で41.2%と、9年前よりも約14ポイント上昇し、既に北海道廃棄物処理計画（第4次平成27年3月）の目標値30%、並びに本町のごみ処理基本計画（平成22年2月）の目標値26%を達成している。

しかし、近年のリサイクル率の上昇は、前述した大量の粗大ごみに含まれる木質系（資源化）の粗大ごみの増加が大きく影響している。缶・ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装や鉄類など、現在の13品目の資源ごみの分別・収集を徹底した中で、如何に高水準のリサイクル率を維持するかが課題である。

### (2) 高齢社会に適応したごみ収集の実施・検討

本町に限らず、今後、我が国では本格的な高齢社会を迎え、加齢により分別やごみ出し等の行動が困難な高齢者が増加すると考えられる。ごみの収集については、戸別収集の増加やリサイクルボックスといった回収場所の増設など、高齢者に配慮した収集体制の充実を検討する必要がある。

更に、町による公助のみではコスト的にも限界があることから、共助による高齢者へのごみ出し支援など地域が一体となった収集体制を如何に確立するかが課題である。

### (3) 観光客、外国人訪問客の増加への対応

本町は、観光入込客数が比較的多いことが特徴であり、平成29年度の入込総数は601千人と上川北部ブロックの中で最も多く、士別市、名寄市を上回る。

町では、地域再生計画の一環として、「桜岡宿泊研修施設多機能型整備計画」の策定の他、「絵本の里けんぶち観光地域づくり推進プロジェクト」に取り組んでおり、観光プロモーションの効果から道外客や外国人宿泊客数は着実に増加している。

今後、外国人訪問客を含む町外からの観光客、就業者に対し、ごみの発生・抑制、更には分別・収集について理解・協力して頂くよう、周知等に外国語表記を用いるなどの検討をしていく必要がある。

### (4) 資源ごみ集団回収活動への支援の検討

町内の子ども会などでは、家庭から出る新聞や雑誌、段ボール、空き瓶などの資源回収を実施しており、販売金を活動資金等に充てている。

集団回収は地域で取り組む自主的な活動として、分別・収集の周知・徹底にも効果的であり、今後は、より積極的に活動して頂くよう、町による支援の充実を検討する必要がある。

**(5) 新たな分別・収集の必要性に対する柔軟な対応**

平成 30 年 12 月 16 日に札幌市において、大量のエアゾール製品の噴射・引火したことが原因の爆発火災事故が発生した。

廃エアゾール製品の適正処理に関しては、平成 19 年に環境省から全国市町村に、中身排出機構を用いて充填物を残さないよう周知・依頼があり、これを受け、本町では必ず中身を使い切ることを、また穴を開けずに別の袋で出すことを廃エアゾール製品の分別・収集のルールとして定め既に実行している。

社会的に求められる新たな問題・課題に対し、分別・収集体制の見直しなど、今後も柔軟に対応していく必要がある。

### 5.3 中間処理に関する課題

#### (1) 可燃ごみの焼却・中間処理の検討

本町では以前、可燃ごみの焼却・中間処理を行っていたが、平成14年のダイオキシン類排出規制の強化に適合できなかったこと等の理由から焼却炉を廃止した。それ以降、可燃ごみは最終処分場に直接埋め立て処分されており、残余容量をより逼迫させる要因となっている。

環境省の調べによると※、我が国の一般廃棄物処分量に対する焼却量の割合は約74%と、他国と比較して群を抜いている。国土面積に占める可住地割合が30%弱と限られる中、可燃ごみの分別・収集並びに焼却・中間処理の実施によるごみの減容化は検討すべき課題の一つと考えられる。

※ 環境経済情報ポータルサイト（環境省）より

#### (2) 焼却・中間処理に向けたごみ組成調査の実施と広域連携の検討

上述した焼却炉の整備は多大な費用を要し、また町単独による可燃ごみの焼却処理は、量的に少なく季節変動でごみ質が安定しないなど余熱利用に不利であり、循環型社会の形成に向けた目標であるエネルギー回収率10%を達成できない可能性が高い。

可燃ごみの処理について、ごみ組成調査の実施による見込み量を把握した上で、町単独、または近隣自治体との共同処理の他、既設焼却炉への処理・委託など、周辺市町村との連携・協力により検討する必要がある。

#### (3) 生ごみ処理場の長期的な利用

和寒町にある二町広域生ごみ処理場は、供用開始の平成14年度から約15年を経過し、ベルトコンベアや破砕機、操作盤といった電気・機械設備の老朽化が著しい。

今後も生ごみ処理施設の日常的な維持・管理と定期的な点検・診断を行い、予防保全の観点から計画的な補修・更新を実施するなど、和寒町との共同により、更なる長期利用を推進することが望まれる。

また、生ごみ処理の費用については、収集・運搬費用との合計で年間1千万円を超えており、必要に応じて生分解性の有料袋代金を見直す等、和寒町との協議・検討を進める必要がある。

## 5.4 最終処分に関する課題

### (1) 最終処分場の長期的な利用の推進

剣淵町一般廃棄物最終処分場は、供用開始の平成 11 年度から約 20 年を経過し、当初計画の埋立期間である 15 年を超えた利用を現在も続けている。

今後も埋め立て地及び浸出水処理施設の日常的な維持・管理と定期的な点検・診断を行い、予防保全の観点から計画的な補修・更新を実施するなど、更なる長期利用を推進することが望まれる。

### (2) 最終処分場の残余容量の確保

上述した最終処分場・埋め立て地について平成 30 年 7 月の調査によると、今後、埋め立てが可能な期間は平成 37 年（2025 年）7 月末までとの結果であり、近い将来に残余容量が逼迫する可能性が極めて高い。

本町で埋め立て処分としている一般ごみには、可燃ごみと不燃物が該当する。当該発生ごみ量の抑制の他、処分場では、別途収集となる缶・ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装といった資源ごみや、生ごみ等も多くみられることから、ごみ分別の方法や規則を如何に町民に理解し実践して頂くかが課題である。

### (3) 直接搬入の増加に対する受け入れ体制の充実・強化の検討

本町の家庭系ごみをみると、粗大ごみの他、鉄類、小型家電の多くは一般廃棄物最終処分場への自己搬入（＝直接搬入）であり、缶、ビン、ペットボトルといった資源ごみについても直接搬入の割合が年々増加していることが特徴である。

事業系ごみについては全て直接搬入であり、今後、町民による直接搬入の増加に対し、2 棟のストックヤード施設による分別・保管機能を維持するとともに、持ち込み車両が輻輳し、計量器が混雑することの無いよう、最終処分場での受け入れ体制の充実・強化に向けた整備を検討する必要がある。

## 5.5 その他の課題

### (1) 不法投棄など不適正な排出の根絶

上述した粗大ごみの発生・抑制に関する取り組みを実行した結果、行き場を失った廃棄物が不法投棄など不適正に排出される可能性が高まるおそれがある。

不法投棄を未然に防ぐよう、警察機関と行政、町民、事業者の連携・協働による監視、パトロール体制の強化などを検討する必要がある。

### (2) 災害廃棄物への対応・検討

環境省では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法に基づく災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を確保・実現するため、大規模災害時において関係者が担うべき役割や責務を明確化するとともに、大規模災害時に備えた地域ブロックでの行動計画や国として行うべき事項について整理を行い、平成 27 年 11 月に「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を策定した。

また北海道においても、平成 30 年 3 月に「北海道災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物に対する具体的な処理・方策を示している。

本町においても実際に災害が起きた時に、災害廃棄物の収集と適正な処理に向けて、どのように対処するかを事前に定めた計画を庁内一体となって検討する必要がある。

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の基本方針

ごみの3Rの推進を基本としつつ排出されたごみは適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を行い、環境への負荷の少ない循環型社会を実現するよう、町民、事業者、行政が協力・連携し、次に掲げる基本方針に基づいた施策を実施することにより、総合的な廃棄物処理行政を推進する。

#### (1) ごみの排出抑制・減量化の推進

全国、北海道のごみ排出状況及びリサイクル率を勘案し、本町の1人1日あたりの排出量について、家庭系・事業系とそれぞれの削減目標を定め、ごみの排出抑制と資源の分別・収集を推進する。

#### (2) 分別・収集体制の充実化

分別されたごみについては、清潔な生活環境の保持と住民サービスの維持・向上を目指すことを基本に、今後も委託による効率的な収集・運搬体制を継続する。

#### (3) 中間処理施設の整備・検討

ごみの減量化・減容化に向けて必要な中間処理施設を整備・検討する。

リサイクルセンター等の既存の中間処理施設については、必要な保守・点検、補修・更新など適正な管理を実施し、長期的な利用を目指す。

#### (4) 最終処分場の確保

埋め立て処分となる一般ごみの発生・抑制と資源ごみの分別・収集を徹底し、最終処分場の延命化を図る。

また、遮水シートの点検を定期的に行い、浸出水処理施設の水質状況、モニタリング井戸の監視など適正な管理を行う。

## 第2節 ごみの発生量及び処理量の見込み

### 2.1 ごみ処理計画の目標

目標年度は通常、概ね10年から15年先において設定することとされているため、本計画においても15年間の平成45年度（2033年度）までに設定する。

また、概ね5年毎に改定するものとし、中間目標年度を平成35年度（2023年度）及び平成40年度（2028年度）として設定する。

なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとする。

## 2.2 人口の将来予測

### ①目標年度における将来人口

本町では、国立社会保障・人口問題研究所による将来予測人口（2040年；2,058人）に対し、人口ビジョンとして『絵本の里けんぶち まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（以下、人口ビジョン）』を策定し、2040年における人口推計の結果を2,317人と示している。

目標年度における将来人口は、当該ビジョンにおける予測値を採用する。

表 2.2.2.1 一般廃棄物処理基本計画における人口

（単位：人）

年 度	計画人口	備 考
平成 29 年度 (2017)	3,210	現状（年度 9 月末）
平成 35 年度 (2023)	2,910	中間目標
平成 40 年度 (2028)	2,720	中間目標
平成 45 年度 (2033)	2,550	目標年度

\*. 平成 29 年度現状人口は、住民基本台帳による当該年度、9 月末現在の人口を示す。

\*. 平成 35・40・45 年度の推計人口は、剣淵町人口ビジョンによる町独自の推計値を比例按分して 10 人単位で整理した人口とする。

人口ビジョンの推計人口を採用する理由は下記のとおりである。

- ・ 人口ビジョンは、各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものである。
- ・ 人口ビジョンは、地方版総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎と位置付けられることを十分に認識して、策定する必要があるとされている。
- ・ よって、町の施策の基礎となっている人口ビジョンの推計人口がもっとも信頼性のある推計であると判断し、これを採用することとする。

表 2.2.2.2 計画における人口推計の結果

(単位：人)

年 度	推計行政人口	備 考
平成29 (2017) 年度	3,210	現状(住民基本台帳_年度9月末)
30 (2018)	3,130	
31 (2019)	3,080	
32 (2020)	3,040	
33 (2021)	3,000	
34 (2022)	2,960	
35 (2023)	2,910	中間目標
36 (2024)	2,870	
37 (2025)	2,830	
38 (2026)	2,790	
39 (2027)	2,760	
40 (2028)	2,720	中間目標
41 (2029)	2,690	
42 (2030)	2,650	
43 (2031)	2,620	
44 (2032)	2,580	
45 (2033)	2,550	目標年度

\*. 平成 29 年度現状人口は、住民基本台帳による当該年度、9 月末現在の人口を示す。

\*. 各年度の推計人口は、剣淵町人口ビジョンによる町独自の推計値を比例按分して 10 人単位で整理した人口とする。

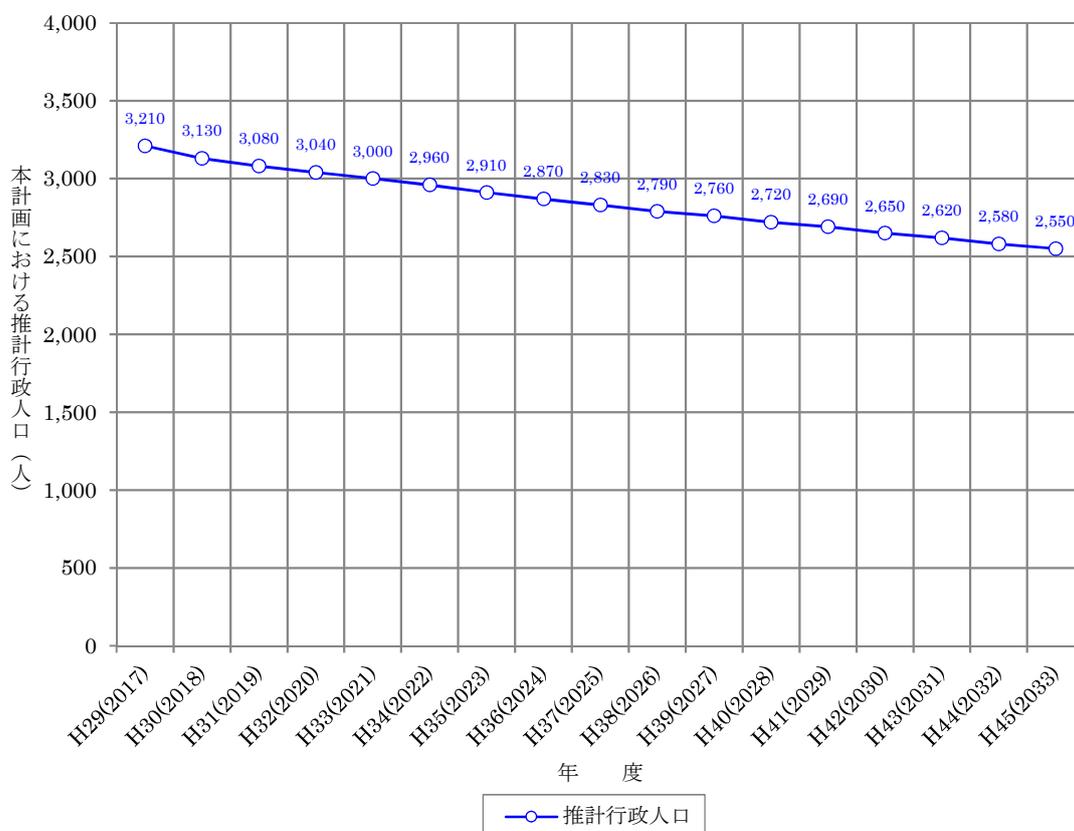


図 2.2.2.1 計画における人口推計の結果

## ②住民基本台帳による将来人口推計

住民基本台帳による人口推計について、平成20年から平成29年における各年度9月末の現在人口に基づき推計した結果を下記に示す。

表 2.2.2.3 住民基本台帳による行政人口

年 度	行政人口（人）	年 度	行政人口（人）
平成20年度	3,788	平成25年度	3,476
平成21年度	3,713	平成26年度	3,378
平成22年度	3,675	平成27年度	3,335
平成23年度	3,607	平成28年度	3,293
平成24年度	3,560	平成29年度	3,210

\*. 各年度の現状人口は、住民基本台帳による当該年度、9月末現在の人口を示す。

表 2.2.2.4 行政人口（住民基本台帳）の推計結果

トレンド推計式	回帰係数と式形	相関係数	推計値 H45 (2033)
直線式	$y = -64.321212x + 3857.26666$	0.9968	2,185
分数式	$y = 559.746091(1/x) + 3339.55214$	0.7944	3,361
ルート式	$y = -271.03905 \times x^{(1/2)} + 4112.47809$	0.9829	2,730
対数式	$y = -251.07021 \text{LN}(x) + 3882.72681$	0.9420	3,065
べき乗式	$y = 3896.78139 x^{-0.0713653}$	0.9353	3,088
指数式	$y = 3871.23185 \times 0.98176555^x$	0.9962	2,399
採用値	直線式	0.9968	2,185

\*. 最も相関係数の高い「直線式」における値を採用する。

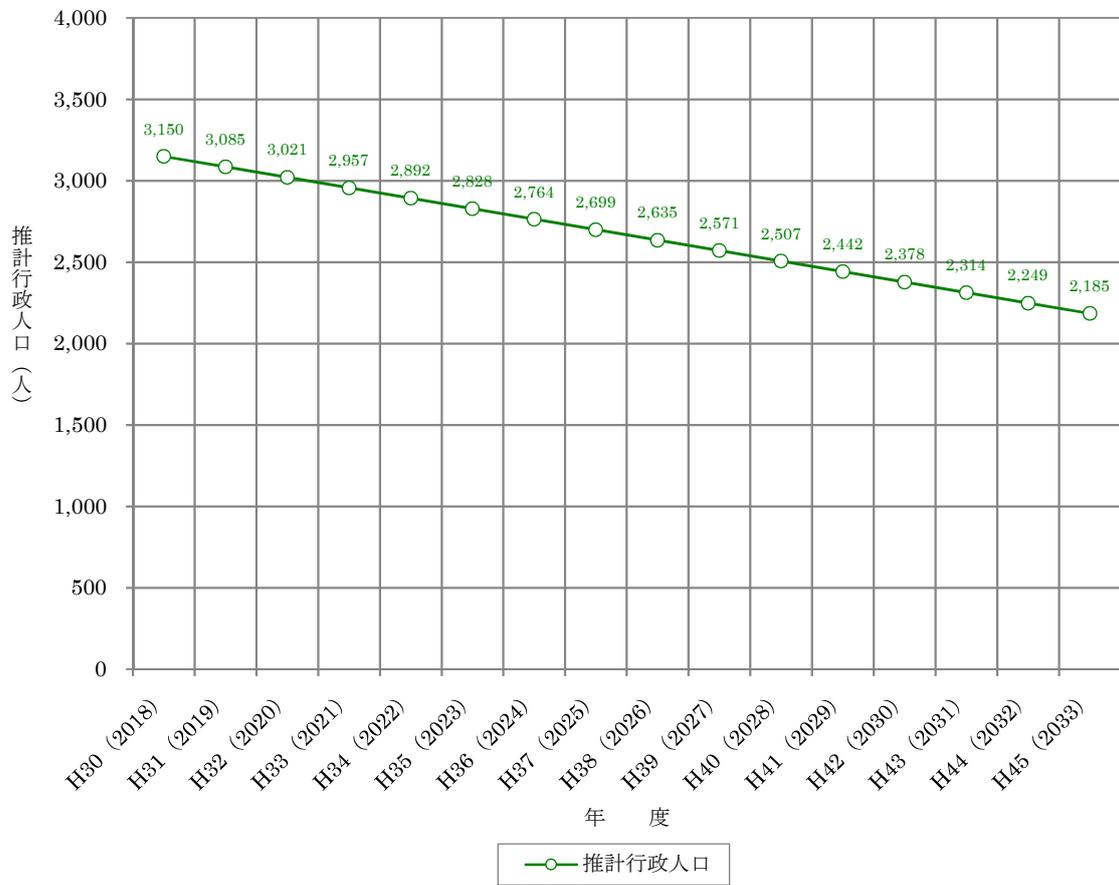


図 2.2.2.2 住民基本台帳に基づく剣淵町の人口推移

\*. 最も相関係数の高い「直線式」における値を採用する。

### ③各種推計結果の整理

将来人口の推計について、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）も含めた推計結果を下記に整理する。

表 2.2.2.5 各推計による人口推移

(単位：人)

年 度	社人研推計値 (H27Base)	住基実績推計値 (直線式による)	人口ビジョン (～2060(H72))
H29 年度 《2017 実績値》	(3,210)	(3,210)	(3,210)
H32 (2020) 年度	2,940	3,020	3,040
H35 (2023) 年度 《中間年度》	《2,744》	2,830	2,910
H37 (2025) 年度	2,613	2,700	2,830
H40 (2028) 年度 《中間年度》	《2,438》	2,510	2,720
H42 (2030) 年度	2,322	2,380	2,650
H45 (2033) 年度 《目標年度》	《2,158》	2,180	2,550

- \*. 社人研推計値は、国勢調査結果に基づく社人研による将来人口推計値で、〈 〉内人口は、公表推計値の単純按分による人口推計値を示す。
- \*. 住基実績推計値は、H20～29 の住民基本台帳（各年度 9 月末）人口に基づく将来人口推計値で、人口推計式の内、最も相関係数が高い直線式による人口を 10 人単位で示す。
- \*. 剣淵町人口ビジョンは、公表推計値（2040 年で 2,317 人）を比例按分した人口を 10 人単位で示す。

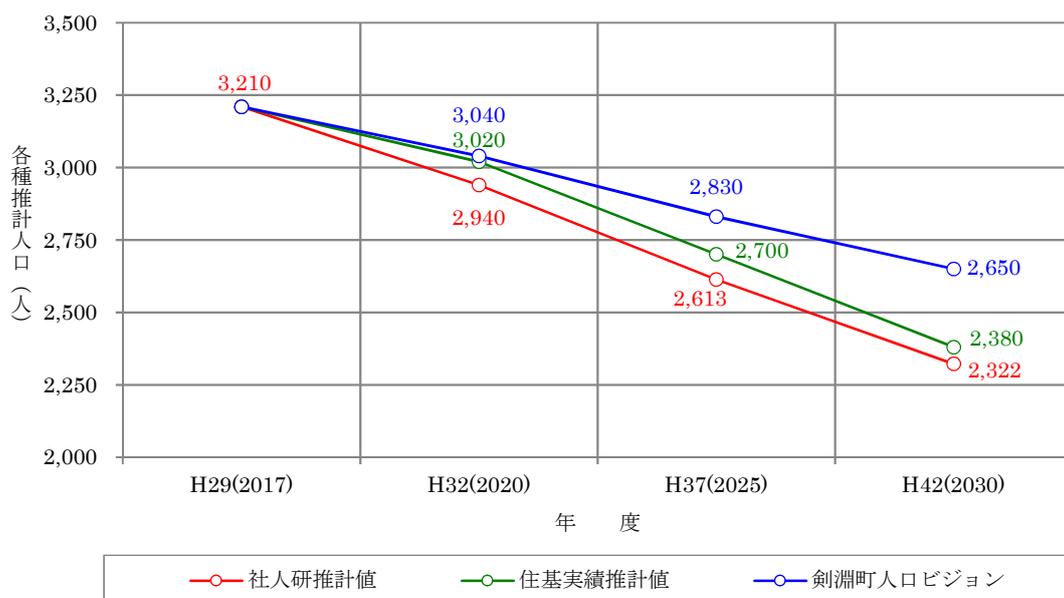


図 2.2.2.3 各推計による人口推移

### 2.3 ごみ発生量の将来予測

一般廃棄物のごみ排出量の予測は、家庭から排出される家庭系ごみ及び事業所などから排出される事業系ごみに分けて予測する。

なお、集団資源回収量に関する実績値は、今後、子ども会など各種団体による集団資源回収量の推移を明確に把握した中で、将来予測を行うものとする。

(2) 家庭系の将来予測

①家庭系ごみ排出量原単位

家庭系ごみ排出量の原単位について、平成 20 年度から平成 29 年度の 10 ヶ年の実績に基づいた推計を下表に示す。

表 2.2.2.6 家庭系ごみ排出量原単位の推計結果

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値： H45 (2033)
直 線 式	$y = 32.6790006 \chi + 496.056074$	0.9104	1,346
分 数 式	$y = -302.20572(1/\chi) + 764.305676$	0.7710	753
ル ー ト 式	$y = 141.110076 \times \chi^{(1/2)} + 358.740533$	0.9199	1,078
対 数 式	$y = 133.207437 \text{LN}(\chi) + 474.588568$	0.8984	909
べき乗式	$y = 489.980739 \times \chi^{0.20494039}$	0.9151	955
指 数 式	$y = 507.780857 \times 1.05105446^x$	0.9183	1,853

本町における家庭系の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、平成 27 年度の 818 g を最大に、平成 28 年度で 757 g、平成 29 年度で 756 g と、近年も比較的高い数値を示し、北海道の目標値である 590 g に対し約 1.3 倍 ( $756 \div 590 = 1.281$ ) の開きがある。

上表に示す実績による平成 45 年 (2033 年) の将来推計で最も相関係数が高いのはルート式の 1,078 g であり、推計の最小値は分数式の 753 g であった。

本町において、家庭系ごみ排出量の抑制は緊急の課題の一つである。

努力目標として、中間年度である 10 年後の平成 40 年度 (2028 年度) には、北海道の目標値である 590 g / 人・日を達成することを目指す。

本町の家庭系 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、実績による H45 (2033)の推計値で相関係数が最も高いルート式 (1,078 g)、また推計が最小値である分数式 (753 g) に対し、北海道の目標値と同等である 590 g を達成することを目指す。

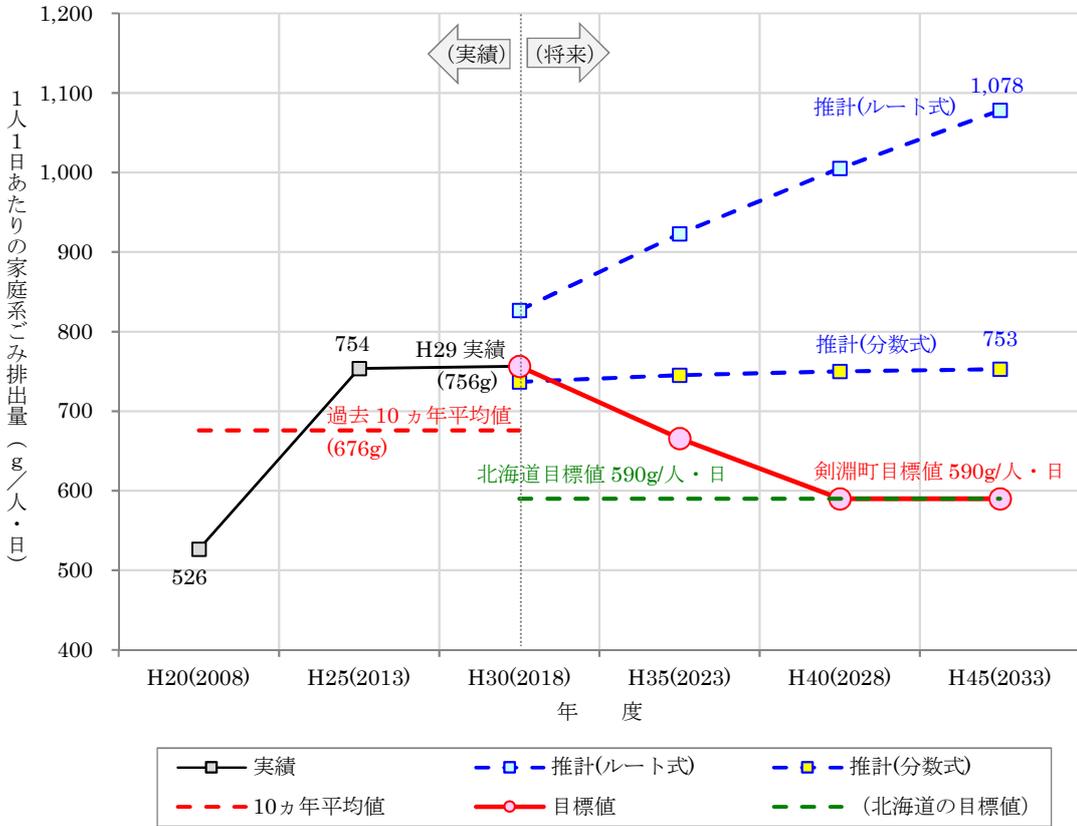


図 2.2.2.4 家庭系ごみ排出量原単位の目標

## ②家庭系ごみ排出量に対するリサイクル率の設定

家庭系ごみのリサイクル率は、平成 29 年度で 41.2%と、ここ 4 ヶ年は 40%を超え、北海道の目標値である 30%を十分達成している。

近年の高水準のリサイクル率は、大量の粗大ごみに含まれる木質系（資源化）の粗大ごみの増加が大きく影響している。

粗大ごみについては、全家庭系ごみ排出量に対し、4 ヶ年合計の割合で約 22.9%と高い割合を示す。今後、解体時に生じた廃棄物の処理責任の明確化、並びに解体前の残置物の適正な処理の必要性を関係者に周知・徹底し、中間年度である 5 年後の平成 35 年度（2023 年度）に 15.0%まで引き下げることを目指す。

一方、缶・ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装などの資源ごみについては、4 ヶ年合計の割合で約 17.5%であり、現在の 13 品目の資源ごみの分別・収集を徹底し、中間年度である 5 年後の平成 35 年度（2023 年度）に 25.0%まで引き上げることを目指す。

以上の努力目標より、高水準のリサイクル率 40%以上を将来的に維持することを目指す。

表 2.2.2.7 家庭系ごみ排出量に対するリサイクル率の設定

項目	全家庭系ごみ排出量に対する割合				
	実績		目標値		
	6 ヶ年合計 (H20-H25)	4 ヶ年合計 (H26-H29)	H35(2023) 【中間年度】	H40(2028) 【中間年度】	H45(2032) 【目標年度】
資源ごみ	18.4%	17.5%	25.0%	25.0%	25.0%
鉄類	2.7%	2.3%	2.0%	2.0%	2.0%
木質系粗大ごみ	12.2%	22.9%	15.0%	15.0%	15.0%
小型家電	—	0.7%	1.0%	1.0%	1.0%
リサイクル率	31.9%	41.5%	約 40%以上を維持		

家庭系ごみについて、リサイクル率の設定を踏まえた原単位の内訳を以下の表に整理する。

表 2.2.2.8 家庭系ごみ排出量の原単位・内訳の整理

項目	家庭系ごみ排出量の原単位 (g/人・日)			
	実績	目標値		
	10 ヶ年平均 (H20-H29)	H35(2023) 【中間年度】	H40(2028) 【中間年度】	H45(2032) 【目標年度】
家庭系ごみ	676g	666g	590g	590g
・一般ごみ	336g	306g	271g	271g
・生ごみ	83g	73g	65g	65g
・資源ごみ	122g	167g	148g	148g
・鉄類	17g	13g	12g	12g
・木質系粗大ごみ	116g	100g	88g	88g
・小型家電	2g	7g	6g	6g

### ③家庭系収集・直接搬入ごみ排出量の割合

家庭系ごみの中で、一般ごみ、資源ごみ、鉄類、粗大ごみ、小型家電については、一般廃棄物最終処分場への自己搬入（＝直接搬入）を受け入れており、平成20年度から平成29年度の10ヵ年実績を合計した総量に対する割合は、収集が59.1%に対し直接搬入が40.9%である。

ごみの種類別の直接搬入の割合は、鉄類、粗大ごみ、小型家電が比較的高い一方、一般ごみ、資源ごみは全体合計・割合の40.9%を下回るなど、種類別に違いがみられる。

以上、本町の特性を踏まえ、家庭系ごみの収集と直接搬入の割合・設定は、各ごみの種類別の10ヵ年実績に対する平均・割合を採用する。

表 2.2.2.9 家庭系収集・直接搬入ごみ排出量の割合の設定

項目	家庭系収集・直接搬入ごみ排出量の割合				
	実績		目標値		
	10ヵ年合計 (H20-H29)		H35(2023) 【中間年度】	H40(2028) 【中間年度】	H45(2032) 【目標年度】
	収集	直接搬入	直接搬入	直接搬入	直接搬入
一般ごみ	71.0%	29.0%	29.0%	29.0%	29.0%
資源ごみ	82.6%	17.4%	17.4%	17.4%	17.4%
鉄類	15.9%	84.1%	84.1%	84.1%	84.1%
粗大ごみ	5.7%	94.3%	94.3%	94.3%	94.3%
小型家電	20.6%	79.4%	79.1%	79.1%	79.1%
合計	59.1%	40.9%	40.9%	40.9%	40.9%

(2) 事業系の将来予測

①事業系ごみ排出量原単位

事業系ごみ排出量原単位について、平成 20 年度から平成 29 年度の 10 ヶ年の実績に基づいた推計を下表に示す。

表 2.2.2.10 事業系ごみ排出量原単位の推計結果

推 計 式	回帰係数と式形	相関係数	推計値： H45 (2033)
直 線 式	$y = 0.78874749\chi + 71.6922601$	0.9201	482
分 数 式	$y = -5.1117229(1/\chi) + 77.5275788$	0.6952	247
ル ー ト 式	$y = 3.22327783 \times \chi^{(1/2)} + 68.788221$	0.8915	371
対 数 式	$y = 2.82183754 \text{LN}(\chi) + 71.7681515$	0.8410	304
べき乗式	$y = 71.8297541 \times \chi^{0.03721208}$	0.8821	319
指 数 式	$y = 71.7561349 \times 1.01046016^x$	0.9417	702

事業系ごみの排出量の原単位は、平成 29 年度で 271 g と、9 年前の平成 20 年度との対比で約 1.6 倍（ $271 \div 166 = 1.633$ ）の増加傾向を示す。

上表に示す実績による平成 45 年（2033 年）の将来推計で最も相関係数が高いのは指数式の 702 g であり、推計の最小値は分数式の 247 g であった。

事業系ごみ排出量については、北海道のごみ総排出量の目標である 940 g に対し、前項で設定した家庭系分の目標である 590 g を除く 350 g / 人・日を上限とし、平成 40 年度（2028 年度）以降も維持することを目指す。

表 2.2.2.11 ごみ排出量（総排出量、家庭系、事業系）の原単位の整理

原単位（1 人 1 日あたりのごみ量）	ごみ排出量（総排出量、家庭系、事業系）の原単位（g/人・日）			
	実績	目標値		
	10 ヶ年平均 (H20-H29)	H35(2023) 【中間年度】	H40(2028) 【中間年度】	H45(2032) 【目標年度】
ごみ総排出量	896g	980g	940g	940g
・家庭系ごみ排出量	676g	666g	590g	590g
・事業系ごみ排出量	220g	314g	350g	350g

本町の事業系 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、実績による H45 (2033) の推計値で相関係数が最も高い指数式 (702 g)、また推計が最小値である分数式 (247 g) に対し、北海道のごみ総排出量の目標 940 g から家庭系分の目標 590 g を除いた 350 g を維持することを旨す。

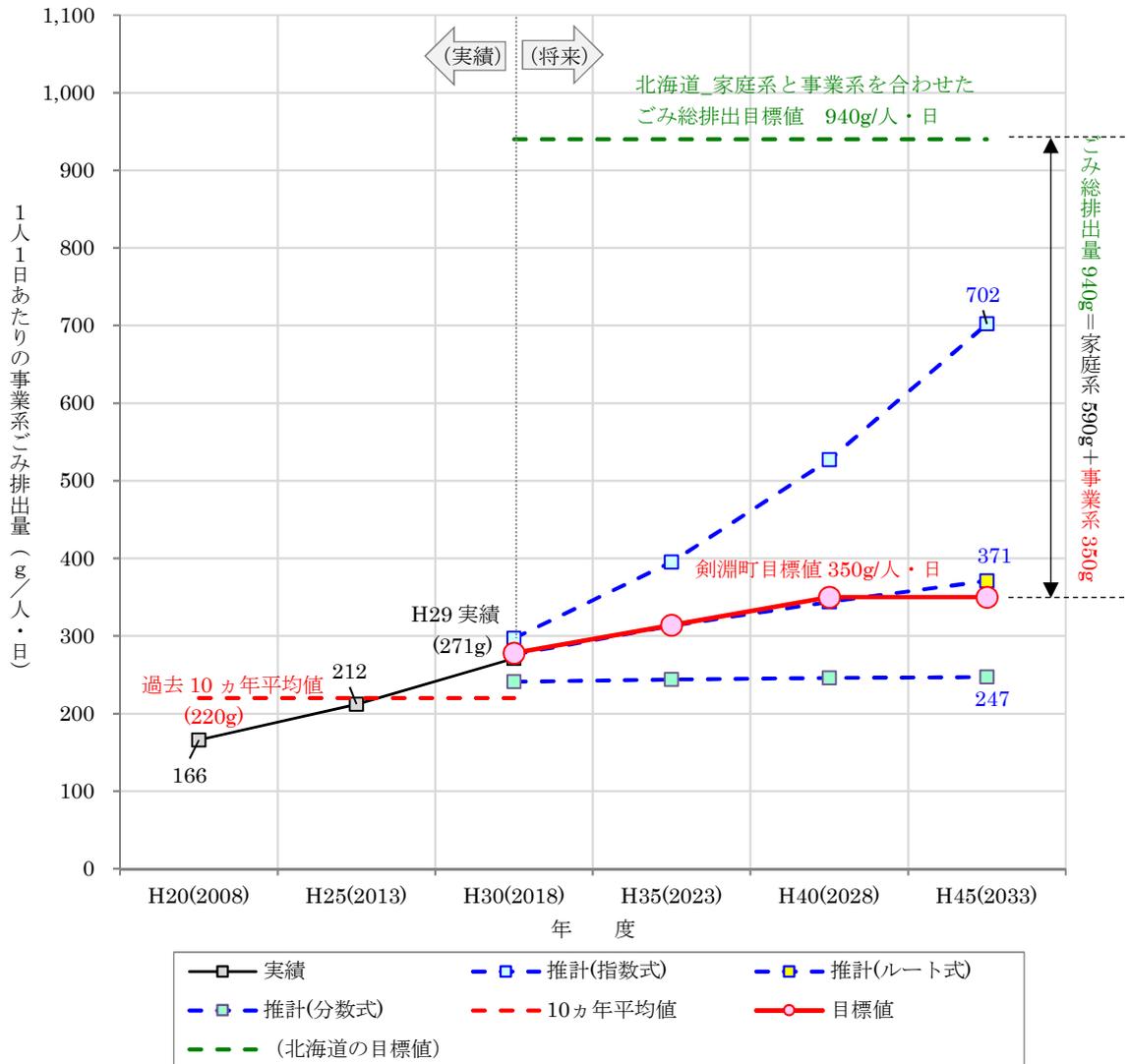


図 2.2.2.5 事業系ごみ排出量原単位の目標

## ②事業系ごみ排出量に対するリサイクル率の設定

事業系ごみのリサイクル率は、平成 29 年度で 35.9%と、ここ 4 ヶ年の平均は約 34%であり、北海道の目標値である 30%を十分達成している。

近年の高水準のリサイクル率は、大量の粗大ごみに含まれる木質系（資源化）の粗大ごみの増加が大きく影響している。

粗大ごみについては、全事業系ごみ排出量に対し、4 ヶ年平均の割合で約 25.6%と高い割合を示す。今後、解体時に生じた廃棄物の処理責任の明確化、並びに解体前の残置物の適正な処理の必要性を関係者に周知・徹底し、中間年度である 5 年後の平成 35 年度(2023 年度)に 20.0%まで引き下げることを目指す。

一方、缶・ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装などの資源ごみについては、4 ヶ年平均の割合で約 9.6%であり、現在の 13 品目の資源ごみの分別・収集を徹底し、中間年度である 5 年後の平成 35 年度(2023 年度)に 16.0%まで引き上げることを目指す。

以上の努力目標より、高水準のリサイクル率 34%以上を将来的に維持することを目指す。

表 2.2.2.12 事業系ごみ排出量に対するリサイクル率の設定

項目	全事業系ごみ排出量に対する割合				
	実績		目標値		
	6 ヶ年合計 (H20-H25)	4 ヶ年合計 (H26-H29)	H35(2023) 【中間年度】	H40(2028) 【中間年度】	H45(2032) 【目標年度】
資源ごみ	15.2%	9.6%	16.0%	16.0%	16.0%
鉄類	2.6%	1.8%	2.0%	2.0%	2.0%
木質系粗大ごみ	15.4%	25.6%	20.0%	20.0%	20.0%
リサイクル率	30.5%	34.1%	約 34%以上を維持		

事業系ごみについて、リサイクル率の設定を踏まえた原単位の内訳を以下の表に整理する。

表 2.2.2.13 事業系ごみ排出量の原単位・内訳の整理

項目	事業系ごみ排出量の原単位 (g/人・日)			
	実績	目標値		
	10 ヶ年平均 (H20-H29)	H35(2023) 【中間年度】	H40(2028) 【中間年度】	H45(2032) 【目標年度】
事業系ごみ	220g	314g	350g	350g
・一般ごみ	86g	110g	123g	123g
・生ごみ	49g	60g	66g	66g
・資源ごみ	27g	50g	56g	56g
・鉄類	5g	6g	7g	7g
・木質系粗大ごみ	45g	63g	70g	70g
・小型家電	8g	25g	28g	28g

### ③事業系収集・直接搬入ごみ排出量の割合

本町の事業系ごみは、一般廃棄物最終処分場への自己搬入(=直接搬入)の受け入れが基本であり、収集はない。

今後も、事業系ごみについては直接搬入を基本とする。

表2.2.2.14 剣淵町におけるごみ排出量の推計

区 分	収集と直搬の割合、計算式等	単位	推計値																			
			H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)	H42 (2030)	H43 (2031)	H44 (2032)	H45 (2033)			
(1) 行政区域内人口		人	3,210	3,130	3,080	3,040	3,000	2,960	2,910	2,870	2,830	2,790	2,760	2,720	2,690	2,650	2,620	2,580	2,550			
(2) 計画収集人口		人	3,210	3,130	3,080	3,040	3,000	2,960	2,910	2,870	2,830	2,790	2,760	2,720	2,690	2,650	2,620	2,580	2,550			
原単位	(3) 家庭系収集ごみ排出量原単位	g/人・日	453.92	449.11	447.38	445.35	443.01	440.35	437.39	427.44	417.50	407.55	397.61	387.66	387.66	387.66	387.66	387.66	387.66			
	(4) 家庭系直接搬入ごみ排出量原単位		302.56	292.25	278.83	265.73	252.94	240.46	228.29	223.10	217.91	212.72	207.53	202.34	202.34	202.34	202.34	202.34	202.34	202.34		
(5) 家庭系ごみ排出量の原単位			756.49	741.35	726.22	711.08	695.95	680.81	665.68	650.54	635.41	620.27	605.14	590.00	590.00	590.00	590.00	590.00	590.00	590.00		
家庭系収集	(6) 一般ごみ	71.0%	304.07	276.73	266.75	257.80	248.99	240.33	231.02	222.66	214.45	206.38	199.18	191.39	189.28	186.46	184.35	181.54	179.42			
	(7) 生ごみ	100.0%	98.26	93.17	89.81	86.79	83.83	80.91	77.78	74.96	72.20	69.48	67.06	64.43	63.72	62.77	62.06	61.12	60.41			
	(8) 資源ごみ	82.6%	115.36	128.27	132.63	136.87	140.59	143.80	146.01	140.73	135.54	130.44	125.89	120.97	119.63	117.85	116.52	114.74	113.40			
	(9) 鉄類	15.9%	1.25	2.69	2.59	2.50	2.42	2.33	2.24	2.16	2.08	2.00	1.93	1.86	1.84	1.81	1.79	1.76	1.74			
	(10) 粗大ごみ	5.7%	11.33	10.48	9.48	8.56	7.69	6.86	6.06	5.84	5.62	5.41	5.22	5.02	4.96	4.89	4.83	4.76	4.71			
	(11) 小型家電	20.6%	1.57	1.75	1.69	1.63	1.57	1.52	1.46	1.41	1.36	1.30	1.26	1.21	1.20	1.18	1.16	1.15	1.13			
	(12) 収集ごみ 計	59.1%	531.84	513.08	502.95	494.16	485.09	475.76	464.57	447.77	431.25	415.03	400.55	384.87	380.63	374.97	370.72	365.06	360.82			
	家庭系直接搬入	(13) 一般ごみ	29.0%	104.60	112.87	108.80	105.15	101.56	98.02	94.22	90.82	87.47	84.18	81.24	78.06	77.20	76.05	75.19	74.04	73.18		
		(14) 生ごみ	0.0%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
		(15) 資源ごみ	17.4%	39.03	27.01	27.93	28.82	29.61	30.28	30.75	29.64	28.54	27.47	26.51	25.47	25.19	24.82	24.54	24.16	23.88		
		(16) 鉄類	84.1%	18.43	14.25	13.74	13.28	12.82	12.38	11.90	11.47	11.04	10.63	10.26	9.86	9.75	9.60	9.49	9.35	9.24		
		(17) 粗大ごみ	94.3%	185.84	173.02	156.52	141.35	126.94	113.28	100.00	96.38	92.83	89.34	86.22	82.84	81.93	80.71	79.80	78.58	77.47		
		(18) 小型家電	79.4%	6.60	6.72	6.48	6.26	6.05	5.84	5.61	5.41	5.21	5.01	4.84	4.65	4.60	4.53	4.48	4.41	4.36		
		(19) 直接搬入ごみ 計	40.9%	354.50	333.88	313.47	294.86	276.97	259.79	242.48	233.71	225.09	216.62	209.06	200.88	198.66	195.71	193.49	190.54	188.33		
		(20) 一般ごみ	(6)+(13)	408.67	389.60	375.55	362.95	350.55	338.35	325.24	313.48	301.92	290.56	280.42	269.45	266.47	262.51	259.54	255.58	252.61		
		(21) 生ごみ	(7)+(14)	98.26	93.17	89.81	86.79	83.83	80.91	77.78	74.96	72.20	69.48	67.06	64.43	63.72	62.77	62.06	61.12	60.41		
		(22) 資源ごみ	(8)+(15)	154.39	155.28	160.56	165.69	170.19	174.08	176.76	170.37	164.09	157.91	152.40	146.44	144.82	142.67	141.05	138.90	137.29		
	(23) 鉄類	(9)+(16)	19.68	16.94	16.33	15.78	15.24	14.71	14.14	13.63	13.13	12.63	12.19	11.72	11.59	11.41	11.28	11.11	10.98			
	(24) 粗大ごみ	(10)+(17)	197.17	183.51	166.00	149.91	134.63	120.14	106.06	102.22	98.45	94.75	91.44	87.86	86.89	85.60	84.63	83.34	82.37			
	(25) 小型家電	(11)+(18)	8.17	8.47	8.16	7.89	7.62	7.36	7.07	6.81	6.56	6.32	6.10	5.86	5.79	5.71	5.64	5.56	5.49			
合計	(26) 家庭系ごみ 総量	(12)+(19)	886.34	846.96	816.41	789.02	762.06	735.55	707.05	681.47	656.34	631.65	609.61	585.75	579.29	570.68	564.22	555.60	549.14			
事業系ごみ	事業系直接搬入	(27) 一般ごみ	104.26	111.18	112.23	113.57	114.83	116.02	116.74	117.77	118.73	119.62	120.87	121.62	120.28	118.49	117.15	115.36	114.02			
		(28) 生ごみ	60.9	60.35	60.93	61.65	62.34	62.98	63.37	63.93	64.45	64.94	65.61	66.02	65.29	64.32	63.59	62.62	61.89			
		(29) 資源ごみ	28.57	34.94	38.48	42.18	45.93	49.72	53.37	53.84	54.28	54.68	55.25	55.60	54.98	54.17	53.55	52.74	52.12			
		(30) 鉄類	5.12	6.35	6.41	6.49	6.56	6.63	6.67	6.73	6.78	6.84	6.91	6.95	6.87	6.77	6.69	6.59	6.52			
		(31) 粗大ごみ	89.00	79.41	76.96	74.63	72.18	69.61	66.71	67.30	67.85	68.35	69.07	69.50	68.73	67.71	66.94	65.92	65.15			
		(32) 紙おむつ	29.48	25.41	25.65	25.96	26.25	26.52	26.68	26.92	27.14	27.34	27.63	27.80	27.49	27.08	26.78	26.37	26.06			
		(33) 直接搬入ごみ 計	100.0%	317.33	317.64	320.66	324.48	328.09	331.49	333.53	336.49	339.23	341.77	345.34	347.48	343.65	338.54	334.71	329.60	325.76		
		(34) 一般ごみ	(27)	104.26	111.18	112.23	113.57	114.83	116.02	116.74	117.77	118.73	119.62	120.87	121.62	120.28	118.49	117.15	115.36	114.02		
		(35) 生ごみ	(28)	60.90	60.35	60.93	61.65	62.34	62.98	63.37	63.93	64.45	64.94	65.61	66.02	65.29	64.32	63.59	62.62	61.89		
		(36) 資源ごみ	(29)	28.57	34.94	38.48	42.18	45.93	49.72	53.37	53.84	54.28	54.68	55.25	55.60	54.98	54.17	53.55	52.74	52.12		
	(37) 鉄類	(30)	5.12	6.35	6.41	6.49	6.56	6.63	6.67	6.73	6.78	6.84	6.91	6.95	6.87	6.77	6.69	6.59	6.52			
	(38) 粗大ごみ	(31)	89.00	79.41	76.96	74.63	72.18	69.61	66.71	67.30	67.85	68.35	69.07	69.50	68.73	67.71	66.94	65.92	65.15			
	(39) 紙おむつ	(32)	29.48	25.41	25.65	25.96	26.25	26.52	26.68	26.92	27.14	27.34	27.63	27.80	27.49	27.08	26.78	26.37	26.06			
	合計	(40) 事業系ごみ 総量	(33)	317.33	317.64	320.66	324.48	328.09	331.49	333.53	336.49	339.23	341.77	345.34	347.48	343.65	338.54	334.71	329.60	325.76		
	(41) 事業系ごみ排出量の原単位			g/人・日	270.84	278.04	285.23	292.43	299.63	306.82	314.02	321.21	328.41	335.61	342.80	350.00	350.00	350.00	350.00	350.00		
	ごみ量の総和	家庭系+事業系内訳	(42) 一般ごみ	(20)+(34)	512.93	500.78	487.78	476.52	465.38	454.37	441.98	431.25	420.65	410.18	401.29	391.06	386.75	381.00	376.69	370.94	366.62	
			(43) 生ごみ	(21)+(35)	159.16	153.52	150.73	148.44	146.16	143.89	141.15	138.90	136.65	134.42	132.67	130.45	129.02	127.10	125.66	123.74	122.30	
			(44) 資源ごみ	(22)+(36)	182.96	190.22	199.04	207.88	216.13	223.80	230.13	224.21	218.36	212.60	207.66	202.03	199.81	196.84	194.61	191.64	189.41	
			(45) 鉄類	(23)+(37)	24.80	23.29	22.74	22.27	21.80	21.34	20.81	20.36	19.91	19.47	19.10	18.66	18.46	18.18	17.98	17.70	17.50	
			(46) 粗大ごみ	(24)+(38)	286.17	262.92	242.96	224.54	206.81	189.75	172.76	169.52	166.30	163.10	160.51	157.36	155.62	153.31	151.57	149.26	147.52	
(47) 小型家電			(25)	8.17	8.47	8.16	7.89	7.62	7.36	7.07	6.81	6.56	6.32	6.10	5.86	5.79	5.71	5.64	5.56	5.49		
(48) 紙おむつ			(39)	29.48	25.41	25.65	25.96	26.25	26.52	26.68	26.92	27.14	27.34	27.63	27.80	27.49	27.08	26.78	26.37	26.06		
合計			(49) ごみ 総量	(26)+(40)	1,203.67	1,164.60	1,137.07	1,113.50	1,090.15	1,067.04	1,040.58	1,017.96	995.57	973.42	954.95	933.23	922.94	909.22	898.92	885.20	874.91	
(50) ごみ総排出量の原単位			g/人・日	1,027.33	1,019.39	1,011.45	1,003.51	995.57	987.63	979.69	971.76	963.82	955.88	947.94	940.00	940.00	940.00	940.00	940.00	940.00		
ごみ処理施設 (中間処理など)			中間処理-資源化量	(52) 内、資源ごみ	(44)	474.34	454.98	441.19	429.50	418.43	407.94	396.63	387.40	378.27	369.25	361.64	352.82	348.93	343.74	339.85	334.66	330.77
	(53) 内、木質系粗大ごみ	(46)×割合		182.96	190.22	199.04	207.88	216.13	223.80	230.13	224.21	218.36	212.60	207.66	202.03	199.81	196.84	194.61	191.64	189.41		
	(54) 内、鉄類	(45)		24.80	23.29	22.74	22.27	21.80	21.34	20.81	20.36	19.91	19.47	19.10	18.66	18.46	18.18	17.98	17.70	17.50		
	(55) 内、小型家電	(47)		8.17	8.47</																	

### 第3節 取組方向と施策

#### 3.1 ごみ減量化計画

##### (1) ごみ減量化への取組方向

環境にやさしい買い物の実践の他、ごみを出さない生活スタイルの促進に向けて、町民、事業者、並びに観光客への理解・協力を得るよう、広報誌の配布やポスター・看板の提示、ホームページなど電子媒体を生かした周知活動を積極的に進める。

また、ごみ総排出量の発生・抑制に向けて、特に大きな割合を占める粗大ごみに対しては、解体時に生じた廃棄物の処理責任の明確化、並びに解体前の残置物の適正な処理の必要性を関係者に周知・徹底するとともに、将来的な有料化を検討する。

## (2) ごみ減量化に関する主な施策

### -ごみの発生を減らす-

#### (町民の役割)

1-1	○マイバッグ運動の推進 ☆マイバッグやマイ箸、マイカップなどを持参する。
-2	○リターナブル容器を使用している商品や、リユース商品などの活用
-3	○ものの長期間使用の推進 ☆詰め替え商品の使用や修理による長期間使用を推進する。
-4	○資源回収活動への参加・協力
-5	○環境配慮型製品の購入 ☆過剰包装や使い捨て容器の辞退、簡易包装商品の利用・購入を推進する。
-6	○レンタル・リース商品の活用

#### (事業者の役割)

1-7	○環境配慮型製品の製造・販売・提供
-8	○製品の長寿命化やアフターサービス体制の整備
-9	○流通・販売段階での簡易包装の推進 ☆トレイ・梱包材の最小限化と使い捨て容器を自粛する。

#### (行政の役割)

1-10	○エコバック、マイバッグ運動や、資源回収活動の普及・啓発
-11	○スーパー・小売店に対し、レジ袋の削減、過剰包装の自粛やトレイ等の回収・促進の呼びかけ
-12	○事業者として、ものの長期間使用を推進するなど、率先して排出抑制策を実施
-13	○環境配慮型製品の周知・啓発
-14	○ごみ処理手数料の有料化の検討

-生ごみを減らす-

(町民の役割)

1-15	○食品ロス削減運動の推進 ☆計画的に食品を購入し使い切る。 ☆賞味期限と消費期限を正しく理解する。 ☆食べ残しをなくす。
-16	○水切りの徹底など

(事業者の役割)

1-17	○食品ロス削減運動の推進 ☆過度な仕入れや作りすぎをなくす。
------	-----------------------------------

(行政の役割)

1-18	○食品ロス削減運動の普及・啓発
-19	○生ごみ分別の町民への徹底・普及・啓発

-粗大ごみを減らす-

(町民の役割)

1-20	○建築物解体・リフォームに伴う残置物・廃棄物の適正処理の推進 ☆工事等の際に残された不要家具・家電等（残置物）は、工事の前に建築物の所有者や占有者が適正に処理する。
-21	○登録・許可を得た解体業者、収集・運搬業者への処理・委託

(事業者の役割)

1-22	○一般廃棄物と産業廃棄物の区分けによる処理責任の明確化の推進 ☆解体、リフォーム工事で取り壊したものは産業廃棄物に該当することから、廃棄物処理法に基づき適正に処理する。
------	---

(行政の役割)

1-23	○空き家の取り壊しに伴う廃棄物の適正処理に関する周知・徹底
-24	○粗大ごみ処理手数料の有料化の検討

-その他、教育・啓発活動-

1-25	○広報誌などを利用した、ごみ情報の定期的な提供
-26	○イベント会場や観光客が多く集まる場所などでのポスター・看板、のぼり旗の提示と周知活動を推進する。 ☆イベント会場でのごみ分別の周知・啓発など、ごみ排出量の削減に向けた取り組みが家庭・地域に根付くよう促進する。
-27	○ホームページなど電子媒体を生かした、ごみ情報の周知・徹底
-28	○町民や事業者等の参加による勉強会、説明会などの開催
-29	○生ごみ処理場や最終処分場といった施設見学会の開催など、学習する機会づくり
-30	○ごみの減量化に積極的に取り組んでいる学校、各種団体を広報などで紹介

## 3.2 分別・収集計画

### (1) 分別・収集への取組方向

高水準のリサイクル率の維持に向けて、現在の資源ごみ 13 品目の分別・収集の継続とごみ出しのルールを周知・徹底するとともに、高齢者・外国人観光客等の増加や、国の資源循環戦略の方針（例；使用済みプラスチックの 100%有効利用案など）等を踏まえた収集体制の充実と必要に応じたごみ分別の見直しなど、柔軟に対応するものとする。

また自治会、子ども会による資源ごみ集団回収活動や、分別が困難な高齢者へのごみ出しのお手伝いなど、地域が一体となった収集・支援体制の確立を推進する。

## (2) 分別・収集に関する主な施策

### (町民の役割)

2-1	○ごみ・資源物の分別・排出に関するルールの厳守
-2	○リサイクルボックス等の資源回収拠点の場の利用
-3	○資源の集団回収（例；子ども会）への積極的な参加
-4	○フリーマーケットの開催と積極的な参加
-5	○リサイクルショップの活用
-6	○店舗回収などの利用

### (事業者の役割)

2-7	○ごみ・資源物の分別・排出に関するルールの厳守
-8	○使用済み製品・部品の他、容器包装資材の再使用
-9	○再生品の販売・利用
-10	○製造業者や流通業者による自主回収・資源化の促進
-11	○観光施設などにおけるごみ分別の周知・看板などへの外国語表記の検討

### (行政の役割)

2-12	○ごみ処理手数料の有料化の検討 ☆粗大ごみの有料化を検討する。
-13	○ごみ・資源物の適正な分別・排出に関する指導の実施（一般ごみへの不適物の混入禁止、資源物の汚れの除去、ペットボトルにおけるキャップの取り外し、転入者に対する窓口説明の強化など）
-14	○不適切なごみは収集しないことを徹底 ☆不適切なごみに対し、収集できない理由を明記した赤い札の貼り付けによる注意喚起等、収集業者と一体となった指導を徹底する。 ☆ごみ袋への名前記載などルールを厳守するよう周知・徹底する。
-15	○高齢者に配慮した収集体制の充実を検討 ☆個別収集の増加、回収場所の増設等、住民サービスの向上を検討する。 ☆共助による高齢者へのごみ出し支援など、地域が一体となった収集体制の確立を支援する。
-16	○外国人を含む町外からの観光客・就業者に対する、本町の分別収集体制の周知・徹底 ☆けんぶち ごみのしおり等の周知用パンフレットに外国語表記を用いるなどを検討する。
-17	○町民による積極的な集団回収の実施に向けた支援・充実の検討

(行政の役割)

2-18	○集団回収における収集量など実績の把握
-19	○廃スプレー缶の適正な処理など、社会的に求められる新たな問題・課題に対する分別収集体制の必要に応じた見直しの検討
-20	○店舗回収・民間リサイクル業者に関する情報の収集と、町民などへの情報提供
-21	○士別市リサイクルセンターとの連携・強化 ☆不適物の発生状況の他、資源ごみの分別・収集と再商品化に向けた流れなど、町民への情報提供を推進する。

### 3.3 中間処理計画

#### (1) 中間処理への取組方向

現在、一般ごみとして不燃物と一緒に収集し、埋め立て処分している可燃ごみについて、分別・収集並びに焼却などの中間処理の実施によるごみの減容化を検討する。

検討にあたっては、ごみ組成調査の実施による可燃ごみの見込み量を把握するとともに、循環型社会の形成に向けた目標であるエネルギー回収率 10%を達成するよう、近隣自治体との共同処理の他、既設焼却炉への処理・委託の可能性など、周辺市町村との連携・協力により方向性を定める。

また、生ごみ処理場など既存の中間処理施設については、計画的な補修・更新や処理費用を補填する有料袋代金の見直しなどを関連自治体と共同で検討し、更なる長期利用を推進する。

#### (2) 中間処理に関する主な施策

3-1	○可燃ごみの分別化および焼却・中間処理による減容化の検討
-2	○ごみ組成調査の実施
-3	○町単独と共同処理、または委託による焼却・中間処理の検討など周辺自治体との連携・協力の推進
-4	○生ごみ処理場、リサイクルセンターなど中間処理施設の計画的な補修・更新等による長寿命化の推進
-5	○生分解性の有料袋代金の見直しなど、既存施設の長寿命化に向けた財源確保の検討・協議

### 3.4 最終処分計画

#### (1) 最終処分への取組方向

剣淵町一般廃棄物最終処分場における埋め立て地及び浸出水処理施設など既存の最終処分施設については、日常的な維持・管理と定期的な点検・診断を継続し、予防保全の観点から計画的な補修・更新を実施するなど、更なる長期利用を推進する。

また、資源ごみが埋め立て処分されないよう、ごみ出しのルールを周知・徹底するとともに受け入れ時における監視体制を強化する。

更に、町民・事業者による直接持ち込み車両の増加に対し、一般ごみの収集車両が輻輳し、作業環境が悪化することの無いよう、必要な施設整備の他、利用時間の設定、作業動線区分の明確化といったソフト施策など、受け入れ体制の充実・強化を検討する。

#### (2) 最終処分に関する主な施策

4-1	○埋め立て地、浸出水処理施設など最終処分施設の計画的な補修・更新等による長寿命化の推進
-2	○既存の最終処分場の嵩上げなど延命化に向けた検討・協議
-3	○上記、既存の嵩上げの他、新たな最終処分場の整備・必要性に向けた長期的な検討・協議
-4	○最終処分場への直接搬入ごみに対するチェック監視体制の強化 ☆産業廃棄物の受け入れ禁止など一般廃棄物との区分を明確化する。
-5	○最終処分場での受け入れ体制の充実・強化に向けた整備等の検討

### 3.5 その他関連計画

#### (1) 関連計画の取組方向

不法投棄に対し、警察機関と行政、町民、事業者の連携・協働による監視、パトロール体制の強化により、未然に防ぐものとする。

災害廃棄物の収集と適正な処理に向けて、どのように対処するかを事前に定めた計画を庁内一体となって検討する。

#### (2) 関連計画に関する主な施策

##### -不法投棄など不適正な排出の根絶における主な施策-

5-1	○不法投棄・ポイ捨て防止看板や、のぼり旗の設置 ☆廃棄物適正処理推進月間（10月）等に合わせて実施する。
-2	○不法投棄等の発見に対する連絡体制の強化と情報受付専用窓口などの情報の提供
-3	○モニタリング活動の充実 ☆公用車両への周知用ステッカーの貼り付けなど、不法投棄監視のPR活動を推進する。
-4	○不法投棄の早期発見、並びに早期撤去に向けた、警察など関係機関との連携・強化

##### -災害廃棄物の収集と適正な処理における主な施策-

5-5	○庁内が一体となった災害廃棄物処理計画の策定・検討 ☆上位計画である「北海道災害廃棄物処理計画※」を踏まえた災害廃棄物への対応並びに具体的な処理・方策の検討
-----	---

※北海道災害廃棄物処理計画（平成30年3月）の概要を次頁以降に示す。

-北海道災害廃棄物処理計画-

災害復旧の際には、粗大ごみや生活ごみなど、多くの廃棄物が一時に発生して順次排出されるほか、災害時はごみ処理施設の被害も想定されることから、広域的な協力及び支援が必要になる。また、解体家屋の処理などが行われ、多量のがれき類が長期に渡り発生する場合もあることから、仮置き場を含む処理体制の構築が必要となる。

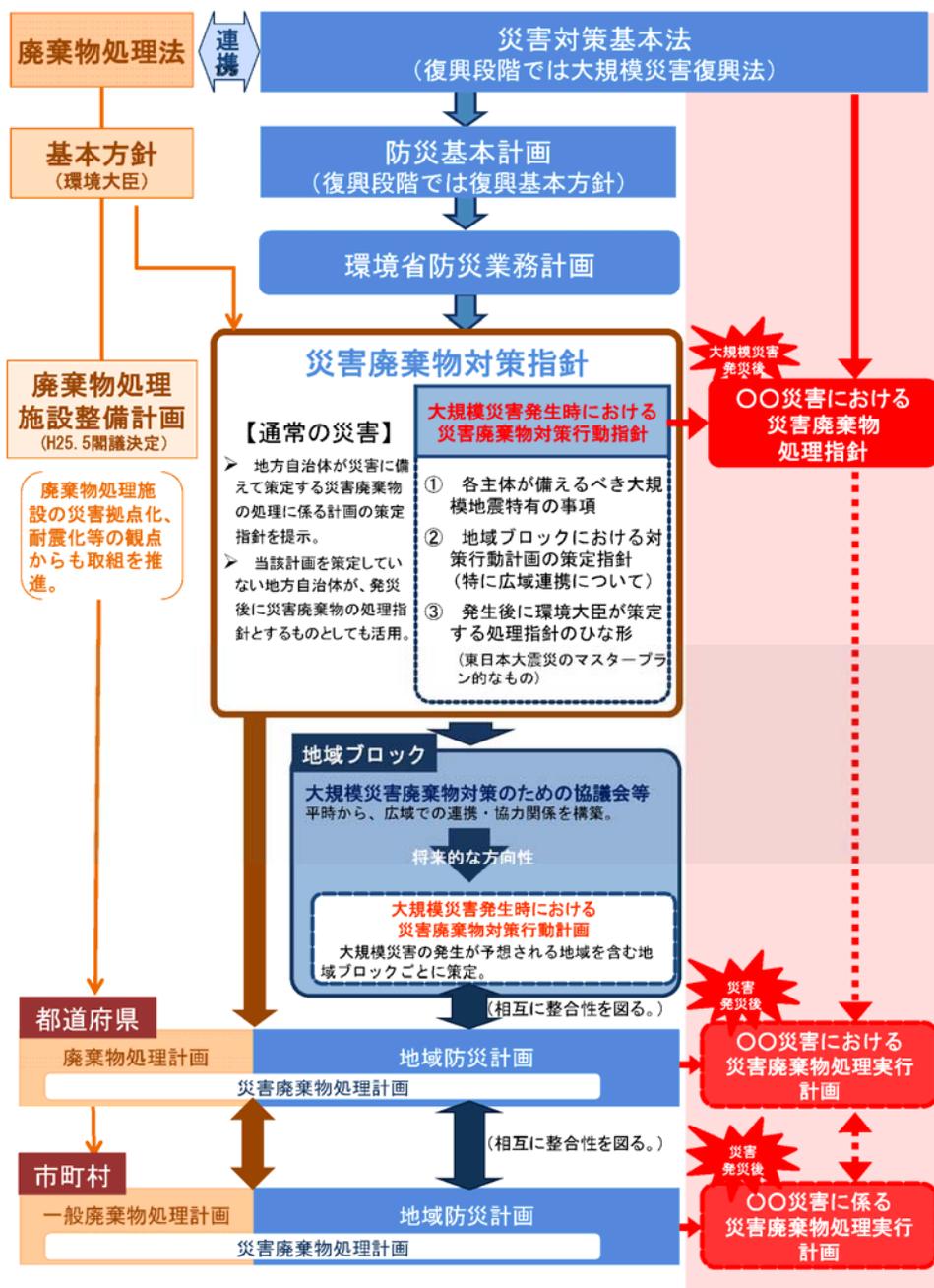


図 2.2.3.1 災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図

## ①災害廃棄物の処理

災害などで発生した廃棄物を、適正処理するために必要な人員や予防設備等は、状況に応じて国や北海道及び組合関係市町などと連携を図る。

## ②災害廃棄物処理計画の策定

災害時における応急体制の確保を目的に、災害によって生じた廃棄物などの一時保管場所及び仮置き場の配置、し尿処理及び避難生活から発生するごみの処理など、災害によって生じた廃棄物の広域的な処理・処分計画（災害廃棄物処理計画）の検討を進める。

〈災害廃棄物処理計画とは〉

北海道災害廃棄物処理計画に示される基本的事項を以下に整理する。

### a. 基本的事項

#### イ 計画の目的

本計画は、災害からの早期の復旧復興に向けて、災害に伴い発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速かつ適正な処理を推進するため、発災時に道が対応すべき事項や、被災した市町村が、災害廃棄物を処理するために必要となる事項や関係機関の役割、備えておくべき事項等を取りまとめている。

#### ロ 計画の位置づけ

本計画は、環境省が作成した「災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定）」や「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成 27 年 11 月）」に基づき、北海道地方環境事務所が策定した「大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画（第 1 版）（平成 29 年 3 月。以下「ブロック計画」という。）」を踏まえて、本道において大規模災害が発生した際に、市町村に対する災害廃棄物処理に係る技術的助言や広域処理の調整及び道全体の処理に係る進行を管理するため作成するものであり、道や市町村の役割や行うべき処理の方策等について定めるものである。

## ハ 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び水害その他の災害とする。

## 二 対象とする業務と災害廃棄物

本計画の対象とする業務は、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、二次災害の防止や作業の一貫性・迅速性の観点から、「個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去」等も含むものとする。

また、対象とする廃棄物は、地震や津波、大雨等の災害によって発生する廃棄物等のほか、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物を対象とする。

なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物については、本計画の対象とはしていない。

表 2.2.3.1 対象とする災害廃棄物の一覧

区 分	種 類	内 容
災害によって発生 する廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら 等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず など
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB使用機器、感染性廃棄物、化学物質、 CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農 薬類の有害廃棄物等
	廃家電製品等	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家 電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二 輪、原付自転車
	船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
	腐敗性廃棄物	昼や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場 や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	その他の適正処理 困難物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなど の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや 非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積 したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込 まれたもの	
被災者や避難者の 生活に伴い発生す る廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及 び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの 総称）等からの汲取りし尿

## ホ 役割分担（市町村部分のみ抜粋）

### 2 市町村の役割

災害廃棄物はそのほとんどが一般廃棄物と考えられることから、災害廃棄物の処理は基本的に市町村が行なう。

発災後は、災害廃棄物の処理はもとより、平常時と同様に生活ごみの回収・処理を行うのと並行して、避難所ごみの回収・処理を迅速に開始するほか、仮設トイレの設置とし尿の回収・処理を行い、被災地域の衛生確保を図る。

災害廃棄物の処理にあたっては、適正かつ円滑、迅速な処理を行うとともに、可能な限り再生利用に努めて減量化を図る。

被災状況を踏まえて、道及び事業者等に対する支援要請を検討する。

### ③災害廃棄物に対する対策の推進

表 2.2.3.2 三者による取り組み

役割分担	内 容
住 民	災害廃棄物の発生に関する情報を行政に提供するとともに、回収や適正処理に協力する。
事業者	災害廃棄物の発生に関する情報を行政に提供するとともに、回収や適正処理に協力する。
行 政	災害廃棄物のごみについては、交付金制度の拡充を国及び北海道に働きかけ、その制度などを利用し適正処理に努める。

### ④災害時における廃棄物処理などの特性

表 2.2.3.3 災害時の特性

状 況	震 災 時
ごみの排出	順次、多量に排出
分別の排出	比較的分別可能
ごみの収集	順次収集
廃棄物処理施設	稼働停止により、処理体制に支障が発生
解体家屋の処理	大量に発生するため、長期的処理
ごみ処理	中間処理及び再資源化の徹底を図り、埋め立ての減量
仮設トイレ	避難者が多く、多数設置が必要
し尿の収集	長期間の仮設トイレ設置